

1. 議事日程

(平成17年第1回安芸高田市議会3月定例会第1日目)

平成17年3月7日
午前10時開会
於安芸高田市議場

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙
- 日程第4 発議第1号 安芸高田市議会政務調査費の交付に関する
条例の制定について
- 日程第5 施政方針
- 日程第6 議案第40号 平成17年度安芸高田市一般会計予算
- 日程第7 議案第41号 平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算
- 日程第8 議案第42号 平成17年度安芸高田市老人保健特別会計予算
- 日程第9 議案第43号 平成17年度安芸高田市介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第44号 平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第45号 平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計予算
- 日程第12 議案第46号 平成17年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議案第47号 平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第14 議案第48号 平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業
特別会計予算
- 日程第15 議案第49号 平成17年度安芸高田市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第16 議案第50号 平成17年度安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算
- 日程第17 議案第51号 平成17年度安芸高田市水道事業会計予算
- 日程第18 議案第1号 字の区域の変更について
- 日程第19 議案第2号 字の区域の変更について
- 日程第20 議案第3号 財産の取得について

- 日程第 2 1 議案第 4 号 安芸高田市非核平和都市宣言について
- 日程第 2 2 議案第 5 号 広島県市町村職員退職手当組合を組織する
地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について
- 日程第 2 3 議案第 6 号 広島県市町村公務災害補償組合を組織する
地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について
- 日程第 2 4 議案第 7 号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 5 議案第 8 号 安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例
- 日程第 2 6 議案第 9 号 安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- 日程第 2 7 議案第 1 0 号 安芸高田市職員の給与の特例に関する条例
- 日程第 2 8 議案第 1 1 号 安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例
- 日程第 2 9 議案第 1 2 号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び
費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 0 議案第 1 3 号 安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 1 議案第 1 4 号 安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について
【安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例ほか 1 件の条例】
- 日程第 3 2 議案第 1 5 号 安芸高田市総合計画の策定について
- 日程第 3 3 議案第 1 6 号 安芸高田市まちづくり委員会設置条例
- 日程第 3 4 議案第 1 7 号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び
管理条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 5 議案第 1 8 号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 6 議案第 1 9 号 美土里町後継者定住促進条例を廃止する条例
- 日程第 3 7 議案第 2 0 号 安芸高田市堆肥センター設置及び管理条例の一部を
改正する条例
- 日程第 3 8 議案第 2 1 号 安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を
改正する条例
- 日程第 3 9 議案第 2 2 号 安芸高田市農業委員会の農地部会を構成する
委員の定数条例を廃止する条例
- 日程第 4 0 議案第 2 3 号 安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る
生活環境調査結果の縦覧等の手続きに関する条例

- 日程第 4 1 議案第 2 4 号 安芸高田市下水道事業受益者負担金及び
分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 2 議案第 2 5 号 高宮町若者定住化推進に関する条例を廃止する条例
- 日程第 4 3 議案第 2 6 号 高宮町若者定住住宅設置及び管理条例を廃止する条例
- 日程第 4 4 議案第 2 7 号 高宮町若者用マンション「虹のマンション」設置及び
管理条例を廃止する条例
- 日程第 4 5 議案第 2 8 号 安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 6 議案第 2 9 号 安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例
- 日程第 4 7 議案第 3 0 号 平成 1 6 年度安芸高田市一般会計補正予算(第 5 号)
- 日程第 4 8 議案第 3 1 号 平成 1 6 年度安芸高田市国民健康保険特別会計
補正予算(第 3 号)
- 日程第 4 9 議案第 3 2 号 平成 1 6 年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 5 0 議案第 3 3 号 平成 1 6 年度安芸高田市公共下水道事業特別会計
補正予算(第 3 号)
- 日程第 5 1 議案第 3 4 号 平成 1 6 年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業
特別会計補正予算(第 3 号)
- 日程第 5 2 議案第 3 5 号 平成 1 6 年度安芸高田市農業集落排水事業
特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 5 3 議案第 3 6 号 平成 1 6 年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計
補正予算(第 3 号)
- 日程第 5 4 議案第 3 7 号 平成 1 6 年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業
特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 5 5 議案第 3 8 号 平成 1 6 年度安芸高田市簡易水道事業特別会計
補正予算(第 3 号)
- 日程第 5 6 議案第 3 9 号 平成 1 6 年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第 1 号)

2.出席議員は次のとおりである。(22名)

1番	明 木 一 悦	2番	秋 田 雅 朝
3番	田 中 常 洋	4番	加 藤 英 伸

5番	小野剛世	6番	川角一郎
7番	塚本近	8番	赤川三郎
9番	松村ユキミ	10番	熊高昌三
11番	青原敏治	12番	金行哲昭
13番	杉原洋	14番	入本和男
15番	山本三郎	16番	今村義照
17番	玉川祐光	18番	岡田正信
19番	渡辺義則	20番	亀岡等
21番	藤井昌之	22番	松浦利貞

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 会議録署名議員

17番	玉川祐光	18番	岡田正信
-----	------	-----	------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市長	児玉更太郎	助役	増元正信
収入役	藤川幸典	参事	小野豊
総務部長	新川文雄	自治振興部長	田丸孝二
市民部長	廣政克行	福祉保健部長兼 福祉事務所長	福田美恵子

産業振興部長	清 水 盤	建設部長 兼公営企業部長	金 岡 英 雄
教 育 長	佐 藤 勝	教 育 次 長	杉 山 俊 之
消 防 長	村 上 紘	八千代支所長	平 下 和 夫
美土里支所長	立 川 堯 彦	高宮支所長	猪 掛 智 則
甲田支所長	武 添 吉 丸	向原支所長	益 田 博 志
総務課長	高 杉 和 義	財 政 課 長	垣 野 内 壯

6 . 職務のため議場に出席した事務局の職氏名 (5 名)

事 務 局 長	増 本 義 宣	事 務 局 次 長	光 下 正 則
議事調査係長	児 玉 竹 丸	書 記	国 岡 浩 祐
書 記	倉 田 英 治		

~~~~~

午前10時00分 開会

松浦議長 それでは、おはようございます。  
ただ今の出席議員は22名であります。  
定足数に達しておりますので、これより平成17年第1回安芸高田市議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、予めお手元に配布したとおりであります。  
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。

増本事務局長 議長。  
松浦議長 事務局長、増本君。  
増本事務局長 諸般の報告をいたします。  
第1点、市長並びに教育委員長より、本定例会に説明員として出席委任するものの職氏名の一覧表が提出されております。  
第2点、市長より3千万円以上1億5千万円未満の工事請負契約締結についての報告がありました。  
第3点、監査委員より平成16年11月分・12月分・平成17年1月分の例月出納検査結果の報告がありました。  
それぞれの写しをお手元に配付いたしておりますのでご了承ください。  
以上で諸般の報告を終わります。

松浦議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

松浦議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、17番玉川祐光君及び18番岡田正信君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

松浦議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開きご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長青原敏治君の報告を求めます。

青原委員長 議長。  
松浦議長 青原敏治君。  
青原委員長 議会運営委員会の報告を申し上げます。平成17年第1回定例会の運営につきまして、去る3月2日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定いたしましたので報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり本日から3月25日までの19日間といたします。議事の都合により、3月8日及び3月12日から3月24日までを休会といたします。  
本定例会に付議された案件は、発議1件、議案51件、計52件でござ

います。

議案審議でございますが、市議会におきましては基本的には委員会に付託して審査することとなっておりますが、特に時間をかけて審査すべきもの以外については付託を省略することとなっております。

審議の結果、議案第15号、安芸高田市総合計画の策定については、上程後の質疑を受け、その後、総務企画常任委員会に付託することとし、その他、平成17年度一般会計予算他、特別会計予算等、12件の予算案以外の38件については、全て付託を省略することといたしました。

続いて、予算審査についてでございますが、予算案12件を一括上程の後、一括質疑を受け、その後、議長を除く21名で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託いたします。審査結果は概要報告書としてまとめ、委員長から本会議へ報告され、一括審議といたします。予算審査特別委員会の審査は3月18日までに終了するよう、運営方、よろしく願いをいたします。

一般質問の取り扱いについては、会派の届け出がありませんので、前回と同様に会議規則のとおり、時間制限を設けず3回までといたします。

以上、報告を終わります。

松浦議長 お諮りします。

ただ今の委員長の報告のとおり、会期は19日間とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕

松浦議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は19日間と決定しました。

~~~~~

日程第3 芸北広域環境施設組合議会議員の選挙

松浦議長 日程第3、芸北広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推薦にしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦によることに決しました。

松浦議長 お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決しました。

松浦議長 芸北広域環境施設組合議会議員に、明木一悦君、川角一郎君、熊高昌三君、玉川祐光君、松浦利貞君を指名いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

ただ今議長が指名いたしました以上の諸君を、芸北広域環境施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名いたしました諸君が芸北広域環境施設組合議会議員に当選をされました。

ただ今芸北広域環境施設組合議会議員に当選された諸君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

~~~~~

#### 日程第4 発議第1号 安芸高田市議会政務調査費の交付に関する

#### 条例の制定について

松浦議長 日程第4、発議第1号、安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の制定についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本議員 議長。

松浦議長 15番、山本三郎君。

山本議員 発議第1号、安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の提案理由の説明を行います。

この条例は、地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づき、安芸高田市議会議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として、議会における会派・所属議員が一人の場合を含め、会派に対し政務調査費を交付することに関し、必要な事項を定めるものです。

この議会政務調査費を有効に活用し、もって市政発展に寄与することを願うものであります。

どうか趣旨をご理解いただき議決賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、本件に関しては質疑を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、本件の質疑は省略いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 これより発議第1号、安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の制定についての件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。



〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、発議第1号、安芸高田市議会政務調査費の交付に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 施政方針

松浦議長 日程第5、施政方針。ここで、市長の施政方針の表明を受けます。
児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 平成17年度、安芸高田市議会第1回定例会の開会にあたり、本会へ提出させていただきました予算案並びに諸議案の概要を説明いたしますとともに、本市を取り巻く諸情勢並びに市政運営に関しましての私の所信を申し述べ、議員の皆さん方をはじめ、市民の皆さんに一層のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

まず、本市を取り巻く情勢でございますが、本市は昨年3月に県内14番目の市として誕生し、以来、皆様方の力強い支援、お力添えをいただきながら、今月で1年の区切りを迎えました。この間、常に申し上げて参りましたが、今回の合併は私たちが過去に経験したことのない非常に厳しい社会経済状況のなかで、地方自治の生き残りをかけた戦略に他ならないと考えております。今後一層行財政改革の取り組みを厳格に実施いたし、市民の皆さん方の負託に充分に応えることのできる行政運営の実現を目指して参りますので、これまでも増して一層の支援を賜りますように、重ねてお願い申し上げます。

さて、昨年は自然災害の多発した年でありましたが、まれにみる台風の襲来や、とりわけ10月に発生いたしました中越地震は、多大な被害をもたらし、地域自治体をあげて避難生活を余儀なくされ、未だに復旧の見込みの立たない不安な毎日を過ごされている被災者の皆さんがおられます。本市といたしましては早速に支援金等をお送りいたしましたところでございますが、犠牲になられました方々に対し、深く哀悼の意を表わしますとともに、一日も早い復旧がなされますように念願をいたしております。

我が国の経済動向は全体といたしましては企業収益が改善に向かい、設備投資が増加いたしておりますものの、個人消費の伸び悩みなどの影響から、その回復は緩やかなものとなっております。

広島県におきましても一時の輸出の好調さは少し鈍り始めてはおりますものの、その速度を緩めつつも経済の回復基調は継続しているようでございます。しかしながらこの回復基調も都市部の一部企業を中心とした動向でございまして、中山間地に所在いたしております本市の状況といたしましては、生産活動の中核となります製造業の撤退など、未だに厳しい状況が続いていることは否めないところでございます。

雇用情勢につきましては、国や県など大局的には完全失業率の水準が改善傾向にあると伝えられてはおりますが、本市の状況といたしましては数

字上での有効求人倍率は回復傾向を示してはおりますものの、経済回復の支えとなります製造部門等の求人は一向に改善されぬまま推移をいたしており、今後しばらくは楽観を許さない厳しい状況が続くものと認識せざるを得ない状況となっております。

次に、三位一体改革についてでございます。この改革は国と地方との役割分担を根本から見直し、国の関与や余分な行政コストを削減して地方公共団体が自らの権限と責任において、最小の経費で一層良質な行政サービスの提供に努めるという地方分権の目的の達成に向けて、取り組みを行うものでございます。しかしながら、現状ではその内容におきましても重要事項が先送りされるなど、我々地方公共団体といたしましては、未だに不十分なものとなっており、今後の財政運営にも極めて厳しい局面を迎えておりますことから、この改革の本旨が早期に位置付けされますよう、国に対して働きかけを続けて参りたいと考えております。さらに本市は、合併前から各種事業の実施に伴います多額な地方債残高を抱えており、これに伴います償還金など公債費の急激な増向が予想され、市財政にとりまして予断を許さない大きな負担となっております。

広島県におきましては全国的にも先進的に市町村合併の取り組みが進展いたしました。県の行政財政改革の一環として、行政組織の見直しに伴います地域事務所の縮小等により、また昨年11月に県が策定いたしました分権改革推進計画に基づいて、本市に対しましては段階的な大幅な権限移譲が実施されるものと思われまます。住民に最も近い基礎的自治体といたしまして、地域の実情や住民要望に添った行政を自主的、総合的に実施できますよう、県の支援をいただきながら体制の整備などの取り組みを進めて参ります。

このように、本市を取り巻く社会経済情勢は極めて厳しい局面を迎えております。本市におきましては合併の困難から一刻も早く脱却し、市民との協働による簡素で効率的な良質で迅速なサービス提供を目指して、昨年10月に広く市民の方々にご意見をいただく行政改革懇話会を、また、行政内部の推進組織といたしまして、行政改革推進本部を設置し、現在、同懇話会へ安芸高田市行政改革大綱の素案を諮問いたし、その答申へ向けて検討いたしてしております。さらにこの答申を受けて、行政改革大綱の策定は大綱を具体化し、個々の事務事業へ直接反映させていくため、実施計画を策定することといたしてしております。

安芸高田市が発足以来、混乱の1年が経過いたしました。平成17年はいよいよ本市の市政運営の資質が問われる最初の年になるものと、強く認識いたしてあり、あらゆる市政運営において地方自治体の生き残りをかけた戦略としての合併効果を早期に最大限発揮できますよう、私を含めた全職員が常に緊張感の中に身を置き、市民の皆さんに真に信頼をいただける、効果的で効率の良い行政経営の実現に努めて参ります。

2番目といたしまして、当面する重要課題でございます。本市は市町村広域合併が先進的に進展いたしました広島県内におきましても、とりわけ

順調に合併が進んだモデルケースとして評価をいただいております。このことは市民の皆さんの深いご理解と、温かいご協力の賜物と心から感謝をいたしております。こうした県内14番目の市として発足いたしました安芸高田市ではございますが、新市建設計画及び現在策定作業中の安芸高田市総合計画に掲げております重要懸案事項について、確実に実行していくことが第一の課題と考えております。しかしながら、合併直後は国や県からの財政的な優遇措置があるとは申しまして、実際の事業実施にあたってはその裏付けとなる一般財源の確保が必ず求められます。低迷を続ける地方経済の影響から、税収の急速な回復が見込めず、三位一体改革の影響から国税の減額と縮減など、一般財源の確保はますます困難を極めており、また、合併前後の混乱に伴いましてやむなく基金の取り崩しを行って事業の実施を行って参りました結果、基金残高は残り僅かな状況となっておりますことから、当面は財政状況を慎重に勘案しながら計画的な事業実施に努めて参りますのでご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

ハード事業につきましては、特に厳選を期し、重点事業の実施を基本といたしますが、具体的な事業といたしましては現在向原町に建設をいたしております、ベッド数50床の特別養護老人ホームを平成17年度に完成する予定でございます。また、行政機能を集中し、市民の皆さんへの利便性の高い行政サービスを提供するための第2庁舎及び文化ホールにつきましては、昨年9月の議会で現在の市庁舎に隣接し建設する旨の決定をいただきましたので、いよいよ本年は具体的な設計に入る予定でございます。また、広域火葬場におきましてはできるだけ早期に建設場所の決定を行って参りたいと考えております。交通網につきましては、本市における交通の大動脈として南部に位置するJR芸備線及び県道広島三次線、中心部を貫く国道54号、そして北部に位置しております中国縦貫道の整備改良促進に取り組みますとともに、中国自動車道と山陽自動車道を結ぶ自動車専用道路でございます、地域高規格道路東広島高田道路の整備路線への昇格及び早期実現を目指し、広域的な交通網の整備に努めて参ります。さらに、県から合併支援道路の位置付けをしていただいております各路線の整備を促進いたし、地域拠点と市の中心部を一体的に結ぶ交通網の充実を図ります。また、市道の整備改良や生活道路など、総合的な交通体系の構築を念頭に事業展開に努めて参ります。

快適で魅力のある生活環境をするための上下水道につきましては、各整備計画に沿って順次整備を進めて参りますが、事業完了までに要する時間等も考慮いたしながら、市民の皆さんが可能な限り早期に同等のサービスを享受できますよう、市全体として整備方法、手法の変更も含めて計画の根本的な見直しも検討して参りたいと考えております。

次に、まちづくりのためのソフト事業でございます。本市はまちづくりの柱として住民と行政の協働のまちづくり「人輝く安芸高田」を掲げており、このことの実現に向けて中心的な役割を果たしていただくのが、現在市域全体に誕生いたしました32の地域振興会組織であります。地域振興

会を中心といたします安芸高田市のまちづくりといたしましては、昨年度にまちづくり委員会準備委員会を立ち上げさせていただき、市民の皆さんからこのご意見をいただきながら、その方向性について模索をして参りましたが、本定例会へ安芸高田市まちづくり条例を上程させていただいており、いよいよ住民と行政との協働のまちづくりを本格的にスタートしたいと考えております。このことについて市民の皆さん方のご意見をそれぞれの地域振興会組織を通して提案していただき、まちづくり委員会において市民と行政とが対等な立場で、ともに地域課題の解決へ向けて絶えず話し合いができるシステムが実現できるものと確信をいたしております。

本市は、大都市広島市に隣接している上、自然・歴史・文化・一定の産業集積に恵まれているなどの利点を有しており、これからの新たな地域づくりのモデルになるという大きな可能性を秘めております。極めて厳しい財政の状況のなかではございますが、厳格な事業選択と重点化により、限りある財源を最大限に有効活用する生活基盤整備などのハード事業と、市民と行政がともに知恵を絞り、汗を出し合う協働のまちづくりというソフト事業が相互に機能し合うことにより、真に住みやすい田園都市安芸高田が実現できるものと考えております。

3番目といたしまして、平成17年度の予算編成の基本方針でございます。

昨今の我が国の経済情勢は、長引く不況の中で国、地方を通じた総合経済対策の実施にも係わりませず、まだ先行きは不透明なまま推移しており、自主財源であります地方税収入は、現下の経済動向を勘案すると急速な回復は困難と思われれます。また、長期化する景気低迷に伴う国税収入の伸び悩みによって、年ごとに交付金等の一般財源の確保が困難になるなど、地方財政を取り巻く環境はさらに厳しさを増しており、とりわけ市の主要な一般財源でございます普通交付税につきましては、三位一体改革の影響から平成17年度におきましても大幅な減額となることが見込まれ、さらに一般財源不足の補填財源でございます財政調整基金も既に底をついている状況となっておりますことから、本年度は昨年度にも増してさらに厳しい予算編成となりました。また、普通会計分だけでも現在327億という多額な地方債残高を抱え、公債費の増向による余裕財源の低下など、財政状況は硬直化に直面しておりますことから、本市における財政の見直しはますます厳しい状況となっております。いわゆるバブル経済の崩壊以降、地方自治体の財政運営の安定性を判断する指標数値は急激に悪化しており、経常経費圧縮などの内部努力や、投資的経費の抑制にもかかわらず、平成15年度決算では公債費比率が17.8%、経常収支比率が93.7%となったのをはじめ、財政構造の判断基準とされる数値は依然として警戒を要する状況にあり、本市の厳しい財政の現況を示しております。

本市は、昨年高田郡6町が合併し市となりましたが、現在の安芸高田市の財政基盤は決して盤石であると言える状況ではございません。類似規模の市と比較して税収・基金保有高・地方債残高・財政力指数と、いずれの

数値を見ても財政基盤は脆弱であると言わざるを得ない状況にあり、行財政健全化の取り組みが喫緊の課題となっております。

一方、広域合併・地方分権といった時代の大きなうねりを切り開いて参りますためには、職員全員が一心となり、「人輝く安芸高田」の実現を目指して市債を返済しながら安芸高田市の未来へ向けて投資をしていかなければなりません。この懸案事項や主要事業等を早期に解決・実現していくためには、さらなる内部努力や事務事業の抜本的な見直しなど、一層の緊張感を持って行財政改革を推進していくとともに、新市建設計画及び財政推計を考慮した中長期的・総合的な行財政計画の確立が求められております。

平成17年度の予算編成にあたりましては、職員一人ひとりが主体的かつ積極的に知恵を出し合い、適正な財源確保と組織の不安定から来る無駄・無理・ムラを排除して、経常経費の圧縮、特別職及び一般職員の給与、また非常勤特別職及び臨時職員の任用の見直しなどを行うとともに、限られた財源を最大限に有効活用するための厳正な施策選択や重点化を行い、市民から信頼され、より効率的・効果的で公平性・透明性の高い行政執行と財政運営の確立を目指しました。市民の行政需要や行政効果の観点から、事務事業の根本的な見直しを図る。交付税の歳入減を踏まえ、歳出の抑制を図る。経費の節減・合理化に努め、簡素で効率的な行財政システムを構築する。新市建設計画に基づく事業の優先順位、まちづくり・地域づくりを慎重に考慮した厳正な施策選択と財源の重点配分を行う。

4番目に、本編でございます。本市におきましては全市域に32の地域振興組織が設立され、本日までそれぞれの地域課題と地域実態に則した特色のある取り組みを積極的に実施していただいております。組織の設立からその活動の定着へ向けて昼夜を問わずご尽力をいただいております市民の皆様方に心から深く感謝と敬意を表するものでございます。

市といたしましては、新市設立とともに、地域振興推進員を、また平成16年度にはまちづくり委員会準備委員会を設置いたし、安芸高田市のまちづくりの基本としております、市民と行政の協働のまちづくりが早期に具体化できますよう、地域振興組織の代表と行政が地域課題の解決へ向けて常に話し合いを行うことのできるシステムとしてのまちづくり委員会の設置へ向けて、準備を実施いたし、いよいよ本定例会へ安芸高田市まちづくり委員会設置条例を議案として上程させていただいたところでございます。

地域課題につきましては誰よりも地域の方が一番切実に把握しておられます。地域振興組織の中でその課題をまとめていただき、そこでまとめていただいた課題を行政と一緒に話し合いながら、単なる行政への一方的な要求だけでなく、お互いがそれぞれの立場でどう関わり、どう役割を果たしながら、課題解決への取り組みを行うことができるのか、検討していく。このことに自治振興組織が円滑に機能していくことが市民の皆さんの声を速やかに行政へ反映できる協働のシステムづくりであろうと考え

ております。今後とも皆さん方のご協力をいただきますよう、お願いを申し上げます。

また、本市におきましては平成16年度から個人情報保護条例並びに情報公開条例を実施施行いたしました。行政の公平性の確保・透明性の向上・市民の皆さんへの説明責任の明確化という観点から、迅速で分かりやすい行政情報の提供・共有化に努めて参りますとともに、地域懇談会の開催など、きめ細かな公聴の充実に努めて参ります。

快適でにぎわいのあるまちづくりの問題でございます。まず、魅力ある拠点づくりでございます。本市の都市サービスや生活サービスを市民の皆さんに提供する拠点は市の中心であります市役所本庁を中心といたしまして、吉田市街地のタウンセンターと各支所周辺の5つの地域振興拠点から構成されており、このタウンセンター並びに地域拠点につきましては、それぞれの個性を生かしながら適切な役割分担に基づいた拠点機能の配置・整備や住環境の整備を図るなど、魅力のある拠点づくりを進めて参ります。

また、放射環状型の地域構造の形成により市民の皆さんの利便性を高めて参りたいと考えております。行政サービスの提供を行います市庁舎につきましては、皆様方には既にご案内のとおり、吉田町内に事務所を分散いたし、現在分庁舎方式で執務を行っていることから、市民の皆さんに多大なるご不便をかけております。このことを解消いたします市役所第2庁舎の建設につきましては、昨年12月の市議会定例会において建設場所のご決定をいただきました。平成17年度におきましては文化ホール等の機能もあわせ、実施設計を経ていよいよ工事着手という予定にいたしておりますので早期に工事完成の日を迎えられますように、皆さん方のお力添えをよろしく願います。

また、各支所や学校跡地の利用につきましては、引き続き総合的かつ計画的に検討いたし、市民の皆さんからお知恵をいただきながら、地域拠点といたしまして有効な利用を図って参ります。

地域振興会単位の拠点でございます。基幹集会施設につきましては、将来的に地元の皆さんによります指定管理等も視野に入れながら、そのあり方を検討して参りたいと考えております。

2番目に定住と交流のネットワークづくりでございます。まず幹線道路の整備でございます。道路網や交通体系の整備は地域の一体的な発展を実現するための基盤でありますことはもとより、地域福祉や若者定住をはじめとする地域経済全般にわたる活性化施策の推進基盤として必要不可欠なことでありますことから、道路網の整備につきましては、合併支援道路といたしまして位置付けております地域高規格道路東広島高田線吉田向原間、県道原田吉田線、また国道54号可部バイパスなどの早期整備へ向けて関係機関との連携協議を促進いたし、広域交通ネットワーク実現を図って参ります。

平成17年度からは県からの権限移譲によりまして県道改良6路線6

カ所、維持管理20路線を本市で行うこととなりました。さらに地域拠点と市の中心部を結ぶ、また地域化拠点を相互に結ぶ道路につきましても、計画的な整備に努め、市道改良や維持管理を含め体系的な道路網整備によって円滑な地域間交流や連携の促進に努めて参ります。

次に公共交通体系の整備でございます。公共交通体系の整備につきましては、JR芸備線及びJR三江線の整備促進とともに、とりわけJR芸備線につきましては駅周辺のターミナル機能の向上や、通勤快速列車の充実を求められており、平成17年度におきましては向原駅東口にパークアンドライドの整備事業の予算を計上させていただいております。

また、効率的なバス運行の観点から、バス路線の維持再編につきましては平成16年度に作成いたしました計画に基づきまして、運行路線や運行手法などについて具体化、早期に新しい生活交通ネットワークの構築を目指しております。

情報基盤の整備でございます。情報基盤の整備につきましては、平成16年度からラストワンマイルの整備手法を検討いたして参りましたが、平成17年度は地域情報化基本計画の策定のための予算を計上いたし、先進地域と情報格差の早期是正を安芸高田広域ネットワークの有効活用を図る方策を模索して参ります。また、行政業務にかかります電算化につきましては、合併時に整備ができなかったシステムにつきまして、その必要度合いなどを精査いたし、その構築のための予算を計上いたしましたが、今後も引き続きより上質な行政サービスの提供へ向けて研究調査を続けて参ります。

3番目に安全で快適な生活環境の創造でございます。安全なまちづくりの推進ということでございます。多様な情報の氾濫や生活様式の変化とともに、市民生活にも多くの危険が拡大しております。市民の安全な日常生活を確保するため、平成17年度におきましては市民の皆さんの安全推進のための総合窓口といたしまして、広島県警察からの派遣職員を受け入れて、安全推進室を設置いたし、同じく本年度から設置いたします消費生活相談員や、家庭児童相談員などとの庁内関連はもとより、警察などの関係機関との連携を深めますとともに交通安全運動推進隊や防犯連合会の活動を育成支援いたし、市民の安全確保に努めて参ります。また、防犯施設整備への補助制度の周知及び施設等をあわせ、防犯交通安全対策の充実に努めて参ります。

消防につきましては、先日、第1回目の消防出初式を昨日挙行いたしましたが、安芸高田市消防本部と消防本部内に位置付けております新市発足とともに統一された安芸高田市消防団の両組織が緊密に連携いたし、総合的な運用を図りながら消防体制の充実に努めて参ります。

なお、平成17年度におきまして、広島県防災会議と共催し、林野火災防御訓練を本市において実施することにいたしております。

また、迅速な通信・通報体制の構築の一環といたしまして、携帯電話からの119番通報の直接受信のための交換機の導入整備を予算計上いた

しております。

次に生活環境の整備でございます。快適な生活環境づくりを進めるための基盤となります上水道及び下水道の整備につきましては、水道の未普及地域解消のための上水道拡張工事や、簡易水道事業など、また、汚水処理事業といたしまして公共下水道をはじめ特定環境保全公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽整備事業など、今後とも継続して事業を行って参りますが、事業実施にあたりまして地理的条件や事業完成まで必要期間など、地域の実情を充分勘案いたし、市民の皆さんへの行政サービスの均衡や費用対効果の観点もあわせまして、事業手法の見直しも含めて検討を行い、総合的・計画的な実施を図って参ります。

平成17年度におきましては、水道事業吉田及び甲田給水区、八千代簡易水道の建設工事、水源調査は美土里町横田地区を予定しており、下水道につきましては各処理区の下水道事業の管路工事や処理場建設などを予定しております。吉田口のコミュニティ・プラントにつきましては平成17年度完成でございます。

住宅につきましては、住宅マスタープラン及び住宅ストック総合計画に基づき、とりわけ若者定住や長寿社会までを視野に入れた整備を進めます。また、民間ストックを含めた総合的な施策展開を図り、地域間格差の解消に努めて参ります。

広域火葬場につきましては、本年度は基本計画及び建設場所の決定をできるだけ行っていきたくと考えております。

心豊かで創造性に富んだまちづくりの問題でございます。参加と協働によるまちづくりの推進ということでございますが、安芸高田市のまちづくりは住民の皆さんのご意見を市政に反映していくため、市民の主体的な参加と行政との協働のまちづくりを推進いたし、それぞれの地域の特性を活かしながら互いに補い合い、連携して地域の誇りと生活の充実感を感じることができるよう、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進することでございます。本日、安芸高田市まちづくり委員会設置条例を議案として上程させていただきましたが、今後一層市民の皆さん方の主体的なまちづくり活動を支援して参りたいと考えております。

なお、参加と協働によるまちづくりの推進にあたりましては、支所別懇談会・自治懇談会の定着、また、安芸高田市フォーラムの継続開催など、公聴の充実を図りますとともに、市広報などによります情報の提供に努めて参ります。また、確かな個人情報保護を保証した上での情報公開など、行政の公平性の確保と透明性の向上に努めて参るよう考えておりますので、今後とも皆さん方のご協力をいただきますように、お願いを申し上げます。

子どもや女性が生き生きと生活する環境づくりでございます。まず、男女共同参画社会の形成でございますが、男女が性別にとらわれることなく人として一人ひとりの個性と能力を發揮できる社会の中で、正当に評価され対等に社会的責任を担うことのできる男女共同参画社会の実現を目指

します。平成17年度におきましては、男女共同参画社会推進計画を策定いたしますとともに、今後は段階的に啓発活動等によるより周知と理解を図り、共同参画の機会の確保や個々の能力を発揮できる環境づくりに努めて参ります。

次に、青少年の健全育成でございます。青少年健全育成計画につきましては、平成18年度を目標にただ今策定の準備をしているところでございますが、平成17年度に組織づくりや事前啓発など、策定準備のための予算を計上させていただいております。青少年の健全育成につきましては、家庭・学校・地域が三位一体となって地域社会全体で支える総合的な施策展開を図って参りたいと考えておりますので、皆さんのお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。

次に、生涯学習社会の形成でございます。本市におきまして教育の推進につきましては、平成15年3月に作成された「新教育戦略21未来に輝く安芸高田の教育」及び「安芸高田市かがやきプラン」に基づき、時代の変化に対応でき、人輝く安芸高田を担う個性と創造性豊かな人材の育成、主体的で充実した人材の育成を目指して教育条件の整備に努めて参ります。生涯学習の推進でございますが、生涯学習につきましては、時代とともに多様化、高度化しております市民の学習ニーズに応えるため、魅力ある学習プログラムの開発、子どもや青少年、成人や高齢者、また、家庭教育を支援する講座など、多彩な学習機会を提供するとともに、地域の特性を活かした生涯学習システムの構築に努め、生涯学習活動を支援して参ります。また、公民館や図書館などの既存施設のネットワーク化を推進し、より利便性の高いシステムづくりに努め、行政のサービスの向上に努めます。

国際化の対応といたしましては、これまで取り組みを行って参りました国際交流事業の経緯と実績を踏まえ、国際人として柔軟に対応できる寛容な心で、何事にも積極的に取り組むことのできる人材の育成に努めて参ります。

情報化につきましては、高度情報化社会に対応していくため、学校におきましては校内LANや情報機器の整備を計画的に進めていきます。また、生涯学習施設におきましては、IT研修の開校など技術の習得を支援して参ります。

なお、成人式につきましては安芸高田市の市民としての自覚と連帯意識を高め、市民こそって成人を祝うため、昨年に引き続き市内1カ所において開催する予定にしております。

学校教育の充実でございます。学校教育につきましては確かな学力・豊かな心・健やかな体など、知・徳・体の基礎基本の徹底を重視して取り組んで参ります。このため、教育施設設備の充実を計画的に進めて参りますとともに、教育の活性化を図るため、主体的で特色ある学校づくりに対しまして積極的な支援をして参りたいと考えております。具体的には確かな学力向上事業、豊かな心育成事業、たくましい体力づくり事業、信頼される学校づくり事業を大きな4本の柱として取り組みを進めて参りますが、

とりわけ豊かな心育成事業におきましては、不登校対策といたしまして平成17年度から適応指導教室事業を開設いたしますこととし、本定例会へ設置及び管理条例を上程させていただきますとともに、教室の開設とともに非常勤特別職員として所長及び指導員の配置を予定しております。また、現在検討しております通学区域弾力化につきましては7月頃に答申をいただき、諸準備に入りたいと考えております。なお、学校施設につきましては、地震等自然災害が全国的に頻発しておりますことから、平成17年度に耐震化優先度調査を実施するよう予算を計上いたしました。就学前教育につきましては、幼稚園・保育園との連携を図り、相互理解を深めながら小学校教育への円滑な接続を図って参ります。言うまでもなく就学前教育及び学校教育ではその対象が子どもたちでございますので、家庭や地域の協力がなくては成り立たないことから、協力して育てるという意味におきまして、「協育」をキーワードにいたし、地域活動をとおして市民総参加の協育の推進を図って参ります。また、高等学校等への進学をしたくても経済的な理由により就学困難な生徒には奨学金貸付制度の周知及び制度の拡充を図って参ります。

次に、4番目に文化スポーツレクリエーションの進行の中で、文化の振興でございます。個性豊かな地域文化の創造と市民の皆さんの文化活動の振興を図るため、本市の芸術文化活動の拠点と位置付けております文化ホールにつきましては、市役所第2庁舎と複合施設として形態をとり、現市役所本庁舎隣に建設することが市議会で決定され、いよいよ本年17年度から実施設計及び工事着工の運びとなり、予算を計上いたしております。とりわけ吉田地区の皆さんには新市発足以来、吉田公民館の利用など生涯学習の活動にも大変ご不便をかけて参っておりますが、今しばらくご理解とご協力いただきますように重ねてお願いをすることでございます。

本市内には中世の史跡など豊かな歴史的文化遺産がございます。さらに神楽や田楽、子ども歌舞伎など全国的にも稀な郷土芸能がございます。それらの保存活用を図ることや伝承活動を支援いたし、歴史と伝統を活かした文化の香り高いまちづくりを進めて参ります。また、文化協会など関係団体との連携を深め、文化の振興に努めて参ります。

スポーツレクリエーションの振興でございます。スポーツ振興につきましては、市民一人ひとりのライフステージに応じた体力づくり、健康づくりの活動を推進するため、総合型地域スポーツクラブの育成支援をはじめ、サッカー、カヌー、ハンドボールをはじめとする特色あるスポーツへの助成、各種スポーツ大会の開催などをとおしてスポーツの普及と推進に努めます。また、本年3月に完成いたしました吉田町西浦地区の吉田温水プールにつきましては、既存スポーツ施設との連携や福祉、医療、保健事業との総合的な施策展開の中で市民の体力づくり・健康づくりを担う中核施設といたしまして、有効利用を図って参りたいと考えております。さらに、J1リーグ、サンフレッチェ広島や、湧永製薬ハンドボールなど、本市をマザータウンとして活動の本拠地を置き、日本のスポーツ会で活躍してお

られるスポーツクラブのますますの飛躍へ向けて、安芸高田市の全国的な知名度アップの観点からも、地域ぐるみで応援活動を推進して参ります。

人と環境に優しいまちづくりでございます。人権が大切にされる地域社会の創造でございますが、全ての市民の基本的な人権が保証され、差別のない、一人ひとりの人権が尊重される社会を実現していくことが、まちづくりの基本でございます。本市におきましては、国の人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づいて、人権啓発事業を推進して参りますが、人権啓発事業の実施にあたりましては、すべての市職員があらゆる機会をとおして市民の一人ひとりが互いに正しく理解し合い、互いの人権を認め合うことができるよう、あらゆる人権問題の解決へ向けて取り組みを進めて参ったところでございます。また、人権会館におきましては、人権相談会の開催など人権擁護活動を実施しております。

昨今、時代の変化とともに、本市内においても詐欺等の危険が増大しておりますことから、平成17年度から消費生活相談員を配置いたし、市民の皆さんからの相談をお受けいたすことといたしましたので、周知に努めて参ります。

次に、保健医療の充実でございます。健康づくりの推進でございますが、保健指導や福祉相談などの拠点施設といたしまして、総合文化保健福祉施設の整備を現在計画中でございます。将来的にはこの拠点と各支所、保健センターなどの既存施設のネットワーク化を行い、市内全域へバランスの取れた保健福祉サービスを提供いたしたいと考えております。また、総合検診や人間ドック料金の一部負担制度を継続して実施することにより、受診を奨励するなど市民の皆さんが生涯をとおして健やかに暮らすことのできるよう、総合的な健康づくり施策を推進いたします。

なお、今月完成いたしました吉田温水プールをはじめ、市内の体育施設等の活用や、生涯学習事業と連携し、健康教室の開催など今までの枠を越えた大膽的な、総合的な施策展開による有効な健康づくりの施策も検討しております。

次に、地域保健医療体制の充実でございます。地域保健医療体制につきましては、JA吉田総合病院を中核といたしまして地域医療の充実に向けて、各地域診療所も含めたかかりつけ医、かかりつけ歯科医システムの構築とともに医療機関相互の連携システムなどの充実を図って参ります。また、救急医療への対応につきましては、平成17年度から安芸高田消防署で携帯電話からの119番直通受付を開始いたしますが、体系的な救急医療体制といたしまして、市民の応急処置技術の普及、救急体制の充実等に努め、迅速な救急医療の確保に努めて参ります。

また、予防接種や結核検診事業など、感染症予防事業の取り組みを進めて参ります。

社会全体で支える福祉の充実でございます。地域福祉の推進でございますが、地域福祉につきましては市民の皆さんの相互扶助を基本といたし、安芸高田市社会福祉協議会など関係機関との緊密な連携とともに、地域実

態に応じたきめ細かな福祉体制の確立に努めて参ります。また、市内に所在しております障害者福祉施設等と連携をいたしながら、障害者の自立と社会参加を実現する福祉対策としての生活支援福祉サービスを推進して参ります。なお、公共性の高いあらゆる施設の整備にあたりましては、全ての人々が利用しやすい、人に優しいユニバーサルデザインの考え方を基本といたしますとともに、既存施設につきましても計画的にバリアフリー化を検討していきます。

豊かな高齢社会の形成でございます。公的福祉サービス等につきましては、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直し準備を進めて参りますが、これに基づいて施設等の整備水準の充実を図って参ります。なお、現在向原町に建設を進めております特別養護老人ホームかがやきにつきましては、平成17年度に完成を予定いたしております。また、在宅生活を支える介護予防事業につきましても、地域生活を支援する体制の整備を進めて参ります。

安芸高田市シルバー人材センターは、本年4月1日付けで6団体が統合され、新たな団体として発足される予定ですが、高齢者の社会参加や生きがい対策推進をいただく組織として、その重要性を認識いたしており、今後とも引き続いて支援を行って参ります。

子育て環境の充実でございますが、子育て支援事業の一環といたしまして、平成17年度から県からの権限の移譲を受けて、家庭児童相談員を設置いたします。この相談員は児童虐待や家庭内暴力など、家庭における児童養育や児童と家庭の人間関係に関することについて相談支援指導措置を行います。また、必要に応じて子育て応援登録会員の改定で、子どもを一時預かるファミリーサポート事業の実施へ向けて予算を計上いたしております。

少子化対策といたしましては、保護者の就労と子育てを両立していただけるよう、保育事業時間の延長などの保育サービスの充実を図りますとともに、核家族化などによる子育てについて相談する相手がなく、在宅乳幼児の育児に悩みを持っておられます保護者などの子育て支援、また児童館の放課後児童保育の施策を実施して参ります。

環境と共生の問題でございます。中山間に位置しております安芸高田市には、都会にはない美しい山や川がございます。環境問題につきましては行政自ら環境保全に関する取り組みを率先して取り組みますとともに、市民や事業者の環境保全活動の支援などを行って参ります。また、学校や地域活動と連携し、環境保全のための啓発活動に努めて参りますとともに、環境美化条例に基づき、ごみの不法投棄や野焼き、有害物質や油等によります水質汚濁につきましては、市民生活安全の観点からも指導を強化して参ります。

環境型社会の形成でございます。環境型社会は今や時代の大きな潮流となっており、本市といたしましても環境社会の早期実現を目指して総合的なごみ処理体系の整備を図って参りますとともに、具体的な新市発足とと

もに生ゴミ処理機設置補助事業、資源ゴミ回収奨励金交付事業、ゴミ収集ステーション設置補助事業につきまして全市内へ拡充することといたしました。市民の皆さんから大きな反響をいただいておりますことから、平成17年度も予算計上をいたしましたところでございます。また、この度、本市3番目の施設として高宮堆肥センターを本年4月に竣工の予定といたしておりますが、家畜の排せつ物につきましても堆肥としての利用を促進し、環境型農業の実現を目指して参ります。

次に、多彩な生産と交流のまちづくりでございます。産業の振興、農林水産業の振興でございます。農業は安芸高田市における基幹産業でございます。本市といたしまして、安芸高田市地域農業振興計画の具体化へ向けて農業協同組合など関係機関と連携・協力をいたしながら、総合的な農業振興に努めて参ります。具体的には生産コストの低減や生産力の向上、多面的機能を活かすような生産基盤の整備を進め、地域営農の拡充を図るため、地域での話し合い活動を促進し、地域内農地保全システムの構築、経営感覚に優れた農業営農者育成に努めて参ります。そのため、平成17年度はこれからの農業振興施策を、より一層推進することを目的といたしまして、産業振興部内の農林水産課及び地域営農課の構成を一部変更いたしますとともに、農林業振興公社をあわせて安芸高田市農業振興センターを設置することといたしました。また、市内で生産されます農産物の販路を拡大し、安定的な供給先を確保して、担い手を育成する観点から、経営構造対策事業といたしまして農産物処理加工施設の建設に取りかかります。

中山間地域直接支払制度につきましては、5年間の事業継続が決定されましたことから、引き続き集落単位での農地保全及び生産性の向上や担い手育成の取り組みについて支援を行って参ります。

また、高宮堆肥センターの完成に伴い、市内には3ヵ所の堆肥センターがございますがこの施設を有効に活用して循環型農業の推進を図って参ります。なお、一層円滑な農業振興施策の推進を目的といたしまして、平成16年度から全市域へ設置いたしております、地区農業振興班長、地区農業推進班長は、定着を目指して参ります。

林業につきましては高田郡森林組合と連携いたしながら、計画的・総合的な森林総合整備事業の推進に取り組みますとともに、林道整備事業などにつきましても自然環境の保全に配慮し、取り組みを進めて参ります。

また、有害鳥獣につきましては、適正な捕獲頭数の配分を行い、捕獲班の支援により農作物及び林産物の被害を最小限といたしますよう、努めて参ります。

水産業につきましては、漁業協同組合等との協議を行いながら、水産資源の維持増大を図って参ります。

商工業の次に振興でございます。地域経済の活性化を目指して商工会への支援を行って参りますとともに、企業間交流の促進や人材育成創業経営革新、新分野進出工業経営企業への指導等を目的とします、仮称産業振興機構の設立へ向け、支援をいたしております。また、情報基盤や広域交通

網の一層の整備に努め、若者定住につながる企業誘致や、雇用の創出に努めて参りたいと考えております。

交流ネットワークづくりでございます。観光のまず振興でございます。市内各地には農業・農村・自然・温泉施設・豊富な歴史遺産など多彩な観光資源がございます。安芸高田市を紹介する観光パンフレットの増刷をいたし、吉田サッカー公園など、新たな観光交流資源の開発整備や既存施設の活用促進とあわせ、そのネットワーク化を推進いたし、周遊型観光ルートの形成や、地域資源を多彩に活用した交流活動を推進いたします。

交流活動の推進でございます。国際交流につきましては各町の実績を尊重し、国内外の姉妹都市との交流を継続し推進いたし、国際感覚に優れた国際化にも柔軟に対応できる人材を育成して参ります。また、国内の姉妹都市との交流につきましてはこれまでの歴史的経緯を尊重いたし、山口県防府市等との交流は文化や子どもたちの交流を中心に継続して参りたいと考えております。

予算額の概要でございます。以上のことを施策の柱といたしまして、平成17年度予算を編成いたしましたところ、一般会計予算の総額は平成16年度当初予算額と比較して11.6%減少し、227億8千万円となりました。この主な減少要因といたしましては、平成16年度予算計上いたしました地域振興基金、また事業の繰り延べや圧縮に伴います各特別会計への繰出金の減少の影響によるものでございます。これに対しまして財源といたしましては市税が32億2千797万円、地方交付税が90億7千万円、国、県支出金が38億9千38万7千円、繰入金が6億1千140万9千円、市債が38億5千760万円などを充当いたします。特別会計といたしましては、国民健康保険特別会計が36億5千万あまり、老人保健特別施設が58億5千万あまり、介護保険特別会計が31億9千万あまり、公共下水道事業特別会計が4億4千万あまり、特別環境保全公共下水道事業特別会計が10億600万あまり、農業集落排水事業特別会計が10億5千万あまり、浄化槽整備事業特別会計が3億3千万、コミュニティ・プラント整備事業特別会計が6千500万あまり、簡易水道事業特別会計が10億4千万あまり、飲料水供給事業特別会計が2千500万あまりでございます。水道事業会計予算といたしましては、第3条予算が3億67万、第4条予算が6億518万5千円でございます。

どうぞ、慎重にご審議をいただき、適切なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

以上で、施政方針を終わらせていただきます。

松浦議長 これをもって施政方針表明を終わります。

お諮りいたします。

この際25分まで休憩をいたしたいと思っております。

~~~~~

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~  
松浦議長 引き続き、会議をいたします。
市長の補足説明を許します。

児玉市長 先ほど朗読説明をさせていただきました中に、字の誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思います。

27ページ、最後のページでございます。27ページの真ん中頃でございますが、特別会計の中に「特別環境保全公共下水道事業特別会計」とございますが、「特別」というのは「特定環境保全公共事業」の「別」が「定まる」というものでございますので、誤りでございますのでご指摘をいただきまして、訂正をさせていただきます。

~~~~~  
日程第6 議案第40号 平成17年度安芸高田市一般会計予算

日程第7 議案第41号 平成17年度安芸高田市国民健康保険

特別会計予算

日程第8 議案第42号 平成17年度安芸高田市老人保健特別会計予算

日程第9 議案第43号 平成17年度安芸高田市介護保険特別会計予算

日程第10 議案第44号 平成17年度安芸高田市公共下水道事業

特別会計予算

日程第11 議案第45号 平成17年度安芸高田市特定環境保全

公共下水道事業特別会計予算

日程第12 議案第46号 平成17年度安芸高田市農業集落排水事業

特別会計予算

日程第13 議案第47号 平成17年度安芸高田市浄化槽整備事業

特別会計予算

日程第14 議案第48号 平成17年度安芸高田市コミュニティ・プラント

整備事業特別会計予算

日程第15 議案第49号 平成17年度安芸高田市簡易水道事業

特別会計予算

日程第16 議案第50号 平成17年度安芸高田市飲料水供給事業

特別会計予算

日程第17 議案第51号 平成17年度安芸高田市水道事業会計予算

松浦議長 これで、訂正説明を終わります。

この際、日程第6、議案第40号、平成17年度安芸高田市一般会計予算の件から、日程第17号、議案第51号、平成17年度安芸高田市水道事業会計予算の件まで12件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 本定例会の冒頭にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。昨年3月の1日に安芸高田市が発足し、先日で満1年を経過いたしました。この間、合併に伴います幾多の困難を乗り越えて今日の日を迎えたところでござい

ます。皆様のご支援に心から感謝を申し上げます。

平成17年度は市制施行後、安芸高田市の進化を問われる正念場の年と考えております。皆様には今後ともよろしくお願いを申し上げます。

さて、皆様には既にご承知のとおり、本市の指定金融機関でございます高田郡農業協同組合は、現在広島千代田農業協同組合との合併について、県に認可を申請中で、本年4月1日付けの広島北部農業協同組合発足を予定されております。しかし、公金取り扱い事務につきましては、合併後の広島北部農業協同組合が継承し、これまで同様の取り扱いとなりますので、この場をお借りしましてご報告をさせていただきます。

それでは、議案第40号の提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成17年度安芸高田市一般会計予算を調製いたしましたもので、議会へ上程し議決をお願いするものでございます。予算の総額を歳入歳出それぞれ227億8千万円とするものでございます。債務負担行為につきましては2件で、その限度額の合計を20億2千100万円とするものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を38億5千760万円と定めるものでございます。また、一時借入金につきましては、その借入限度額を40億と定めるものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第41号でございます。これは安芸高田市の国民健康保険特別会計予算でございます。予算書の中の103ページからでございますが、103ページに国保の特別会計が載っておりますが、本案は平成17年度安芸高田市国民健康保険特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ36億5千480万8千円とするものでございます。また、一時借入金につきましては、借入限度額を7億円と定めるものでございます。

以上、よろしく審議の上、議決をいただきますようによろしくお願いいたします。

続きまして予算書では議案42号、131ページでございます。平成17年度安芸高田市老人保健特別会計予算でございます。本案は、平成17年度安芸高田市老人保健特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ58億5千768万8千円とするものでございます。また、一般借入金につきましては、借入限度額を5億円と定めるものでございます。

次に、予算書の141ページでございます。議案第43号でございます。安芸高田市介護保険特別会計予算でございます。総額を歳入歳出それぞれ31億9千120万5千円とするものでございます。また、一般借入金につきましては、その借入限度額を1億円と定めるものでございます。

続きまして159ページの平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算でございます。本案は、平成17年度安芸高田市公共下水道事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億4千297万4千円とするものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を1億5千570万円と定めております。



続きまして、議案第45号、予算書では179ページでございます。本案は、平成17年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の総額を歳入歳出それぞれ10億680万8千円とするものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を3億8千160万円と定めております。

続きまして、201ページの安芸高田市農業集落排水事業特別会計予算でございます。総額、歳入歳出それぞれ10億5千113万9千円とするものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を2億9千500万円と定めております。

続きまして、223ページの議案第47号でございます。安芸高田市浄化槽整備事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億3千185万2千円と定めるものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を1億2千170万円と定めております。

続きまして、予算書の245ページの安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計予算の総額でございます。歳入歳出それぞれ6千599万円とするものでございまして、地方債につきましては、その借入限度額を3千950万円とするものでございます。また、一時借入金につきましては、この借入限度額を6千万円と定めるものでございます。

次に259ページ、議案第49号の安芸高田市簡易水道事業の特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ10億4千980万1千円とするものでございます。地方債につきましては、その借入限度額を3億9千130万円と定めております。また、一時借入金につきましては、その借入限度額を7億円と定めるものでございます。

続きまして予算書の281ページ、議案第50号でございます。安芸高田市飲料水供給事業特別会計予算の総額を、歳入歳出それぞれ2千562万8千円とするものでございます。また、一時借入金につきましては、その借入限度額を2千万円とするものでございます。

続きまして、議案第51号でございますが、安芸高田市水道事業会計予算でございます。予算第3条は、水道事業の経営活動に伴い発生すると予定される収益と、これに対応する費用を計上したものでございまして、収益的収入及び支出の予算額を3億67万円とするものでございます。

次に予算第4条は、施設の整備拡充等の建設改良費と建設改良に要する資金の予定額で資本的収入の予算を4億9千292万円。資本的支出の予定額を6億518万5千円とするものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億1千226万5千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1千559万8千円。当年度分損益勘定留保資金7千145万円、減債積立金36万8千円、建設改良積立金1千938万2千円、繰越利益剰余金546万7千円をそれぞれ処分し、補填するものでございます。

次に、予算第5条といたしまして、債務負担行為の限度額を1千500万円とするものでございます。

次に、予算第6条といたしまして、企業債の限度額を1億9千520万円とするものでございます。

以上、よろしく審議の上、適当なる議決をいただきますようお願いを申し上げます。

松浦議長 これをもちまして提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案12件につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、質疑の後、特別委員会に付託される予定となっておりますので、各担当部長の要点の説明につきましては省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、要点の説明を省略いたします。

松浦議長 これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 10番、熊高です。先ほど市長の方から平成17年度の施政方針並びに特別会計も含めて予算の概要の説明がございました。施政方針については昨年の16年度の6月に児玉市長初めての施政方針をされた内容、それと比較をしてみさせていただいておりましたが、基本的にはやっぱり合併の流れの中で、この17年度の予算も考えてきたんだなというふうなところが伺えるように思います。教育委員会部分についてはかなり昨年より整理をされた、そういった部分も見えるというふうに思いますが、逆に言えば、まだまだ合併の流れの中にあり、新しい市の本当の方向というのがはっきり示されていないんじゃないかなというふうな感じも受けるわけですが、やはり今の時点ではそれもいた仕方ないかなというふうな気もしております。

前回の定例会でありましたが、私の方も市長の方に単年度の予算の執行の方向性を示すだけではなくて、できれば児玉市長任期中の方向性というものを示すような施政方針なり、そういったものも欲しいなというふうな考えも伝えておりますが、そういった方向にもなっておりません。文章を見ても、かなり昨年とまったく同じような文章がかなりの場所にあります。そういったところが物足りないなというふうな気がしております。その辺の市長のご苦勞もあろうと思っておりますが、そういった点についての市長のお考えを、少しお伺いしたいということが1点。

それから、予算について先般発表され、新聞社各社がそれぞれの立場で予算の内容について評価なり内容の発表をしておりましたが、中国新聞あたりは前年対比プラスというふうな表現であったというように思います。

聞いていますと、他の新聞は逆に緊縮をしてマイナスにして非常に頑張った予算を組んであるというふうな評価もあったと思っておりますが、予算を組まれた担当の立場として、どういったところに苦心をされ、そうい

った予算財源のない中でやってきたのか。そういった大きな部分での予算を編成した考え方、そこら辺をもう少し深まってお伺いすることができれば、ひとつお聞きしたいというふうに思います。

もう1点は、少し具体的に1点ほど聞いてみたいのですが、予算書の7ページ、一般会計の7ページですね、債務負担行為の中に第2庁舎の建設事業、この予算が20億。そしてその下に地籍調査業務委託費というもので2千100万ということで予算が組んでおりますが、合併の流れの中でうる覚えではありますが、吉田あるいは甲田は地籍調査は一応済ますんだというような流れを聞いた気がするんですが。今回吉田の地籍調査の委託費が出てきたということ、これの内容について少し確認をしておきたいというふうに思います。

以上、3点になりますが、お伺いしたいと思います。

松浦議長 答弁を許します。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 本日の施政方針というのは、本年度、単年度の施政方針ということで示させてもらったわけですが、今のご質問はもう少し長期的な4年間の私の任期中の展望を聞かせいと、このようなお話しであったと思います。

私はハード事業というのはできるだけ今後財政負担にもなりますし、どうしてもやらにゃあいけんものは、やっていかにゃあいけんというふうに思いますが、できるだけ控えた方がいいというふうに考えます。特に箱物等については、現在建設中の特別養護老人ホーム、また皆さんの方でもご計画に参画をしていただいております、第2庁舎・文化ホール、これはやはり今、合併後にまず取り組んでいかなければならない大きな事業だと思います。ですからそれを今から取りかかっても来年度一杯にできればいいというような、随分大きな事業でございます。まずそういうものを整備しながら、今その分散しとるそれぞれの事務所を1カ所に集めていって、まずそれを軌道へ乗せていくということが、やはり4年間の一番大きな事業になるのではなからうかというふうに思います。その他の上水下水とか道路とか、そういうものについては順次計画的にやっていくということでございますが、道路の中で一番大きな問題は、やはり地域高規格道路を早く軌道へ乗せるということが、安芸高田の大きな夢につながると。ご存知のように、もう東広島はどんどん発展してくるということで、かなり本年度も雇用が、人が足らんのではないかというような話しも聞くほど、あそこは工場が立地しております。したがって、広島市への通勤圏内の確保はもちろんでございますが、東広島への通勤圏内の確保というのは、今後の市の大きな目玉になるというふうに考えております。今の予定では大体この間も県に行って聞いてみますと、この向原吉田間の地域高規格道路が本年度中ですから16年度中には整備路線の明るい見通しが立つんじゃないかと、このように聞かせてもらっておりまして、それに大きな期待をかけておるところでございます。

それと、やはりソフトの面ではもちろん、いろいろ教育も福祉もあるわけですが、地域自治組織の充実というのが私は今後一番大きなソフトの面の大事なことではなからうかと思えます。昨日も午後、消防を済ませて、鳥根県の邑南町にちょっと話しをせいということで、行かせていただいたんですが、邑南町も安芸高田市を見習うて住民と行政の協働のまちづくりのいわゆる自治組織を整備したいと、こういうことで計画を立てておるようでございます。そういうことで、やはりこれは時代の流れの一つで、大きな流れでございますが、住民と行政の協働のまちづくり、これは早く定着をさせるということがソフトの面の大きな課題であろうというように思うわけでございます。そういうことで、ただ今お話しをいたしましたことを含めて、やはりこの3、4年の間に早くやっておかないといけない問題もあるわけございまして、そこらに努力をして参りたいと、このように思います。

それから、新聞によって予算が増えた、減ったという見出しが付いておるわけございまして、減ったがええか、増えたが喜ばしいことか、どちらもいろいろ評価があるわけでございます。読む人によってですね。そういうことでございます。この詳しいことは、総務部長の方からお話しをしていきたいと思えますし、地籍調査のことにつきましては、また担当の方から説明をしていきたいと思えます。

松浦議長 答弁を許します。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 一般会計によります予算の増減率の関係でございますが、16年度の予算総額を見ますのに257億7千400万円、17年度におきましては227億8千万円という規模で予算を計上させていただいたところでございます。減額の29億9千400万という数字で増減率を見ますと11.6%の減になろうかと思っております。この関係につきましては、前年度の16年度におきましては、国の減税補填債の借り換え分がですね、歳入歳出の予算、当初予算に計上されておりました。そういう関係で実質的にはそれを差し引きますと9.7%の減という状況になろうかと思っております。ただ、いろんな補足的な説明の中で、16年度の当初予算の中には地域振興基金という33億円ですね、合併特例債によります基金の積立を計上させていただきました。これはですね、一応事業の1つというものの整理をさせていただき、17年度予算につきましてもですね、債務負担行為の方で計画させていただいております第2庁舎、また、文化ホール、そういう事業もですね、計画させていただいております。そういうことでの考え方の中で、一応は補足説明を記者発表させていただき、3.9の増となるというところまで、説明させていただき、記事につきましてはですね、それぞれの記者の方がいろんな角度を持たれて記入されたんではなからうかなと思っております。我々は、私どもは、基本的にはある程度今の減税補填債に伴います借り換え分相当分が、基準的な判断というように思っております。

それと、財源的なかたちにあるわけですが、確かに議員さんご指摘いただきますように、16年度スタートしですね、そうかといって17年度予算がですね、基本的に市としてのベースに戻ってるかということではないと思っております。他市の市の予算を見させていただきましてもですね、非常に安芸高田市の場合は大きな予算を計上させていただいておりますが、このことは旧町6町ともですね、既存のやってること全部カットしなくてはですね、小さくならないというのが大きな原因だろうと思っております。公共施設1つにしましても全部維持管理が全部かかっております。旧町であればそれぞれが財調基金等取り崩してですね、予算編成もされてたと思いますが、基本的に財源不足を生じたのが、最終的には12億9千万円の財源であります。昨年度の16年度も12億9千万、今年も12億9千万、そういうような状態がですね、ある程度経常的なかたちの財源になってるのかなというように思っております。そういう状況のなかで、今回の財源補填といいましょうか、いうものにつきましては、特別職、また、職員給与の減給、そういうものの削減ですね、そういうものをまず単独補助費の減額、またそれと同時に消耗品、物件費等の減額、そういうものを全体の枠の中で調整をさせていただき、3億5千万ばかりの財源確保をですね、させていただいたような状況もございます。2年目のスタートの予算でございますので、まだまだ16年度をまだもう少しありますけども、17年度にはまだより一層それをですね、強調しながら市としての統一的な、どういまいしょうか、補助の出し方にしましてもですね、整理していく必要があるのではなからうかと思っております。

続きまして、地籍調査の問題でございます。確かにご指摘いただきますように、この地籍調査事業につきましてはですね、合併協議の時点でもいろいろ問題点をさせていただいた状況でございます。実は、この旧吉田町におきます平成9年度からこの地籍調査事業を実施しておりました、相合地区と多治比地区という地域でございますが、筆数にしまして932筆ということで、非常に大きな事業の調査であったものでございます。平成11年度までに事業を完了し、それぞれの手続き認証をですね、合併前にできるだけ全部を認証済までという状況の中で、担当部課の担当部の方はですね、担当課の方は事務を進めていてくれたわけですが、合併等の混乱期、また、人事異動、そういう状況の中でですね、事業がストップいたしておりました。そういう状況の中で当然国等のまた状況もございますし、県の方との指導もございます。そうはいいまして地域の皆さん方に全面協力を願っているということもございまして、このことにつきましては引き続き17年度より19年度、そうした調査事務の委託をさせていただき、完全な認証作業を取らせていただきたいと思いますということで、今年度の予算計上をさせていただいたものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 市長の方、施政方針についてはご答弁いただきましたが、その話の中で、東広島への高規格道路、これの早期完成等がやっぱり今後の市の方向をかなり決めるんじゃないかというような部分でのポイントとしても言われましたけども、先般、長期総合計画の審議会ですか、その中でも交流という相手をどこに示していくんかというような部分で、自治振興部長との協議だったと思いますけども、広島市というかたちで明確にした方がいいんじゃないかと、旧山県郡あたりがターゲットになったような曖昧な話しであったんで、本来はやっぱり都市との交流、経済的なひとつの接点を持つにしても、広島市というのがいいんじゃないかなというふうな話しもさせていただきましたが、今、市長の話を聞く中で、東広島市という市をです、ね、どんなふうに見ていくんか。発展性からすると工業団地あるいは空港があって、いろんな教育の拠点になったりとかですね、いろんな意味で東広島市というのはかなり大きな県の中での役割を担う地域になろうと思います。そういった意味からすると、むしろそっちの方にしっかり目を向けておった方が、その道路でもできたらですね、時間も距離も縮まっていくという中では、そこら等も睨みながらこれからのまちづくりをしていくことが必要じゃないかなという部分も少し今聞かせてもらって感じましたんで、その辺の市長のお考えがあればもう少し聞かせていただきたいというふうに思います。

それと、新川部長答えていただいた予算の増減の受取り方ということですが、いろいろお金、数字というのは魔術のようなものもありますんで、できれば市の広報あたりでですね、そこらしっかり努力した部分も含めてですね、分かりやすく伝わるような、そういった努力もされて市民の皆さんの理解を得られるような、そういったことも必要じゃないかなと思いますんで、そこらあたりをもう少し今後の課題としてですね、取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう1点、地籍調査の件ですが、平成9年から11年でやられたということですが、それはどのくらいの予算をかけてやったのか。そのことの結果として成果はどういうふうに出たのか。今回2千100万という予算が組んでありますが、これで全て完了するのか、その手順を含めてですね、もう少し詳しく報告を願いたいと思います。

松浦議長 答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 お答えいたします。まず我々は第一には広島市をターゲットにする。ターゲットいいですか、とのまず交流を早くするという、現在でもほとんどが広島市あるいは三次もありますが、ほとんどが広島市を経済圏にしておくということでございます。したがって、これはどうしても早くやらなくてはならない。特に国道54号の可部のバイパスについては、これはこの間も広島市の市長さんとも話しをしたんですが、「54号の可部はええがにしつかあさいよ」と言うたら、「あれは落としゃあせんけえ、大事な路線ということで位置付けとる」と、こういうことであつたわけでございますが、

何分広島市がいわゆる全額国庫ではありませんので、やっぱり広島市の負担もあるということで、なかなかそこが広島市もやりたくはあるが、なかなか難しいという点もあるようでございますが、しかし18年度には山倉までバイパスが開通するというので、今もう既に山倉から八千代へかけての工事の一部、もう用地買収もほとんど済んでおるようで、進めておりますし、とりあえずはあそこを上根の峠を下ったところのバスの駐車場がありますが、あこまでをまずやると。あそこは高架ですと下りますんで、かなり事業がかかるということのようでありまして、まず上根のあのバスのところまで延ばせば、なんとか交通渋滞は解消するんじゃないだろうか、というような話しも建設省にもしておりますので、これはやはり順次私は見通しが明るいと思います。それができれば非常に条件は良くなるということでございますし、もちろん芸備線のスピードアップということも考えなきゃいけないですし、芸備線で通える方もありますんで、ご存知のように向原町へ今年駐車場を整備するというので、もう用地は買収が済んでおりますんで、本年度60台程度の駐車場ができるというように、これは駅の降りたらすぐ駅の階段を通過して、橋を通過して行きゃあ行けるとございまして、非常に安芸高田市としては便利が良くなると思えます。そういうものがやはり広島市をまず第一にすることは間違いないわけでございます。続いてやはりその東広島へどのように近う行けるかという問題であるわけでございます。私はなかなか今の時代でございますので、地域高規格道路も整備路線になりゃあもう路線を発表して測量に入ります。最終的に用地交渉も行くんじゃないかと思えますが、そういうことで国司峠の下へトンネルをくって、江の川を渡って54号へつなぐということでございますんで、あこへ乗り入れができるように、向原の県道からも乗り入れができますし、54号から乗ったり降りたりできると、こういうことで。それがやはりできながらまず豊栄までなんとかできればですね、豊栄から先はかなりできておりますんで、そういうことを我々としては運動していきたいと、このように考えますし、本年度どこの会社だったですかね、IT関係で5千億円の投資をすると。日本一の今年は投資だという話を聞きましたが、そういうような状況がですね、非常に東広島ではいい方向に動いておるということでございまして、将来的にもやはり東広島というのは大学もありますし、自動車専用道というても無料の自動車専用道でありますので、非常に学生が通うのにしてもですね、今度は通学圏内に入ると、こういうことでございまして、これに我々は期待をしておるといところでございます。

松浦議長 引き続き答弁を許します。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 地籍調査の関係でございますが、平成15年、先ほどもちょっとご説明させていただきましたように、合併前の課題として旧吉田町の場合に整理をさせていただいたところでございます。そういう状況の中で、この地籍調査、土地所有者の関係、また最終的には町外の方、県外の方、また町内、

広島県、また管理主体が不明になっているもの、また墓地の所有者が住所不明、そういうようなことの課題がですね、一番大きな認証の遅延となっていたのではなかろうかと思っております。当然、現時点に参りましては、この土地所有者への境界確認等、当然実施していかなくてはなりませんし、当然境界確認によりますある程度の年を経過させている関係でですね、図面なり確認も要す場所もあるのではなかろうかと思っております。そういう状況の中で、大変申し訳ございませんが、今までの事業、今後における事業には2千100万の事業計画を掲げさせていただいておりますが、それは特別委員会の中でですね、ある程度ご説明をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

本案12件については、議長を除く21名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、本案12件については、議長を除く21名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することに決定しました。この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~

午後0時8分 休憩

午後1時0分 再開

~~~~~

松浦議長 それでは、午前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど予算審査特別委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われました。ここにその結果を通知いただいておりますので、報告をいたします。今定例会において設置されました予算審査特別委員会の委員長には16番今村義照君。副委員長には7番塚本近君が選任されました。以上、報告をいたします。

~~~~~

日程第18 議案第1号 字の区域の変更について

日程第18、議案第1号、字の区域の変更についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第1号、字の区域の変更についてでございます。

本案は、平成15年度、安芸高田市高宮町佐々部、原田、来女木、羽佐

竹の各一部の地籍調査事業の実施にあたり、一部の区域において字界が混乱しており、とび地番がありましたことから、字の区域を変更し整理するものでございます。

また、一部において誤って違う字で登記されているため、法務局と協議の上、字の区域を変更し、整理するものでございます。

よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第1号、字の区域の変更について要点のご説明を申します。地方自治法第260条第1項の規定によりまして、字の区域を変更することにつきまして、議会の議決を求めるものでございます。内容的には高宮町佐々部、原田、来女木、羽佐竹の各一部の地籍調査事業の実施にあたりまして、一部の区域において字界が混乱しており、とび地番という状況がございます。そういう状況の中で字の区域を変更するものでございます。

また、一部に誤って違う登記にされているため、法務局と協議の上、字の区域を変更し、この度整理するものでございます。

内容的には表に基づきましてご説明をさせていただきます。左欄と右欄がございますけども、左欄に掲げる区域を同表の右欄に掲げる字の区域に変更するものでございます。高宮町佐々部の牛島268番地及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部を右欄のように高宮町佐々部字の大畑に変更するものでございます。

次に高宮町の羽佐竹下成保乙の1386番地、高宮町羽佐竹成保に変更するものでございます。

同じく権現迫1721を寺埜に変更するものでございます。

高宮町原田の風呂山1428の5番地を高宮町原田の清水、風呂山の1493番地を原田の桜ヶ段、また森屋1539の1から1539の4までを桜ヶ段、柳ヶ坪3717、3722番地を風呂山に変更するものでございます。

2ページ目でございます。高宮町原田の桜ヶ段3537、3538及びこれらの区域に隣接する道路の全部3544、3545の1、3545の2、3546の1を森屋に変更するものでございます。

高宮町来女木の上宮迫乙1728、1757番地を高宮町の来女木の山王平に変更するものでございます。

日野原2165の1、2165の2番地、同表また向原2179の1。次にオノ峠山1975を3筆、4筆を観音にそれぞれ変更するものでございます。

以上で、要点の説明を終わります。よろしくお願いたします。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第1号、字の区域の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第19 議案第2号 字の区域の変更について

松浦議長 日程第19、議案第2号、字の区域の変更についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第2号、でございます。

本案は、安芸高田市甲田町において平成10年度から県営事業の農村振興総合整備事業として実施して参りましたほ場整備事業が、平成16年度に完了いたしましたことから、甲立工区の換地計画書を作成することに伴い、字境を変更するものでございます。よろしくお願ひします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

清水産業振興部長 議長。

松浦議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 議案第2号にかかります要点のご説明を申し上げます。字の区域の変更でございます。地方自治法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。

先ほど概要説明を市長の方が申し上げましたが、平成10年度から平成16年度にかけて県営事業で行ったほ場整備でございます。効率的な換地計画、字の区域の変更をするものでございます。所在は甲田町上甲立並びに下甲立の区域の字でございます。説明資料の方の1ページに位置図を添付させていただいております。A3版の管内図でございますが、丸で引き出しをしております。円内のほぼ中央に横に通っております道路が54号線でございます。左側の四叉路が高宮別れの交差点となっております。

54号線から主には南側に位置をしております。字の区域が上甲立と下甲立の区域でございます。

なお、本事業は総合整備事業でございます。集落道あるいは排水路整備、防火水槽整備等も併せてほ場整備53.9ヘクタールを関係戸数145戸で実施をしたものでございます。以上でございます。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第2号、字の区域の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第20 議案第3号 財産の取得について

松浦議長 日程第20、議案第3号、財産の取得についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第3号、財産の取得についてでございます。

本案は、安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、議会の議決をお願いする案件でございます。

具体的には吉田町常友の、現在産業振興部が事務所として使用しております、広島県芸北地域事務所吉田第2分庁舎の建物を取得しようとするものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議長。議案第3号、財産の取得でございます。安芸高田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に基づきまして、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求めるもの

でございます。

まず1番の財産表示でございます。所在といたしましては安芸高田市吉田町常友1564番地の2、カッコといたしまして広島県芸北地域事務所吉田第2分庁舎でございます。種別といたしましては建物、細目としましては本館鉄筋コンクリート造りの3階建て、延べ床面積1410.66平方メートルでございます。付属施設といたしまして、鉄骨造りの平屋一部2階建て、駐車場とまた駐輪場、延べ床面積といたしましては269.93平方メートルでございます。取得価格でございますが、2千778万3千466円。相手方といたしましては広島県知事藤田雄山でございます。3月末日をもちまして、この広島県芸北地域事務所吉田第2分庁舎の方が可部の方と統廃合されます。そういう状況の中で底地部分につきましては現在市有地になっております。財源といたしましてはいろいろ県の合併推進課の方と協議を重ねさせていただきまして、合併推進交付金の充当率、全部100%の交付金で建物の取得を考えております。以上、よろしくお願いいたします。

松浦議長　こ要点の説明をれをで終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

明木議員　議長。

松浦議長　1番、明木一悦君。

明木議員　まず1点、お伺いしたいんですけど、今非常にこの財政難、今回も11.6%ですね、財源減ということですね、予算案が提出されてますけど、今回のこの取得の目的を教えてくださいと思います。

松浦議長　答弁を求めます。
新川総務部長。

新川総務部長　はい。この建物につきましては、平成9年度に県の方で5億7千万円で建設した、まだ新しい施設でもございます。そういう状況にございまして、この施設につきましては、まだ新しく、またいろんな角度でこの庁舎につきましては耐震性等につきましても完璧に整備がされておるものがございます。こういう状況を今後将来性を考えますに、このどうしてもスペースそのものは市有地でもありですね、他の団体に売ることについては非常に県の方も難しい状況にありまして、将来的には当然、福祉関係部門に係ります施設に変わります時代が来ると考えております。そういう状況も今後、福祉の充実した施設ということも、当然、増設が考えられるんじゃないかと考えております。

どちらにしましても先ほど言っておりました5億7千万円のもとの原価があるわけですが、当然償却年をみております。それと現有の建物をですね、解体費用をみていただいて、それを差し引いて、その2分の1というところまで交渉の結果ですね、価格を設定いただいたわけでございます。そういう状況の中で、県の財産管理室、また県の合併推進課、市の方ですね、財政負担を負わないような方法の中で県の方の合併推進交付金を充

当していただいておりますね、この財産を取得するものでございます。以上で
ございます。よろしくお願いいたします。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

金 行 議 員 議長。

松 浦 議 長 12番、金行哲昭君。

金 行 議 員 12番、金行です。今、総務部長のご説明があったんですけど、この今、
安いの建った時は5億7千万ですか、それを今2千700万で、安いの
安いですよね、そりゃ。安いのが当然ですよ、県のだから。こりゃあも
っとまだ安くならんのですか。聞くんですよ。安くならないのか。1年遅
らせたなら半分になるとか。それと今、福祉関係ということがございました
ね。今度文化庁舎をやりますよね、それも福祉関係です。そこらの融合性
はどうなっとるんかね、そこらもやっぱり、ものを買うのに安いからすぐ
買うんじゃないにね、そこらの融合性が。文化センターを建つ、建つのに
も福祉センターをそこに入れるというので、安いからすぐ飛びつくとい
う分もあるし、また、1年遅れれば半分になるんかもわからんという、私は
懸念する。まあ、素人かもわかりませんが、いろいろな今、壊すにしても
いう説明がございましたが、そこらをもう少し詳しく説明してもらいた
いんですが。以上です。

松 浦 議 長 答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 確かに将来の計画ということでございます。今日まであらゆる角度の中
で合併前からですね、いろんな各種団体の組織がですね、市の中のエリア
にございます。そういう団体の皆さんの要求からですね、市の市庁舎の中
に入居させてほしいという状況をいろいろ要望を受けさせていただ
いております。ただ、市の庁舎の中にはですね、その団体を入れるスペース
といえますか、それは基準の中に入らないわけですよ。議員さんと職員
数が基準になってくるわけですから。そういうところがある程度制約をさ
れるのではなからうかと思っております。総合的な将来のそうした今施設
を充実のためにですね、必要な施設として購入するという状況でござい
ます。ただ、1年遅らせば安くなるのではないかという状況でござい
ますが、もう決して安くならないとこまでをですね、我々も交渉を重ねさせて
いただきました。そういうことによって、経費のメリット、合併推進交付金と
言いましょうか、そういうところもですね、財源がなくなっておりますの
で、県の方の財源をいただけるときにというものを有効的に財源措置をさ
せていただいておりますね、この土地を購入させていただくと。100%の県
の財源補填でございますんで、有効に利用させていただきたいというよ
うに思っております。以上でございます。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

田 中 議 員 議長。

松 浦 議 長 3番、田中常洋君。

田 中 議 員 はい、3番田中です。この件については市長の方から先般ちょっと説明

がありました。その時に使用目的はということをお尋ねしましたら、部長がおっしゃられるように各種団体の事務所が入りたいということなのでということでしたが、この建物は今部長の説明にありますように、かなりグレードの高いきちとした建物です。そこへ各種団体が入っていけないということはありませんが、今日まだ今回の議案の中には提案されておりませんが、稲田橋のところの県の物件もそういう打診があったということで、あれも購入したいという市長の意向がありました。あそこでしたら木造ですからいずれ解体をしなくてはいけないでしょう。そういうところに一時そういった団体に入っていただくということは、次にどっかへ移転して下さいという時に大変言いやすいと思うんです。この建物に各種団体、自立しなさい、自分たちで歩いて行くんですよと指導していく中で、そうした事務所の提供というのは、行政の方が当然考えなくてはならないかもしれませんが、ここへたん入っていただくと、いざ市の方でこのところをこういうふうに使いたい、ああいうふうに使いたいという時にですね、そうした息のかかった団体が入っていただいておりますと、なかなかその主旨に沿っていただけない、いわゆる出て行ってもらえないという、私は懸念もあるような気がします。それで、先般の説明で各種団体のそうした事務所にとということでしたら、私はそれではこの財産の取得の時に議案として出された時には、これはちょっと意見を述べさせていただき、反対させていただかにはあいいけんのじゃないかなと思っておりました。しかし今、部長の話に福祉という言葉が出ましたので、その辺が少し変わってきたところです。いわゆる福祉は福祉事務所を今度市は構えていくわけですから、そうした福祉部門がですね、そっくりそちらに行くということになって、あの庁舎を有効に使っていただく。そうすると狭隘なこの今の第2庁舎を建てようとする敷地、その辺の有効性、有効利用が図られるんじゃないかなと。

執行部の方もよくしっかりご存知のように、福祉というのは陰で支えてあげなくてはいけない市民の立場の方が随分いらっしゃいます。と言いますのは、いわゆる納税とか印鑑証明を取りに来たという窓口業務だけでなく、非常に相談業務、これが私は最近年々増えているように思います。精神的な相談、いろんな相談事があります。これは今の庁舎では仕方がないところですが、今相談に見えておられる方は庁舎玄関を入られたら一番端まで歩いて行かれて、私は今日相談に来たんです。今相談が終わったんですという、いわゆるちょっと見せびらかし、非常に相談に来られた方は苦痛に思って出入りをしておられるのが現状だと思われま。そうしたところを福祉のそうしたいいわゆる陰で支えておる相談業務等、こうしたところに移転をするというのは非常にいいことじゃないかと。これだけの建物ですから、この価格でもらえるということは非常にラッキーなことで、私はいいと思うんですが、利用の面についてこの本庁舎を建てるのに数十億円という、ないないないないという財源の中から少しでも楽に、また、面積的にも楽にということになると、この施設の有効利用は非常に大きなウ

エイトを占めておるものと思われます。その辺の総合的な考え方についてお尋ねいたします。

松 浦 議 長 答弁を許します。

市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 田中議員さんのご提案については非常に貴重なご意見でございますので、まだこれに決めたということではないわけでございますので、充分協議をしていきたいというように考えております。ただ、その役場の福祉保健部、福祉の庁舎もこれだけを全部どこへ移してしまうということになると、やっぱりこの市役所内部にいろいろな統制の問題が起こります。安全推進室を今回つくりますが、安全推進室が中心になって児童の虐待防止の窓口もつくりますし、それから困りごとの相談室もいろいろそれぞれ各部へ相談員をつけて、専門の相談員をつけております。それが安全推進室を中心にして、今はもう警察へ相談せにゃあいけんことはたくさんあるわけございまして、そういう総合的な総合窓口をつくるというような構想もあるわけでございます。その時に全部あこへ困りごと相談へ行っておりますと、また連絡が取りにくいという問題も心配されますんで、そこらは今後充分検討してですね、ご意見を賜りながらやっていきたいと、このように考えておるわけございまして、ただ、本当に福祉の一部が例えば住民の健康相談とかですね、そういう福祉の部分が移るというのはスペースがあればということで、私はええと思えますが、ただ、今回の総合的な事務所の建設の計画の中には、やはりおそらく20年、30年後にはこの建物そのものがですね、もう使えなくなる。耐震ももうできておりませずということもありますんで、その時のやはりまた新しい庁舎を建てにゃあいけんという、そういうようなことも起こりかねんということもありますんで、そういうところも総合的にですね、考えて、現在の3階建てをかうところも利用させていただきたいということで、そういう総合的なやっぱり判断もする必要あるんじゃないかならうかと、このように考えております。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

山 本 議 員 議長。

松 浦 議 長 15番、山本三郎君。

山 本 議 員 この取得されるものについてちょっと2、3点質問します。この平成9年にこれが建設されたと言われまして、非常に表面上は日にちの短い、期間の短い間に建った建物としては素晴らしいように思われるわけございまして、いろいろ考えてみますのに、市民の目から見ましたときに、この建物を取得するということにつきまして、各町の公共施設の空き地という面もある中で、なぜこれを取得することがあるのかということが、まず市民の目にまず映ると思えます。そういう面につきまして、先ほど同僚議員が使用目的についていろいろ質問されましたが、まず市民といたしましてはそういう目で見られると思えます。そういう、まず各町の有効施設の合理化と言いますか、施設を有効していくというものはっきり今後見せないことには、なかなかこのことも市民が納得できないという面もあろう

と思います。

そして、この建物がですね、果たして10年後にですね、本当に買って良かったという評価のできる建物であるかどうかというところを考えますと、私、いろいろ聞いてみますと、この建物は建設業者がですね、その当時もう既に倒産間近のような状況の中での建設というようなことで、完璧にですね、これが本当に評価できる建物かどうかということも疑問に思っております。そして、また雨漏りが一部あるというのも聞いておりますが、これが事実かどうか、そこらの点については執行部は充分そこら調査されておられるのか。ただ金額的に安いからというのでね、買われるのもひとつの考えかもしれませんが、10年後にですね、大きな修理をするような状況であったならば、これはまったく調査不足ということにつながってきますので、そういう点の考え方も私たちが市民の立場から見ますと、充分調査されてその取得するのにもうちょっとそこら時間をおいてもですね、私はいいんじゃないかなと思うわけですが、執行部の方、そこらの調査の内容とか、そしてその当時の建設状況というのものも、充分お調べになったらどうかと思います。

松浦議長 答弁を求めます。

新川総務部長。

新川総務部長 平成9年度に5億7千万という大きな数字の中で建設された施設でございます。ご心配いただいておりますその当時の建設業者がどうかであったかということにつきましてはですね、我々も存じてない状況にありますが、こうした公共事業の発注ということにつきましては、適正な工事請負契約の完結のもとにですね、適正に竣工されですね、検査も十分されている状況だと、我々上部団体の方でありますので、その点はもう理解をさせてもらっております。そういう現状の中で現段階の財産管理室が管理をしておりますけれども、当然その雨漏りとかですね、ガラスから入るという状況の中も完璧な整備を進めておられ、現状の中での産業振興部も入っておりますし、農村整備事業所の一角にもなっております。そういう状況でございますので、この施設そのものは、そりゃあ年々当然ある程度ですね、補修的な問題も出てきましようが、すぐどうこうの大規模改修とかいうものは出てこないという判断は、今まで財産管理室の方とですね、調査を進めさせていただくには、出ておりませんのでご報告をさせていただきます。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

青原議員 議長。

松浦議長 11番、青原敏治君。

青原議員 はい、11番青原です。先ほどからいろいろ質問が出とるんですが、吉田町時代にこれを建てられたということでもあります。そこで、その当時の吉田町と県との契約書等々があれば、参考になるんじゃないかなと。さっき同僚議員がもうちょっと安うならんのかとか、というような質問が出た中で、契約内容はどういうふうになっとったんかというのが分ければ、そ

こらも見えてくるんじゃないかならうかというふうに思います。ただ、下が今が市有地になっておりますので、そこらの条件的なものをお聞かせ願って、判断をさせていただければというような思いがいたします。ただ、これを先ほども同僚議員が言われましたけども、ちょっと時期的には早いんじゃないかならうかと。もう少し議論をして、これを出すべきじゃなかったかのうというふうな思いがするんですが、そこらあたりの考え方を、また再度お聞かせ願えればと思います。

松浦議長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。底地部分が旧吉田町の土地であった状況でございます。以前は我々も状況がよくわかっておらないのですが、現況写真を見させていただきますのですね、非常に周囲が民家もなくですね、ある程度平らな土地の中にそうしたもとの県の普及事務所をですね、高田のエリアの普及事務所を誘致されたという経過があるのではなからうかと思っております。そういう条件の中で、その当時無償で県有施設をそこに誘致された経過だろうと思っております。今回、3月1日に合併をさせていただく中で、この建物をお借りするという状況の中で、非常に多額の経費をですね、要求をされた経過がございます。これは市長の方も充分動いていただき、底地が町有地であるので、それをもっとという単価を安くという状況も県の方に直送させていただいた事例がございます。今回の単価につきましてはそういう実情も考慮させていただいた中でですね、2千778万3千円という数字が出た経過でございますので、建設は県の方がつくったわけでございますので、旧吉田町の方で平成9年度にこの建物をつくったわけではございませんので、県の施設としてつくって、町は一応貸与していたという状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

青原議員 議長。

松浦議長 11番、青原敏治君。

青原議員 はい。私はようわからんのですが、民間の場合でしたら土地を払う時にはもう現況に服して返すとかというような文面が契約内容の中にあると思うんですね。そういうのがあるかないかというのが知りたかったんですが、そういうのであれば放つといってもいいんじゃないかならうかというような気がするんですね。そこらあたりも考えられたのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

松浦議長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 当然、ご指摘いただきますように、民間であればですね、建物の上に、底地の上につくればですね、そこへつくった土地はもうだめになるよという状況の中であるわけですが、今回もそういう状況の中で先ほどもご説明させていただいた5億7千万円の原価、その後経過年数が経ち、償却をみております。そういう状況でなおかつ今のこの現状の解体費用ですね、解体費用を県の方で積算をし、その単価のまた2分の1、それが底地がまだ

所有が市であるという状況の中を、県の方が考慮してこの2千7百数十万の数字を出したかたちでありますので、当然、その当時の解体をしてという状況にあります。それとの対比させていただいてですね、将来市の中でもこういうものを利用させていただく方が一番ベターではなからうかという判断の中で今回この議案の提出をさせていただいたわけでございます。よろしくお願ひします。当然、そのさら地に戻してという状況もあろうかと思ひますけれども、それよりはもう県有施設としてですね、その当時から立ち上げておるわけなんで、そこらの点がですね、ひどくほいじゃあ綺麗にという状況はできない状況にあったということでございます。

岡田議員 議長。

松浦議長 18番、岡田正信君。

岡田議員 最初説明されたときも、この特例債が効くじゃの、財政的には問題ないと。県が払い下げるから買うてくれと、こういう説明じゃったんですが、今では合併交付金と。ただ、市の銭は使わんけども、県がくれる金じゃから買っとく方が得じゃと。ちょっと安易なんよね、その発想が。そりゃあ、よそにいっぱいあるわけでしょ、建物は。それと市民から見たらまたそれ買うんかと。これは県から金があるけえ、うちの持ち出しはないけえ、ええじゃないかと。それじゃあ市民は納得せんのですよね。そこら市長、どう思うてですか。

松浦議長 答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 いろいろ考え方はあろうと思ひますが、底地が市の所有地でもとの普及所があこへあったというのが、普及所を誘致するときにおそらく吉田町がですね、土地を提供されたんじゃないかと、このように思うわけでございますが、そういう底地がもと吉田町のものであったというようなこともありますし、現在の3階建てというのは最初は3千万と言ひよったんですが、いろいろ交渉して2千700まで下げたと、こういう経過もありますので、3階建てというのは将来とも使い道のある、私は建物であると、このように考えておりますので、この際、県が、県もですね、財産を各地の財産をですね、処分したいという、そういう今時期にあるんで、こちらからくれと言うたら、また高い値段を言われるかもわかりませんが、県がそこまで協力するから、ひとつ取ってくれと、こういうような県の意向もありますので、この際私は買うとくべきじゃなからうかと、このように思うわけでありませう。

熊高議員 議長。

松浦議長 1番、熊高昌三君。

熊高議員 休憩動議。

〔賛成の声あり〕

松浦議長 今、動議がでましたので、賛成決議がありますので、暫時休憩といたします。

午後 1 時 4 0 分 休憩

午後 1 時 5 1 分 再開

松 浦 議 長 それでは、休憩前に続きまして、再開いたします。
ただ今、議運を開いていただきましたので、議運のその件につきまして
委員長報告を求めます。

青原委員長 議長。

松 浦 議 長 青原委員長。

青原委員長 先ほど議会運営委員会を開き、議案第 3 号、財産の取得についての取り
扱いを協議し、次のとおり決定しましたので報告いたします。

ただ今、質疑の途中ですが、多くの議員から質疑が集中しておりますの
で、この件につきましては予算審査特別委員会に付託して審査することと
いたします。以上、報告を終わります。

松 浦 議 長 お諮りいたします。ただ今議運の委員長が申しましたように、この件に
つきましては予算審査特別委員会に付託し、審査することにご異議ござい
ませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって、この案件につきましては予算審査特別委員会で審議することと
あいなりました。

日程第 2 1 議案第 4 号 安芸高田市非核平和都市宣言について

松 浦 議 長 日程第 2 1、議案第 4 号、安芸高田市非核平和都市宣言についての件を
議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松 浦 議 長 市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第 4 号、安芸高田市非核平和都市宣言についてでございます。

本案は、人類初の被爆地「ヒロシマ」が所在する県にある都市として、
「非核平和都市宣言」を行いますもので、合併前の各町では、それぞれ「非
核自治体宣言」等を行っておりましたが、新設合併によります安芸高田市
発足とともに、この宣言が失効となっておりましたことから、今回、改め
て宣言文を議会へ上程いたし、採択をいただこうとするものでございます。
よろしくご願います。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松 浦 議 長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第 4 号、安芸高田市非核平和都市宣言について、要点のご説明をさ

せていただきます。

先日、新聞等でも報道されてきたところでございますが、広島県内におきましては、被爆地ヒロシマの存在する県として、以前はすべての自治体でこのような宣言をされておりました。合併前の旧高田郡内の各町におきましても、それぞれの町で非核自治体宣言を行なっておったところでございます。

先般来より、広域的な市町村合併が急速に進展したことに伴いまして、我々本市におきましても新設合併によって新たな自治体として発足を果たしたわけでございます。合併前のそれぞれの非核自治体宣言、自治体の配置分合ともに失効となりまして、新たな宣言をしなければならない状態になっておるところでございます。このような観点から、本市におきましても新市発足後、速やかに宣言案を議会へ上程し、議決をしていただくよう考えておりましたが、合併後の混乱等の関係上、議案上程の機会を逃しておりましたが、今回、皆さん方の方に安芸高田市非核平和都市宣言を議案として上程させていただいたものでございます。

宣言文を読み上げさせていただき、要点のご説明とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

真の恒久平和を実現することは、人類共通の願ひである。この崇高な理念の達成なくして安芸高田市が目指す「人輝く安芸高田」、「住民と行政が奏でる協働のまちづくり」の実現はあり得ない。しかし、今日もなお、世界では地域紛争が頻発し社会情勢は未だに緊張の度を加えつつあり、核の存在は世界平和と人類の生存に対する脅威として依然として大きな不安をもたらしていることは憂慮に耐えない。安芸高田市は世界最初の被爆県に存する自治体として、この地球上の再び被爆の惨禍を繰り返させてはならないことを全世界へ強く訴える。安芸高田市民は、生命の尊厳を深く認識し、非核三原則の堅持を願うとともに、一刻も早い核廃絶と世界の恒久平和を希求し、ここに非核平和都市宣言であることを宣言する。以上でございます。どうか、よろしくお願ひします。

松 浦 議 長 これにて要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松 浦 議 長 お諮りいたします。

これより、議案第4号、安芸高田市非核平和都市宣言についての件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 2 2 議案第 5 号 広島県市町村職員退職手当組合を組織する

地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について

松 浦 議 長 日程第 2 2、議案第 5 号、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松 浦 議 長 市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第 5 号、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてでございます。

本案は、広域合併に伴いまして、平成 17 年 3 月 22 日から三原市が賀茂郡大和町、豊田郡本郷町及び御調郡久井町との合併と同時に、新たに広島県市町村職員退職手当組合に加入いたしますことなどから、同組合の規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松 浦 議 長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第 5 号につきまして、広島県市町村職員退職手当組合の一部を改正する規約につきまして、要点のご説明をさせていただきます。

このことにつきましては、平成 17 年の 3 月 22 日から三原市が賀茂郡大和町・豊田郡本郷町・御調郡久井町の合併と同時に、この退職手当組合に加入いたしますものでございます。そのために当組合の規約中、本則中、組合市町村ということがありますが、村がなくなり、組合市町に改めるものでございます。

以下、本則中の第 1 条から第 16 条につきましては、市町村を市町に改めるというものでございます。

別表第 2 表につきましては、三原市、また大和町・本郷町・久井町が合併いたしますと同時に、その関係条文を別表第 1 項中、文面 2 ページにわたりまして関係の条文を改めるものでございます。どうかよろしく願いいたします。

附則といたしましては、この規約は平成 17 年の 3 月 22 日から施行するものでございます。以上で、要点の説明を終わります。

松 浦 議 長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい、熊高です。数の変更ということですが、数がどういうふうになっていくのか、そしてこの退職手当組合で取り扱う総額は、今どのくらいになるのか。将来、全部はわからんでしょうけども、見通しですね、そういったもの。本市に関わるこちらの支出する額、そこらへんを大まかでいいですから、説明をいただきたいと思います。

松浦議長 答弁を許します。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 広島県の退職手当組合につきましては、今回の広島県の合併推進によりまして、県の方におかれましては、市町村等のいろんな職員の待遇面について、ある程度の指導をしていただいたとございます。基本的にこの市町村職員の退職手当組合につきましては、45歳から適用にさせていただいております。以前は58歳からですね、対応とたたきという状態もあったわけですが、45歳から段階的な措置の中でですね、この手当の支給というものをさせていただいております。今、今回のこうした大合併に伴いまして、最終的なちょっと数字が現在手持ちの方が持っておりませんので、これ等の数字につきましても特別委員会の中ではですね、退職手当組合に対する負担金等の中ではですね、また、ご説明も併せてさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願いします。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第5号、広島県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第23 議案第6号 広島県市町村公務災害補償組合を組織する

地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更について

松浦議長 日程第23、議案第6号、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件を議題といたし

ます。

この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第6号、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてでございます。

これは先ほどの議案と関連がございますが、本年の3月22日に、先ほど説明いたしましたように、三原・大和町・本郷町・久井町、これが合併すると同時に、新たに広島県市町村職員退職手当組合に加入いたしますことなどから、同組合の規約を変更するというところでございます。

今までは、三原市はこれに入っておらなかった。先ほどの議案でも入っておらなかったわけですが、合併することによって三原が今まで入った町村を含んでまるごと入ると、こういうところでございます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第6号の、広島県市町村公務災害補償組合の規約の一部を改正する規約について、要点のご説明を申し上げます。

本則中第1条から第3条、また1項中までにつきましては、市町村という名称を市町に改めるものでございます。また、7号に掲げる事務につきましては三原市を除いて共同処理というただし書きでございます。

次に別表中の東広島市を東広島市三原市に改めて、賀茂郡大和町、また本郷町、御調郡久井町の三原市が合併と同時にこうした公務災害補償組合に加入するという事の中で、それぞれの条文を整理をさせていただくものでございます。

附則といたしましては、この規約は平成17年3月22日から施行するものでございます。以上でございます。

松浦議長 これで要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第6号、広島県市町村公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についての件を、起立により採決

いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第24 議案第7号 安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例

松浦議長 日程第24、議案第7号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第7号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、平成17年4月1日から安全推進室を総務部内に新設いたしますこと、また、現行の自治振興部企画課情報政策係を総務部電算室に機構改編することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願ひします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第7号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例につきまして、要点のご説明をいたします。

第2条の総務部の項中ではございますが、(9)といたしまして市民の安全に関する事項、また(10)といたしまして電子計算組織の運営に関する事項を加えさせていただきたいと思っております。それと、同条の自治振興部の項中、電子計算組織の運営に関する事務を削らせていただき、随時条文を上を繰り上げをさせていただきましてでございます。

第3条の総務部の項中に管財課の次に安全推進室及び電算室を加えるものでございます。この条例は平成17年の4月1日から施行いたしますのでございます。よろしくお願ひいたします。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい。安全推進室についてお伺ひします。ここでうたわれている市民の安全に関する事項ということなんですけど、まず具体的にですね、どのようなことを行われようとしているのか、まずそれをお伺ひいたします。



松浦議長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議長、はい。皆さん方もご承知のように毎日のように新聞、またテレビ、報道関係等で非常に広島県内においても、また全国的な状況の中でも非常に市民の方々に対する被害がですね、多く多発しておるのが現状でございます。合併をし、1年を経過させていただいた状況の中でございますけども、やはり市民の安全な日常生活を確保させていただくことがですね、一番の目的であると考えております。そうした状況の中から、市民の皆さんの安全の推進を総合的な窓口として、この事業推進をさせていただきたいと思っております。

基本的には広島県、また広島県警の中におきましても、「減らそう犯罪」というのは、もう非常に重点事業として実施をされとる状況でございます。他市の類似団体においてもそうした総合的な窓口を置かれまして、犯罪の起こりにくい、ある程度の市のまちづくりをしようじゃないかという状況を取り組んでおられることが一番だろうと思っております。当然、こうした安芸高田市の1つの基本の骨格であります、協働のまちづくり、自治振興組織、そういう全市民の方がですね、やはり防犯意識を高めていただくということも必要な状況でございますし、やはり犯罪の起こらないような環境づくりもする必要はあるのではなかろうかと思っております。今までの行政では偏った交通安全なり、そのどういうんですか、防犯なり、取り組みをさせていただいておりますけども、そういう総合的な窓口を市の防犯連合会もですね、こうした安全推進室の中に、事務として入れさせていただいてですね、全てその企業と市民の方も一緒になった取り組みをさせていただくというのが、一つの総合的な窓口ではなかろうかと思っております。

各、この庁舎の中でも今朝ほどからの施策の説明の中にもございましたように、市民部、また福祉保健部とのいろんな関わり、教育委員会、そうした庁舎内でのですね、関係部局との連携も併せて取らせていただきたいと思いますように思っております。よろしくお願いたします。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

亀岡議員 議長。

松浦議長 はい、20番、亀岡等君。

亀岡議員 本来考えますと、凶悪な犯罪は別としましてですね、オレオレ詐欺とか、あるいは消費者が受ける被害の問題、いろいろありますね、これらをですね、市政の中に機構を設けてその部署をつくれればですね、事が成就するというようなもんじゃないんですね。やっぱり広く、深く市民の皆さんに啓発をかけてですね、問題を解決していく。犯罪なら犯罪が起きないようにする、あるいは被害に遭わないようにするというようなことは大事でして、私はですね、これまでの市政をもうちょっと積極的に係を置いてですね、取り組んで行かれれば、充分できると思えますね。

凶悪な犯罪についてはですね、これは特に警察署の専門機関でありましてね、警察署の。そこらと密接な連携を持って行けばですね、それなりの

効果は上げていくことができるんじゃないかというふうに、期待をするわけなんです、ご承知のように、今度、広島市、福山市、それから廿日市と、ここは4番目にこういうことをやるんだということを、新聞記事にも出ておりましたがね、廿日市には、もう数年前からこういった取り組みをされてるんですね。それでもやはりね、凶悪な犯罪、上平良でですね、未だに犯人も捕まっておられませんし、室を設けたり部署をつくって対応すりゃあできるというもんじゃないんですね。もうちょっとやっぱり住民に啓発していただいて、積極的に働きかけてですね、私は消費者の被害の問題、それからいろいろあるでしょう、暴力問題、夫婦のどういふんですか、暴力事件、様々ありますけどね、これはですね、私はもうちょっと積極的に市民に働きかければ、特別専門室を設けてしなくてもできるんじゃないかと。特にここは警察も本当に近い位置にありますね。目と鼻の先と言える。これは一考を要する問題だと私は思います。その点についてはいかがお考えでしょうか。

松浦議長 市長、答弁を求めます。

児玉更太郎君。

児玉市長 この安全推進室につきましては、この施政方針の13ページにも載せておるわけですが、この13ページに載せておるのは、なぜ安全推進室を警察からも来てもらって設置せにゃあいけんかというようなことも、あまり詳しく書いておらないわけですが、2年前に合併の協議をする段階でこの警察から派遣をしてもろうちゃあどうかという話しが出たわけですが、しかし、その時点ではまだ時期尚早と、こういうことで、警察から派遣をするのは控えると、こういうことであつたわけですが、2年経ちまして非常に世の中が変わってきておると。特に最近の学校の問題等についてはですね、やはり絶えず警察とも連絡を取っていかんやあいけんような状況でありますので、いつ、どこでこういう学校の傷害事件あるいは殺人事件が起こるか分からないような状況も、非常に2年の間に大きく変わってきたというような状況もございますし、この13ページにも書いておるように、本年から消費生活相談員と家庭児童相談員という新しい制度を、これは県がつくった制度でございますが、これを相談員を設けていくわけでございます。特にこのサラ金の問題とか、いろいろオレオレ詐欺の問題とか、現在でも相談が来ておるといふような状況でございますし、この家庭児童相談員については、特に児童虐待の問題がですね、この辺でもやはりもう表面には出てきていませんが、相談事業としては随分出てきておるといふわけでございます。あるいは家庭内暴力の問題とかですね、そういうようなことで、やはりここらは警察と連携が密にする時代が来たんじゃないかと、このように思います。もう相談員だけでは相談しきれん問題があるということもございませう。そういうことで、今までは高田郡の防犯協会というのは、警察が職員をもって事務をしておつたわけですが、今度市になりまして、この高田郡の防犯協会というのが市に事務局が移つたわけでございます。消防との連絡もあります

し、交通安全推進隊とか、そういうような交通安全とかそういう問題も全部市に事務局が移って参りました。そういうことでやはり充実をしていく必要があるということで、今回このような室をつくったということでございますので、合併の経過の中ではそのようなご意向がありまして、2年間この状況を見させてもらったと、こういうようなことでございますので、ご理解を賜ればと思います。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

亀 岡 議 員 議長。

松 浦 議 長 はい、20番、亀岡等君。

亀 岡 議 員 提案される側の説明としてはまったくそのとおりだと思うんですね。ただですね、先ほども申し上げましたように、そのような対策室をつくれればですね、防げるというようなものではないんです。やはり市民に対していかに働きかけるかですね、ここのところを重視されてやはり市役所としての広範な行政分野ではありますが、この分野においてもですね、いかにしたら今この情勢の中で市民の生活を、安全を守っていくかというのがですね、しっかり考えていただいて、安全対策係でもですね、担当者を決めて、市民にどう働きかけるかというのを真剣に考えてもらえばですね、私は充分できると思うんですね。市になったからということで、事務局が防犯協会ののが移ってきたとかですね、それは当然だと思うんですね。そこらを統括されて室をつくられるというのは、それを反対するんじゃないですよ。ただ、そういうふうな機構をつくれれば、事は足りるというわけではないんですよ。どうも私はそういった案件、事案、それと財政の問題との関わりとかですね、また市政の行う市政の問題とか充分検討されていると思えないんですよ。財政厳しいと言いながら、例えば明日の日の生活に関わるという、例えば非常勤とかあるいはこの臨時の方々に対してもですね、今回の改革あたりはかなり厳しいんですね。それが法的にどうだという問題もいろいろあるでしょうが、しかし、片やですね、先にちょっと触れますが、県警からですね、出向人事を受け入れるとかいったような、極めて財政的にはですね、豊らかなやり方ですね。私は今の体制の中で、いかにしてですね、行政の目標としていかなければならないことにあたってですね、考えていくかと、ここのところが大事じゃないかと思うんですね。

この安心、安全対策に反対じゃないんですよ。ただ取り組み方がですね、こういうふうなかたちで機構をつくれれば、いかにも立派にできるかのように考えられているんじゃないかと。そうじゃあないんですよということを申し上げたいんですよ。それで犯罪あたりがなくなればですね、あるいは少なくなっていけば、これはまあ事はみやすいと思うんですよ。努力としてそういう方向を打ち出して行きたいと言われることはわかりますけども、もうちょっとやっぱりですね、慎重に構えて欲しいというふうに思います。

松 浦 議 長 答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長　ただ今のご意見についてはまさしくお説のとおりでございます。したがって、組織だけつくればよいという問題ではないわけでございますが、我々も今後とも市民運動を起こしながら、本当に末端に、この安全・安心の実績が上がるように努力をして参りたいというように思います。

松浦議長　他に質疑はありませんか。

熊高議員　議長。

松浦議長　10番、熊高昌三君。

熊高議員　はい、10番。先ほどの同僚議員との関係も出てくるかと思いますが、先ほどの市長の市政方針の中に、13ページの安全推進室と消費生活相談員、家庭児童相談員、ここらと連携していくということですが、具体的な組織としてですね、どんなかたちになるかという気がするんですが、例えばその文教厚生で先般やられておるようですけども、ちょっと私聞いておりませんので、家庭児童相談員とかそういったものの役割あるいは位置付けが例えば推進室の中に入るのか、別個に活動するようなかたちになるのか、そこらの組織機能というんですか、その辺をもう少し詳しくお伺いしたいと思います。

松浦議長　答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長　はい。確かにご指摘いただいておりますように、安全・安心のためのそうした室だけ設置するということでは、この事業目的がですね、達成できないということについては認識いたしております。やはり、それぞれ市民の方の、どういまいしょうか、自分自身の守る姿勢、また、地域が守る状態、そういった地域の役割、また行政との関わり、また上部団体の県との関わり、そういう状態をですね、連結を取らせていただきながら、この安心・安全の確保に努めたいという考え方を持っておりますので、今、また議員さん言われますような市民部、また福祉保健部におきますそうした相談業務等はですね、当然連結があるかと思っております。スタートさせていただく関係でですね、この3部、また教育委員会も入れますと4部の関連になるわけですが、基本的には室へ総務部の中で置かせていただき、定期的な合同的な調整会議をですね、持たせていただき、推進をさせていただきたいというのが基本でございます。

当然その安全推進室の中には、専門的な角度から見れる職員の対応ということで、派遣等も受けさせていただく関係でございますので、そういう室を中心にですね、ある程度全体をコーディネートできるような対応をさせていただきたい。ただ、この市の役割とまいまいしょうか、それは全部の部に関わってくると思うんですね。道路にしましても、いろんな角度もありますし、一つひとつが全部こうした安全に関わってくる環境問題だろうと思っております。ただ総務部だけでやろうという状況ではございませんので、そういうところにつきましては部内の連携を深めさせていただきたいというのが主でございます。よろしくお願いいいたします。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

岡 田 議 員 議長。

松 浦 議 長 18番、岡田正信君。

岡 田 議 員 ですからまだこの安全推進室というのは、家庭相談室とか、この警察の関係とか、もう1つ生活の困りごと、そういう相談員が1つの部屋で云々というのは、別でも連携を取りながらと、こうなるとよね。同じ安全対策について。警察というのはご存知のように、防犯もやりますけども犯人を捕まえる方。家庭相談員というのは、まさに家庭の事情の相談とか、まだそういう相談段階。それを安全のためにと言うて「もぐり」みたいなことをやるんですが、その体制もまだ素案にはないんです。先ほどの県の庁舎を買うと同じようなことです。県のこういう課をつくったからつくと。県がつくったからつくと。つくる、つくらんはこの体制、安全問題は考えりゃあええんですよ、市で。協働のまちづくりで一番ええキャッチフレーズですから、そこへ軸足を置いたらできるんじゃないんですか。

松 浦 議 長 どなたに答弁してもらいますか。市長ですか。

岡 田 議 員 議長。そりゃあ市長に。

松 浦 議 長 市長、答弁を求めます。

児玉更太郎君。

児 玉 市 長 今非常に相談事業もですね、複雑多岐にわたっておるわけでございます。そういう意味で警察に相談せにゃあいけんことも、随分あるわけでございます。そういうことで、そういう安全推進室にそういうスタッフがおってもらえれば、より一層この相談事業も充実するということと、もう1つは防犯協会そのものが、警察にあったものが全部市に移ったということで、そういう仕事も併せてしていただきたいと、こういうことでございますので、やはり時代がどんどん変わってきてですね、非常に問題が複雑になっておりますので、そういうものに対応する試みということで、この安全推進室に警察から派遣をしてもらおうと、こういうことを計画をしたようなわけでございます。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

川 角 議 員 議長。

松 浦 議 長 6番、川角一郎君。

川 角 議 員 いろいろですね、この件については、見方によってはいろいろな見方をされると思うんですね。ですが、このようなひとつの制度あるいは推進室を設けんにゃいけんというのは、非常にその時代の流れであって、地域としては非常に、どういいますか、このようなことが果たして必要なかどうかというふうなところへ来ると思うんですね。さっきからありますように、やはりこれはただ防犯だけじゃないと。いろんな面でのですね、生活相談なり、あるいは学校の問題、これからも大変な時期になっておるんですが、そこらを考えればですね、やはり今の陣容の中でこういうふうな専門のノウハウが取れるかというたら非常に難しいんじゃないかと。そのようなかたちでこれが今からのいろいろな安全対策を取っていくという広

い意味でですね、やはり私としては時期を得た1つの策じゃないかというふうには思うんで、そこら市長、どう思われるかひとつ。私はそのような考えでございます。

松浦議長 市長、答弁を求めます。

児玉更太郎君。

児玉市長 2年だったか前に合併協議の計画の中です、やあ、暴力団が役場の中へ入ってきて、よくくたびれるとか、暴力がらみのものを売ってあるくことがくたびれるとか、職員がよくくたびれとると、そういうような話しがあって、これは警察から派遣してもらう方法もあるということで、話しが出たわけですが、その時はそれだけの話しであってちょっと時期尚早だということもあったわけですが、2年の間に状況が変わってきてですね、それで先ほど来話しがありますように私生活の相談、これには携帯電話のべらぼうな要求もありますし、あるいはオレオレ詐欺の問題もありますし、いろいろあると思いますし、特に最近相談に来られる方がですね、表面だつては目立たんのですが、児童虐待と家庭内暴力の問題が随分相談に来られる方があるわけでありまして。そういうことから言いますと、時期的には来たんかなというような気がするわけございまして、ご理解を賜りたいと思います。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

亀岡議員 議長。

松浦議長 はい、20番、亀岡等君。

亀岡議員 今聞いておりますとですね、この市役所の中にどういいますか、招かざる客が来られてですね、いろいろあるというようなことを聞きますとですね、私は思うんですよね。これね、公務員法に照らしてですね、やっぱり公務員の方は毅然とした態度でですね、それに対応されりゃあですね、そんなことでいちいち誰か専門家の柔道でもなんでも空手でもできるような人を雇わにゃあいけんでというようなことじゃあ、私はやっぱり根本がちょっと考え方が違うと思うんです。これでいきますとね、人数の少ない支所やなんかに来られた時には支所の職員はどうするんですか。全部支所へ置かれますか。県警の方から出向してもらって。そうはいかないでしょう。あるいは個々の家庭でもあるんですよ。こられることが。それでもやっぱりそれなりの用地でも立て替えをしてですね、撃退するとか、断るとかですね、ことをやることあるんです。そしてやってるんです。大勢がおられる、しかも公務員法に立脚して働いておられる人がですね、それが防げないようではですね、市民はどこへ息をすりゃあいいんですか。1人の職員さんへ1人のボディガードを付けにゃあいけんような考え方はやめてほしいですね。支所はどうなるんかと言いたいですね、支所は。支所へもそこへも置ける財政力があつてですね、いいんですけど、それはひとつの皮肉ですけどね。もうちょっとですね、公務員法に照らして毅然とした態度でひとつ行政事務事業を遂行していただきたいですね。本来決まりはありますよね。行商は役場内ではやっちゃあいけんとか。だっ

たらそれをきちゃっと断ればですね、私はそれで行けるんじゃないかと思  
いますがね、例えばですね。まあ、慎重に真剣にひとつ考えてみて下さい。

松浦議長 お諮りします。暫時休憩とさせていただきます。2時45分まで。

~~~~~

午後2時35分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~

松浦議長 それでは休憩前に続き、会議を開きます。  
他に質疑はありませんか。

入本議員 議長。

松浦議長 14番、入本和男君。

入本議員 非常に内容によってはいいようにも取れるし、見ようによっては悪くも  
取れるようなあれなんです。これも旧甲田町時代にもこういう話しが出  
たんですが、今の説明の中にですね、相談内容がですね、実際こういう何  
件家庭的なものが何件あるとか、そういうものがあってこういうものをつ  
くるんだという、具体的な例があればですね、非常に私たちも内部事情の  
プライバシーの見えない部分は把握しておられたら、そこらが見えてくる  
とですね、私らもこれは必要だろうと思うんですが、ただ大まかな数字で  
はですね、ちょっと把握しにくいんで、その点担当ごとにどの程度の数値  
を年間把握しておられるのか、ありましたらその資料をお願いしたいと思  
うんです。

松浦議長 総務部長、新川文雄君、答弁を願います。

新川総務部長 議長。今回設置をさせていただきます各相談員等の関係でございますけ  
ども、総務部に係りますかたちというのは、新たな市になりまして、やは  
り市民を守る行政の対応というのが一番の組織対応だろうというように  
考えております。最終的にはやはりこの自主活動なり防犯活動というのは  
今回の市の基本理論であります協働のまちづくり、そういうところへの観点  
からの住民に対してのやはり普及というのはですね、この組織を挙げて実  
施していかなくてはならないものだと思っております。現在そういう自治  
振興部の方で推進をしていただいております振興会組織、そういうところ  
にもですね、自主防災組織というのはですね、必要な組織であるのではな  
かろうかと思っております。そういうところにつきましても、総務部等の  
関連等の関係の中では、我々充分入って行かせていただきたいというよ  
うに思っております。

あとの2件の市民部が持ちます事業の推進、また福祉保健部につきまし  
ては、権限移譲によりましてですね、4月1日から市の方に分掌事務とし  
て移譲される状況でございます。ただ、今までそうした県の方に相談業務、  
消費者行政等も行っていただいた関係で、合併し、市になりましてです  
ね、ちょっと今市民部の方で資料収集をいたしておりますけれども、当然、  
消費生活に係ります相談等につきましてもですね、業務を受けとる関係が  
ございますので、その点は市民部長の方からご説明させていただきたいと

思います。

松浦議長 答弁を求めます。

市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 消費者生活の相談の設置でございますが、内容としましては一応、情報提供のサービス、また融資サービス、消費者金融、ローン会社への返済不能相談など、また教室講座につきましては、それぞれのペイオフ関係、契約、手数料等の請求のご相談があるということです。設置状況としましては一応県内の市の施行の13市は全て設置されとりまして、町村単位では府中町さんが設置されとる状況であります。この議案等に成立すれば市としては14番目の消費者の生活相談の設置を行うというかたちであります。件数につきましては、本市での件数というのはなかなか今のところ資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどにこの件数等、ご報告を申し上げます、このように思います。

入本議員 議長。

松浦議長 14番、入本和男君。

入本議員 これは条例を制定するわけですからね、資料がないのに私らはこの件に関して、議決とか否決とかできないと思うんですよね。やはり各支所におきましてもですね、相談日等がありましてですね、現在では今の体制では我々とすれば地域として、また市としてですね、こういうものがないと対応できないというものが明らかな数値を示していただかないと、これを判断するのにできないというふうに思っておりますんで、そういう内容からですね、ただないからつくるといような安易なものでは、先ほどから同僚議員も言っておられますように、やはり本当に執行部が出したことは、我々とすればですね、本当に内容を熟知してみても、これは確かにこういう本職の警察の力が要るとか、弁護士の方が要るとか、いろんな問題が起きてくると思うんですが、そこらがちょっと明確に見えて来ないんですよね。そのあたりの明確な数値等をですね、やはりこういう議案を出される以上は、やはり我々に充分理解できるような資料も欲しいというのがお願いでございますんで、もう少し具体的な数値の方を、相談等の件数等、支所におかれましてもですね、あろうかと思うんですが、その辺りの方の意見もですね、組み入れられてやられたんかどうかが分からないわけなんですよね。その辺りを明確にお願いしたいと思います。

松浦議長 答弁を求めます。

市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 15年度の数値でございますが、一応、この相談件数とされましては305件を承知しているところでございます。16年度についてはまだ、実績が報告がありませんので、一応15年の段階では305件を承知しております。これは全6町の集計でございます。相談の事例といたしましては、第1位が情報の提供のサービス、債権の回収業者から優良サイトの未納料金の請求する電話がかかった場合とか、有料サイトの料金が未納なので債権譲渡を受けた催促通知が届いたとか、いろんなそういうひとつのプライ



バシー的な相談が多いということです。また、未成年の16歳の息子に有料サイトの未納料金等請求すると電話がかかったが、覚えがないと言っていると、このような状態であります。2位としては融資サービス。これは息子に宛てた債権回収業者から身に覚えのない強制回収通知葉書が届いたと、こういうひとつの相談、また消費者金融からの借金が何百万になり、返せない、このような相談です。そういうような相談件数が、大体上位を占めているような状態であります。

この実施の段階であります。この相談員を非常勤でお願いいたしまして、週1回程度の本庁の方へきていただいて、その相談業務を受けて指導をしていくというのが消費者の相談窓口等お願いしていくことでございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい、議長。先ほど市長の方の答弁もありましたけど、施政報告の方の13ページです。広島県警から派遣職員を受け入れ、安全推進室を設置したいという市政報告をいただきました。その中でですね、職員を受け入れるということはですね、こちらからどのような職員を欲しいという申し入れをされると思うんですけど、今どのようなお考えをお持ちか、どのような職員をですね、県警の方から受け入れようとされてるのか、答弁いただきます。

松浦議長 市長、答弁を求めます。

児玉更太郎君。

児玉市長 詳しくは総務部長の方から答弁いたします。

松浦議長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。それでは、これは職員の県の派遣という状況でありますので、県警の方のそうした生活安全面の方におきます、そうした派遣的な計画の内容でございます。もう県も実施をいたしておりますし、県警の方も市との各関係市との連携を深めるということの中で、こうした派遣制度を設置をいたしております。安全なまちづくりに向けての推進というのが、基本的にはひとつの項目に上がっておるのではなかろうかと思っております。その状況の中におきましては、やはり犯罪をなくするという状況のものでございます。いろんなかたちの中で、他の市の事例等も見させていただきましたと、やはり広島市等におきましてはですね、繁華街等におきますモデル地区の指定をしたりですね、ある程度ハード面の整備、また福山市につきましては生活安全モデル地区を、やはり設置したりとか、そういう状況をいろんな角度でやらせていただいております。他市へおきましてはパトロールの支援、そういうことをですね、我々基本的な計画というものをですね、作成しなくてはならないかなというように思っております。要は地域の安心・安全なまちづくりを進めるという観点の中からはですね、あらゆる

る事業を包括をさせていきたいというのが基本の主旨でございます。やはり、市民の方の役割、市としての役割、それと事業者としての役割、いろんな役割がこの市の中にはあろうと思いますが、そういうのも総括的な指導体制、連絡調整ができるような指導体制をですね、関係部局をある程度総合的にはさせていただきたい。その指導力がある職員の方の派遣をということでございます。当然、県警の中でもそうした犯罪をなくそうという企画部門の方におられる、やはり企画立案ということがですね、一番どういんですか、指導力のある職員さんを派遣をしていただくんではないかと思っております。以上でございます。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい、議長。指導力のある方を受け入れるということなんですけど、それは今までの答弁の中でありましたように、今職員の中にはそれを対応できる者がいないということであればですね、まず時限的なものにしていただいてですね、職員を育てていくというかたちのものを取っていただければですね、職員の活用もできますし、また財源的な面でも削減が考えられると思うんですよね。その辺はどのようにお考えでしょうか。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 現在、県の方に職員の資質の向上という中で派遣をさせていただいております。我々総務部の方から県の方の財政課へ1名と財政係の方へ1名、2名でございます。また、建設部の方から技術センターと土木部の方に1名ほど派遣をして2名派遣しております。また、県の方から総務部の方の工事の方の執行管理、また福祉保健部の方の生活保護の方の指導、そういうかたちで県の方からも来ていただいております。

当然、明木議員さん言っていただいておりますような状況の中でですね、当然我々も平成17年度におきまして行政の職員を県の方に研修派遣をしてですね、相互のやはり連携を深めていきたいという状況を持たせていただいております。派遣の期間というのはですね、1年1年のそうした計画というかたちの中で、県の方と人事交流ということがありますが、今市の方で考えさせていただいているのは2年間のベースでそのものの派遣をお願いしておるところでございます。そういう状況の中で、我々市の行政の職員もですね、やはり県の方に行かせていただいて資質の向上を高めたい。当然、もうこちらの方に1年ないし2年して帰りますと、そうした技術的な面も、当然バックアップできる体制になって帰ってきておりますんで、そういう県と市としてのですね、役割分担を明らかにしながら今後研修活動は進めたいというように考えております。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

岡田議員 議長。

松浦議長 はい、討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。18番、岡田正信君。

岡田議員 本案に対しての反対討論を行います。

質疑でもいろいろ出ましたようにですね、市長の方が2年間にずっと情勢が変わったと。おそらく全国的にも情勢が変わったということは私もわかりますよ。ただね、安全対策推進室、これ名はいいんですよ。名はいいんですが、警察と今の相談室と連携を密にして、ここに問題があるんですよ。庁舎の中へ警察のそういう人を入れて、それで防げると。全部が防げんという話もありましたけども、支所の問題も挙げましたし、県がつくったから、そりゃ合併前は所管の警察署が所管してやりよったから市になったら市にそういう仕事 came たんだと。別に警察の人を入れんでもできるようにすりゃあええというのが私の持論ですわ。捕まえる方と、相談する方と一緒にあって、ええ結果は、市政としては私はそぐわんと、こういう立場で反対します。

松浦議長 他に反対討論はありませんか。

〔反対討論なし〕

松浦議長 次に賛成討論の発言を許します。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第7号、安芸高田市事務分掌条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第25 議案第8号 安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例

松浦議長 日程第25、議案第8号、安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第8号、安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、安芸高田市職員定数条例のうち、消防職員に係ります職員定数を50人から52人へ変更するものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第8号、安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、要点のご説明をいたします。

第2条、第7号の次に改めるといってございませぬけども、この第2条につきましては職員の定数でございませぬ。消防職、現在50名でございませぬ。この2名の増につきましては、一般職の行政職の市町部局におりませぬ事務職を、消防職に任命替えをしたいというように、職務替えをしたいというように考えておりませぬ。ただ、今回のそうした状況でございませぬけども、合計の欄の523が525ということ、2名の増になっておりませぬけども、本3月末日をもってです、退職者はございませぬ。ただ、現在3月末日をもって勤奨に基づきましてです、退職する職員がございませぬ。そういう数字が明確になった時点で、この合計の数字については、また再度次回の議会の方で訂正をさせていただきたいというように思っております。この2名の消防職の増に伴いますものにつきましては、来年度末日をもち退職者の1名の増と17年度から県の権限移譲に伴います、消防等に伴います業務が、権限が移譲する状況になってきます。18年には移譲する状況になってきます。17年度事業調整等も踏まえてです、そういうことを踏まえてです、この2名を一般職の方から消防職の方に切り替えるという状況でございませぬので、よろしく願いいたします。附則といたしましては、この条例は17年の4月1日から施行するものでございませぬ。よろしく願いいたします。

松浦議長 これで要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい、10番、熊高です。一般職から消防職員にということですが、消防吏員ですかね。その関係というのはですから移行して吏員としての職種にするような取り組みをするというようなことでしょうか。

松浦議長 答弁を許します。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 当然、消防職の現在50名の定員になっておりますけども、52名にして、その2名に異動させますものは消防職としてその任命替えをさせていただくわけです。当然、もう4月1日に異動させます関係上、4月から消防学校の方にです、入校させていただき、それなりの手続き上のものが取れるという人材を確保したいということ、ご理解をお願いいたします。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第8号、安芸高田市職員定数条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第26 議案第9号 安芸高田市人事行政の運営等の状況の

#### 公表に関する条例

松浦議長 日程第26、議案第9号、安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第9号、安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例でございます。

本案は、地方公務員法の一部改正により、平成17年4月1日から人事行政の運営等の状況の公表が法律上義務化されたことに伴い、新たに条例を制定するものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第9号、安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の提案につきまして説明をいたします。

本案につきましては地方公務員法第58条2の規定に基づきまして、この地方公務員法の一部の改正により、平成17年の4月1日から人事行政の運営等の状況の公表の法律が義務化されたわけでございます。こういう状況の中で、人事行政運営状況については、平成17年度中に必ず公表しなさいということが指導に入ってきているわけでございます。そういうことで、今回、この安芸高田市の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を設置させていただくものでございます。

報告の時期でございますが、第2条の方でこの項目をうたっております。

毎年9月末までに市長に対し前年における人事行政の運営状況を報告するということとございます。報告事項につきましては、第3条の項目でございます。そこに掲げております運営状況に関して任命権者が報告しなければならない事項につきましては職員、臨時的に任用された職員及び非常勤については除くというものでございます。その運営状況に関しての報告する事項につきましては、その7項目掲げておることをですね、報告するということとございます。

次に第4条でございますが、公平委員会は毎年9月末に、市長に対して前年度における業務の、次のページをお願いしたいんですが、状況を報告しなければならないということとございます。

第5条で公平委員会の報告事項ということで掲げております。3点ほど掲げております。当然、職員の競争試験及び選考の状況でありますとか、2項目目の勤務条件に関する措置の要求の条件でございますとか、3項目は不利益処分に関する不服申し立ての状況というのが教育委員会の方で、公平委員会の方の報告事項でございます。

公表の時期でございますが、第6条で公表の時期をうたっております。2条ないし4条で報告を受けたものにつきましては、毎年12月末までに報告を取りまとめて報告、第4条の規定に基づいて報告を公表するということとございます。

第7条で公表の方法でございますが、市の広報紙及びホームページに掲載する方法ということで考えております。

2番目といたしましては、公衆の見やすい場所に提示し、または閲覧所を設けて公衆の閲覧に供する方法ということとございます。閲覧場所につきましては、安芸高田市役所または旧5町の支所を場所として掲げておるものでございます。

委任事項といたしまして、第8条といたしまして、この条例の施行について必要な事項は市長が定める。附則といたしましてはこの条例は平成17年4月1日から施行するというものでございます。以上でございますので、どうかよろしく申し上げます。

松浦議長 以上をもちまして要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

青原議員 議長。

松浦議長 11番、青原敏治君。

青原議員 はい。勉強不足で分からん点があると聞かにはあいけんののですが、この第2条で任命権者はと、こうなるとるわけですね、任命権者は我々が考えた市長さんじゃないかなという気がするんですが、それは誰にあたるんか、わかればお願いします。

松浦議長 答弁を許します。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 当然第2条の関係につきましては、全職員を対象としたかたちの中でご

ざいますが、各市長部局であれば、市長さんの任命。教育委員会であったら教育委員会の任命、そういう状況の部局の任命の権者ということでございますので、ご理解願いたいと思います。

松浦議長 他に質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第9号、安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第27 議案第10号 安芸高田市職員の給与の特例に関する条例

松浦議長 日程第27、議案第10号、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第10号、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例。

本案は、職員の給料月額に係る減額措置を、平成17年4月1日から実施するものであり、期間及びその取り扱いについて、条例を制定するものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第10号、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例につきまして、要点のご説明を申し上げます。

この職員の給与に関する特例でございますが、第1条でうたっておりますが、第2条に規定いたします全職員、給料表の適用を受ける職員もこの度、給料表適用職員と言っております。この職員を平成17年の4月1日から平成18年の3月31日までの間において、これを特例期間と申しませんが、その給料月額から次の各号に掲げる職員の区分に応じまして、それぞれ当該各号に定める割合、特定割合と申しませんが、それを乗じた額を減

額するというものでございます。

別表第1の左欄に掲げる給料表適用を受ける職員の内、それぞれ同表の裏に掲げる職員については100分の2、(2)といたしまして、前後に掲げる職員以外については100分の1というものでございます。

2ページをお願いしたいんですが、この別表第1とありますのは、行政職の給料表のその職務の級が3級から8級までの職員については100分の2カットさせていただくわけです。

次に、消防職給料表については4級から9級までのいずれかの職にあつては100分の2、技能労務職員の給料表については2級または3級である職員についてはその100分の2、前後にこの別表に掲げてない職員につきましては100分の1を乗じた額とさせていただくものでございます。

そうしますと、行政職で言いますと、1級、2級の職員また消防職におきましては1級、2級の職員については1%、技能職員につきましては1級の職員については1%ということで、それ以上の上級職にあられる職員にあられますは、100分の2%を減じた額で支給をさせていただくものでございます。附則といたしましては、この条例は平成17年4月1日から施行するものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

金行議員 議長。

松浦議長 12番、金行哲昭君。

金行議員 はい。12番、金行です。時代の流れ、この厳しい時でこういうことが仕方がない部分があると思っておりますが、給与規程の中でこれは組合等ともございまして、そこらの説明等、各職員、管理者等はまた別な方法で市長がこうだと言やあ、ある程度従うというんですかね、それが。組合員等々の説得というんですか、ご理解というんですか、そこらはどのようにする必要があると私は存じておりますが、されとると思うんですが、その辺説明があればお願いしたいと思っております。

松浦議長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 この確認事項につきましては、当然職員組合等との合意をさせていただいて、本17年度の予算の中にですね、反映をさせていただくとととでございます。よろしくお願ひいたします。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

今村議員 議長。

松浦議長 16番、今村義照君。

今村議員 はい。この条例がですね、具体的に施行されたときに、今年度の総額は大体どのぐらい見込めるのか、お知らせを願ひます。

松浦議長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 本条例案につきましては、職員の給与に関する特例の措置でございますので、職員の一般職に対する合計額は6千955万7千円、約7千万円の減額措置をみることができます。給料によりますと4千300万、期末手当につきましては1千700万、管理職手当等につきましては約1千万の減額措置が出てくるように、今考えております。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 10番、熊高ですが、特例期間ということで1年間の設置がしてありますが、これは今後どういう方向で考えておられるのか、1点お願いします。

松浦議長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 昨今の事情、非常に今回の平成17年度の予算というものにつきましては、市民の各団体の方、補助金等につきましてもですね、相当たるの単独補助金につきましては、減額措置をさせていただいております。そういう状況で1年間という状況は今回提案をさせていただいておりますが、今後の財政状況につきましてはですね、また再度こういう状況もですね、組合サイドの方とも、ある程度整合調整をさせていただくことがあるんではなかろうかと思っております。全職員、組合の方もですね、こうした今日の財政状況を踏まえていただき、全職員がですね、全面協力していただいたという状況にあるわけなんで、このことは大切に尊重しながらですね、また18年度の予算編成にも向けて、いろんな角度で協議を重ねて参りたいというように思っております。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

岡田議員 議長。

松浦議長 18番、岡田正信君。

岡田議員 はい、18番。今後の財政状況をみて云々いうて、今総務部長、言われたんですが、来年がまだ厳しゅうなるんよね。今年は、今年いうか17年度はこの資料もろうた分でもまあまあ去年と変わらんのですよ。来年はね、まだ国の方の負担金、交付金、国から来る、これはガサツとくるし。そうなると、今の総務部長の話しでは職員にまたお願いすると。他の住民の方にもまた削ると。こういうように私は見えるんですよ。市長、いかがですか。

松浦議長 答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 私といたしましては、やはり職員の協力なくしてこういうものはできないと考えております。どっかの智頭町だったですか、議会が条例を出されて20%カットということも、この間新聞に載っておりましたが、我々としてはやはり充分職員の皆さんと協議しながら、理解の上で今後どうするかということを決めていきたいと、このように考えております。

松浦議長 他に質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第10号、安芸高田市職員の給与の特例に関する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第28 議案第11号 安芸高田市特別職の職員等の

#### 給与の特例に関する条例

松浦議長 日程第28、議案第11号、安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第11号、安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例でございます。

本案は、市長、助役、収入役及び教育長の給料月額に係る減額措置を、平成17年4月1日から実施するにあたり、期間及びその取扱いについて、条例を制定するものでございます。よろしくお願いします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第11号、安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の改正をご説明申し上げます。

第1条でございますが、市長等の給料の特例という項目でございます。市長、助役、収入役の給料月額が平成17年の4月1日から平成18年3月31日までの間、特例期間と今、申しておりますが、そういう項目の中から、市長にあってはその額の100分の15、助役にあってはその額の100分の10、収入役にあってはその額の100分の7に相当する額を減じた額とするものでございます。

続きまして第2条で、教育長給料の特例ということでございます。教育

長給与条例の同条を規定する給料月額から100分の7に相当する額を減じた額にするものでございます。この条例につきましては、平成17年4月1日から施行するものでございます。よろしくをお願いします。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい、10番。先ほどと同じようなことを聞くようになると思うんですが、特例期間を1年間設けておるといふことの方か。そしてそれぞれ4名の方の給与に関係するわけですが、それぞれ年間でいくらになって、いくら減るか。総額がですね。いう、以前にも公表があったと思うんですが、本会議で、ひとつ確認しておきたいと思えます。

それと、3条の方で退職給与の関係が変わってくるということですが、これでそれぞれ特別職と言われましても、選挙で選ばれた市長さん、他の3役さんとはまた違うと思うんですが、そこらの関係はどういうふうになるのか、もう少し詳細にお聞かせ願いたいと思えます。

松浦議長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 今回のこうした特別職さんの給与及び期末勤勉手当の減額といひましようか、その額につきましては、市長にあつては15%、助役さんにあつては10%、収入役さんと教育長さんにあられましては7%の減額措置を1年間実施させていくものでございます。給料月額に申しますと340万、期末手当、勤勉手当によります減額が150万、493万9千円ですね、約500万に近い数字が減額措置になろうかと思っております。

それとこの手当額の算出のあとの給料月額ということではありますが、この給料月額につきましては、1ページないし2ページにうたっておりますように、1ページでもありますようにこの基礎となる特別職さんがもし辞められる場合におきましてはですね、手当額の算出となる基礎給料月額ということで、これはもとのですね、第1条、第2条の給料月額を伴わない、もとの減額しない報酬を退職手当の基本額として計算しますよという内容でございます。

当然、特例期間に基づいたもので、退職手当を計算するものでなしに、減額しないもので手当を支給するという条文をそこに明示させていただいてるものでございます。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい。退職金等の算出根拠というのは分かったんですが、退職金というのは大体どのくらいになるんですか。人の給料を聞くのはあれですが、やっぱり聞いたことがないんで聞いてみたいと思えます。

松浦議長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議長。現在ちょっと資料を、退職手当の支給を定めるものの資料を取り持っておりませんので、これまた予算関係になりますとあれですが、付随につきましてはまたご説明させていただきたいと思います。よろしく願います。1期1期の計算というようになろうかと思えます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第11号、安芸高田市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第29 議案第12号 安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの

報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

松浦議長 日程第29、議案第12号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第12号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、行政嘱託員報酬の支給方法について、また農業委員会会長及び委員並びに介護認定審査会委員に係る報酬額の変更、さらに非常勤特別職員といたしまして、「消費生活相談員」「介護保険認定調査員」「家庭児童相談員」「適応指導教室所長」「適応指導教室指導員」を追加するものでございます。よろしく願います。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第12号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、要点のご説明をさせていただきます。

第4条中、第4項、第5項として同条の第3項の次の1項を加えるということでございます。この1項を加える内容につきましては、4項とさせていただいて行政嘱託員の報酬の支給日が定まっていません。そういう状況の中で、その支給日は3月20日とさせていただきたいと、年1回でございます。ただし、年度の中途において就任または退任した場合は、その報酬の額は日割りによって計算するものとするということでございます。退任の場合は報酬の支給時期は退任の日の属する月の翌月の20日ということで、今まで行為条文を定めていなかったもので、今回、支給に係ります条例を制定させていただいたものでございます。

続きまして別表中でございます。この非常勤嘱託の別表に掲げております農業委員会の方の報酬の額の欄中、月額2万6千500円、これは会長職にあられての月額でございます。月額2万4千300円につきましては、農業委員の委員さんでございます。この額を月額、会長職にあつては3万6千円、委員にあられては3万円に定めるものでございます。この状況につきましては他の類似団体等の状況も考慮しながら、こういう月額に定めをさせていただいたものでございます。

次に同表の監査委員の項の区分の欄中、議会委員の中から選任される委員を、議会議員の中から選任される委員に改めるというものでございます。また、同表、介護認定審査会の委員の項の報酬の額でございますが、日額を1万3千円を日額1万4千円に改めるものでございます。

また、同表学校評議委員の項、区分の欄で学校評議委員を学校評議員に改めるというものでございます。

2ページ目におきましては、非常勤事務員の項を削らせていただき、非常勤調理員の項の次に消費生活相談員、日額9千300円、介護保険の認定調査員さんにつきましては月額17万8千円、家庭児童相談員につきましては月額17万8千円、適応指導教室所長、月額19万円、適応指導教室指導員、月額17万8千円、それぞれ17年の4月1日から施行するものでございます。以上で、要点の説明を終わります。

松浦議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山本議員 議長。

松浦議長 15番、山本三郎君。

山本議員 農業委員会の報酬の月額が改められとるんですが、大体16年度あたりですね、定例委員会というのは月に大体1日で定まるとるんですか。6町が合併いたしましていろいろ農業委員会に関わる事務事業が多くなりますと、やはり委員会の定例委員会もですね、1日では済まないところもあるうと思いますんで、そこらの状況をちょっとお聞きします。

松 浦 議 長 答弁を許します。

産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 現在の農業委員会の開催活動状況でございますが、現在は農地部会、農政部会の部会制をひいて活動をしていただいております。農地部会の方では、主には農地の移動等の審議等もしていただいております。農政部会の方におきましては農政全般についての審議等をしていただいております。農地部会、農政部会、それぞれ現在は月1回の開催で会議をもって活動していただいております。全体の会につきましては、毎月定例ということにはなっております。以上でございます。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

入 本 議 員 議長。

松 浦 議 長 14番、入本和男君。

入 本 議 員 関連で、農業委員会の報酬がですね、かなり忙しいようなんですが、これに日額の日当等は別に払われるんかどうか、ちょっとその点を1点確認したいのと、それから次の表に、2ページ目のところですね、これらは資格が要ってそれらの月額になってるんですが、これは任命者はどちらさんが任命されてこういう資格とかいうものがあるんでしょうか。

松 浦 議 長 答弁を許します。

産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 最初に農業委員会の月額の改正にかかります日当等について、ご質問でございますが、通常の定例会等の開催における手当は、この月額報酬の中へ当然含まれております。広報活動等もしていただいておりますが、そういったときの報酬等もこの月額報酬の中へ含まれておりまして、充職等でその他の構成委員等の会議等への出席等につきましては別途日当で対応しとるといような状況でございます。以上でございます。

松 浦 議 長 答弁を許します。

福祉保健部長、福田美恵子君。

福田福祉保健部長 介護保険認定調査員の件でございますけども、これは現在ですね、施設の方へお願いしてやっていただいておりますけども、この人につきましては、今現在保健師さんにもお願いをしておりますというかたちの中で、ケアマネージャーとか、そういうかたちの資格をもっておられる方をお願いをするようにしております。

それと、家庭児童相談員でございますが、今回これは、先ほど来も出ておりますけども、設置をしていただく中で、現在ですね、県の方へも相談をさせていただいたり、三次の方の児相の方に聞いたりするんですけども、これはやはり子どもを対象にですね、特に扱うということで学校の先生、そういうかたちでの経験を持ってらっしゃる方でなら、よろしいんじゃないかということでございます。

松 浦 議 長 次に答弁を求めます。

教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 それでは、適応指導教室の所長並びに適応指導教室の指導員についてお

答えいたします。基本的には教員の免許をっておるという者が望ましいと考えております。さらに良かったならばカウンセリング、心理療法士という資格をっておられる方がいいわけでありますけれども、これにつきましては通常学校に配置しておりますカウンセラーは、時間給5千円でございまして、それを下るようでは到底来てもらうことはできない。したがってこの教員免許をっておる人を雇用したいというように考えております。任命権者は教育委員会でございます。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

今村議員 議長。

松浦議長 16番、今村義照君。

今村議員 実は、適応指導教室及び指導員についてはまだこれから設置条例及び管理条例がですね、議案第29号で出されておりますが、それがまだ審議されない内に、あるいは採択されない内にですね、こういった事務職の報酬について審議することについては、ちょっと理解に苦しむんですが、そこら辺についてのご見解はどうなんでございましょう。

松浦議長 ちょっと、暫時休憩いたします。

~~~~~

午後3時45分 休憩

午後3時55分 再開

~~~~~

松浦議長 それでは、休憩前に続き、開会いたします。

ただ今の今村議員の質疑に対して、市長、答弁を許します。

児玉市長 ただ今のご質問でございますが、まさしくそれぞれ関連がありますので、それ以外にも条例に関連する予算もありますんで、やっぱりこれは議事進行上の問題であろうかと思えますんで、やっぱり一つひとつ審議していかんといけないという問題がありますんで、同時に2つの議案を審議するわけにはいきませんので、それはやはり、仮に前の議案が通っても次の関連の議案も否決されれば、前の議案も一緒に執行できないと、こういうことになろうかと思えますので、ご理解を賜りたいと思えます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい、議長。先ほどのですね、教育長の答弁の中のカウンセリングの資格を持った人間であれば、時間給が5千円ぐらいかかるという答弁をいただいたと思うんですけど、実際にですね、適応指導教室の指導員とあるものはですね、それなりの資格を持った人間が対応すべきだというように考えられるわけです。そこは費用云々の問題じゃなくですね、やはりそういう子どもに対して接せられる、そういう人材を登用するためには、その辺の費用がかかるのは当然のことであり、資格のない者をですね、持ってきて、安易な対応をさせて将来を潰すようなことがあってもいけないんじゃないかというふうに感じますけど、その辺、どのようにお考えでしょうか。

松浦議長 答弁を許します。

教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 はい。確かに議員が仰せのとおりでございます。しかし、その家にはその家の懐具合というのもありますし、できるだけ最大限の措置をす
る中で、学校に行けない子どもをフォローしたいという気持ちでおるわけ
でございます。このことの条例につきましては、後ほどのところで予定が
ありますので、そこでまた質問があれば答えさせていただきたいと、この
ように思っております。以上でございます。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい。全般的なですね、この報酬関連の条例に関しまして、ここへ出て
る家庭児童相談員とかですね、適正指導教室の所長なり指導員なりですね、
この辺についてはですね、やはり今言われたですね、家庭とのですね、密
接なコミュニケーションが必要だと思えます。それについてはですね、や
はりですね、そういう相談員なりは活動範囲が広がるわけですね。家庭
との行き来等、増えるわけですけど、それに対してですね、活動旅費等の
費用弁償をここで設定されてないのはどういうことでしょうか。

松浦議長 答弁を許します。

教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 この費用のことについてでございますが、先ほどもお答えさせてもらっ
ておりますけども、適正指導教室の開設にかかります条例を市長さんの方
から上程させてもらいますけども、そのところですね、どのように予
算構成をしようかということについてもお答えさせてもらった方が、先
ほどのいきさつの中にもありますので、いいんじゃないかと思えますので、
そのことはある程度考えております。以上です。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第12号、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報
酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を、起立により
採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第13号 安芸高田市議会の議員の報酬及び

費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

松浦議長 日程第30、議案第13号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第13号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、議会議員の期末手当の支給率を、直接表記いたしますと同時に、在職期間割合などにつきましても、明記することといたすものでございます。よろしくお願いいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは議案第13号に伴います、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、要点のご説明をいたします。

第5条の項目を改めるものでございます。この今回この条文の精査をさせていただきます関係につきましては、職員に準じるという項目がございます。現行の条文につきましては期末手当のところ議員には一般職の職員の例により期末手当を支給するというところでですね、給与条例の読み替え条文をつくっている関係上、職員の場合は期末手当と勤勉手当を分けるようにしております。それが議員さんの現行の条文におきましては、そういう条文をございませんので、今回新たに6月と12月に期末手当の第5条の中に基準を明確にうたわせていただいたということでございます。

手当の額につきましては5条第2項に期末手当の額が、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の210、以前でありますと100分の140であったわけでございます。それと12月に支給する場合には、100分の230を乗じた額ということでありましたが、12月におきましては100分の160とあるのを読み替えた条文になっております。それをもう一括して議員さんのものにつきましては、期末手当の支給額ということで、今回整理をさせていただいたものでございます。次に、基準日、以前6ヵ月以内の期間、またそうした4項目ほど掲げておりますけども、その当該各号に定める割合を乗じた額とするということでございます。この在職期間ということでございます。6ヵ月、また5ヵ月以上6ヵ月未満、3ヵ月以上5ヵ月未満。2ページを見ていただきまして(4)といたしまして、3ヵ月未満については100分の30、ということでご

ざいます。

続きまして3項目におきましては前項の期末手当の基礎額がそれぞれ基準日現在退職し、または死亡したものにあっては、退職または死亡した日現在、それぞれ報酬の月額にその報酬の月額の100分の20を乗じて得た額を加算するというものでございます。

この附則といたしまして、17年の4月1日から施行するものでございます。どうぞよろしく申し上げます。

松浦議長 これにて要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第13号、安芸高田市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第31 議案第14号 安芸高田市公の施設の指定管理者の

#### 指定同意について

#### 【安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例ほか1件の条例】

松浦議長 日程第31、議案第14号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について（安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例ほか1件の条例）の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第14号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についてでございます。

本案は、地方自治法第244条の2、また「安芸高田市の公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例」の規定に基づき、安芸高田市の公の施設の管理について、指定管理者の候補を選定し、指定の同意を求めらるものでございます。

今回、新たに同意を求めらる公の施設といたしましては、高宮町下佐コミ

ユニティセンター及び吉田温水プールの2件でございます。よろしくお願  
いいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 議案第14号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意についての  
要点のご説明を申し上げます。

まず1番目といたしまして、安芸高田市の基幹集会所設置及び管理条例  
でございます。施設の名称につきましては下佐コミュニティセンター、指  
定管理者にいたしましては下佐振興会会長永井光宣様でございます。所在  
地につきましては安芸高田市高宮町佐々部の1522番地の2でござい  
ます。指定の期間につきましては平成17年4月1日から平成18年3月  
31日まででございます。

2項目目といたしまして、安芸高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プ  
ール設置及び管理条例に係る施設でございます。施設の名称はこの度  
完成をいたしました吉田温水プールでございます。指定管理者におきまし  
ては財団法人安芸高田市地域振興事業団理事長浜田一義でございます。所  
在地といたしましては、安芸高田市吉田町吉田406番地、指定期間につ  
きましては平成17年4月1日から平成18年3月31日まででござい  
ます。以上で、要点の説明を終わります。

松浦議長 これで要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい。指定管理を行うこと自体には異論はありませんけども、2の安芸  
高田市吉田サッカー公園及び吉田温水プールの設置の管理条例の関係で  
指定管理者を置くということですが、役割の分担というんですかね、機  
能をどういうふうにしていくか。例えば、健康増進のいろいろメニュー  
を組んでいくとか、そういったこと、教育委員会の関係だというふうに  
思いますけども、どこまでをその指定管理者が行って、どこまでを市が  
そういう運営の中身を関わっていくのか、その辺についてあわせてこの  
際、お聞きしたいと思います。

松浦議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。  
教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長 それでは、温水プールの関係でございますが、一応、プール全体につ  
きましては業務委託管理ということで、事業団の方へお願いするとい  
うことでございます。収納関係につきましては一応、市の方へ料金の方は入れて  
いただくという考えで、今回17年度予算をさせていただいております。  
それから、いろんな教室とかにつきましてもですね、一応事業団がそう

いうインストラクター等も含めて運営をしていただくというふうに、現在のところ考えております。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい。じゃあ、すべて事業団の方へ任して、市の方は一切関わらんというふうになるんですか。そういうことになれば、本来の目的である方向というのを、しっかり最初の契約の中でうたうとか、そういうことをされるということですか。

松浦議長 答弁を求めます。

教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長 ご質問のとおりでございます。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 サンプルチェの関係をした施設がありますんで、サッカー公園の方は当然、サンプルチェの方が主体というように聞いておりますけども、プールの方はサンプルチェの方は使わんのだというような話しも上がっておりますが、そこらの関係ははっきりと確認をしてあるんでしょうか。あるいは現在サッカー公園の方、サンプルチェがトレーニングルーム等、使っておりますけども、管理条例を充分見ておりませんけども、サンプルチェが使う時には市民は使えんのだとかいうこともございますし、例えば、トレーニング中にサンプルチェの選手がパンツ1枚でウロウロするとか、そういった例もあるようです。ですからそういった管理はすべて事業団に任せて、市の方は関係ないということですか。

松浦議長 答弁を求めます。

教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長 サンプルチェの方はですね、そりゃあ、吉田町時代につくられるときにも、サンプルチェの協力をいただくということで、使用料につきましてもですね、年間200万円ほど収納いただくようにさせていただいております。また、利用について、出入りについてそういうパンツ1丁とか、そういうことにつきましては、これは社会人としての認識でございますんで、そこらは市といわず注意はさせていただきますけど、一応、事業団へお願いして管理運営についてはすべて事業団でお願いするというのが教育委員会の考えでございます。

松浦議長 他に質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第14号、安芸高田市公の施設の指定管理者の指定同意について（安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例ほか1件の条例）の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第32 議案第15号 安芸高田市総合計画の策定について

松浦議長 日程第32、議案第15号、安芸高田市総合計画の策定についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第15号、安芸高田市総合計画の策定について。

本案は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、平成17年度から平成26年度までを期間とした「新市建設計画」を基本として「安芸高田市総合計画」を策定したものでございます。よろしくお願ひいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

松浦議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは、議案第15号、安芸高田市総合計画の策定について、要点のご説明を申し上げたいと思います。

安芸高田市総合計画につきましては2月2日の第1回総合計画の策定審議会から、3月1日の第3回審議会まで、3回の審議会で審議をいただき、3月4日審議会会長から市長の方へ答申をいただき、本定例議会に提案をしたものでございます。

審議会からの答申でございますけれども、審議会での意見については計画に充分反映されており、本格的な地方分権型社会により、安芸高田市を最大限に生かすことの計画となっていることと評価しますという、答申をいただき、2つの付帯事項を付けていただいております。1つは市民をはじめ、本市に関わる幅広い人々と行政がより一層強いパートナーシップを築きながら取り組むこと。2つめは、本計画は、新市建設計画を基本としているが、6町合併後の環境変化と厳しい財政状況に鑑み、計画的に実施することという答申をいただいております。

本計画でございますけれども、計画の構成は序論、基本構想、基本計画、計画の推進の4点から構成されているものでございます。基本構想につきましては、マスタープランと位置付けられております本市の建設計画を基本的に踏襲するとともに、基本計画につきましては施策の大綱に沿って基

本計画の基本的考え方を具体化したものであります。以上で、説明を終了します。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑につきましては、当初議運の委員長さんが申しましたように、所管、総務常任委員会に付託して審査するということになっておりますので、省略させてもらってよろしいですか。

〔異議なし〕

異議なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

本件については、所管の総務企画常任委員会に付託して審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認めます。

よって本件については、総務企画常任委員会に付託して審査することに決定いたしました。

~~~~~

### 日程第33 議案第16号 安芸高田市まちづくり委員会設置条例

松浦議長 日程第33、議案第16号、安芸高田市まちづくり委員会設置条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第16号、安芸高田市まちづくり委員会設置条例でございます。

本案は、安芸高田市のまちづくりの基本でございます、市民の主体的な参画と協働のまちづくりを推進するため、条例を制定するものでございます。よろしくお願いいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

松浦議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは、議案第16号、安芸高田市まちづくり委員会設置条例について、要点の説明をさせていただきます。

本条例案は、地域振興組織、市内32ございまして、その24名の代表によりまして、まちづくり委員会準備委員会を設置をしていただき、9月22日から1月18日の間、4回の会議をもちまして、原案の検討をしていただいたものでございます。

まず、設置でございますが、第1条でその目的を明らかにしております。市民のまちづくりへの主体的な参画と協働のまちづくりを推進するため、

本委員会を設置するというごさいます。所掌の事務でございすが、第1項において3点挙げております。地域振興組織及び連合組織間の連絡・連携及び調整に関すること。2番目に市民参画と協働のまちづくりの推進に関すること。3番目に新市建設計画の執行状況の把握に関すること。2項目としまして本委員会はその他必要と認める事項について審議をして、市長に対して意見を述べるができるということをごさいます。第2項で規定をされているものであります。

組織でありましたけども、委員会は委員36名以内で組織をするということ、地域振興連合組織を代表する者、それから学識経験者ということで、市長が委嘱するものであります。任期につきましては2年ということで、委員が欠けた場合につきましては、補欠の委員の任期は前任者の在任期間とすると。さらに再任を妨げないとするものであります。

本委員会には委員長1名、副委員長5名をおきまして委員会の互選により定めるということにしてあります。

その他、会議等につきましては、通常のごさいますので省略をさせていただきます。

なお、第7条におきまして、小委員会を設けまして専門的なことについて調査審議を行うこととしてあります。以上であります。

松浦議長 これを担当部長からの要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡田議員 議長。

松浦議長 18番、岡田正信君。

岡田議員 これ5条でね、5人副委員長がおります。それはそれなりの意味があると思うんですが、その意味と、委員長と新たに委員長の指名するというんじゃないけえ、5人の内だれかしてんじゃないろうが、この5名というのはどっから出たんですか。

松浦議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 本委員会は、ご質問のとおり副委員長を5名置くというようにしておりますけども、この所掌の事務にごさいますように、まずは地域振興組織、それを育成し、そのためにも連合組織間の連携等をですね、強めていこうということ、まずは大きな1つの柱にしてあります。そういった意味では常にこの三十数名の委員さんに集まっていたいて、具体的な方針等を議論していくというのはそぐわないということがございしたので、いわゆる旧町単位で出ていただいて、その方をもって、委員長、副委員長会議等のかたちで、いわゆる具体のですね、ところの協議等をさせていただきます。運営をしていくと。その方が良かろうと、そういう準備委員会の結論の中でこのような5名の副委員長というかたちになったものであります。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

亀岡議員 議長。

松浦議長 20番、亀岡等君。

亀岡議員 これ、ちょっと分かったようで分かりにくいんですが、まちづくり委員会が、市民が自治振興組織をもってまちづくりを、しかも行政と協働のまちづくりを進めていくという場合の件についてですね、このまちづくり委員会というのはどこの時点でどうしたことを関係していくのか。例えば、住民と行政が、ある時期をおいてまちづくりの地域要望に基づく事業計画等をできたとしますね。でしたらそれを行政が施策として、こりゃあやっしていきたいと、やっていくべきだというようなことが考えられる場合、同じようなんがまたどっかの自治組織、地域づくりの計画ができてきたときにですね、じゃあそれをまちづくり委員会が、どこかで、これが施策として行政が関与し、あるいは支援して進めるべきだというようなことにね、関わってくるのか。早く言えば、このまちづくり委員会がどこかでその、どういう役割をもって関係していくんかというのが、未だにどうもですね、言葉の上ではなんか分かりそうなんだが、はっきりせんというふうに思うんですが、そこらのところはどうか。私が問うていることが脱線しておれば、またその点もご指摘いただきたいと思います。

松浦議長 答弁を許します。

自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 はい。例えばある地域でワークショップ等々をやりながらですね、地域の総合的な計画をつくられたと。これについて私は、現在のいわゆる新市の制度なり、またはそれぞれの地域の独自の力なり、またはの中で実施をされる計画をつくられてくるんだろうと思うわけです。それにハマらない、例えば、新しい視点の中でご支援をしなくてはいけないというふうな計画が、仮に、計画というよりか、事業が出てきたというふうなケースのことなんだろうと。計画そのものを全体をまちづくり委員会がいいとか、悪いとかいうことではないと思います。それはその振興会の中で、主体的にやはり決定をし、されてるべきだと思います。先ほど言いましたように、そういった新しい視点の中で、いわゆる現在の制度にないもの等が、やはり出てくるといった場合に、それではこの制度を新市の全体の制度としてつくっていくべきなんだろうかと。もしくはそのいわゆる地域の特有の課題として、特別に行政のご支援をしていくべきなんだろうかと。等々のかたちのものが、いわゆるそれぞれの地域からそういう課題が出てくると思いますけども、そういったことを全体としていわゆる協議をしていただく。当然、その中には行政としても参画して、喧々諤々とした議論をしていくと、このようなかたちになるんだろうというふうに理解をしております。

亀岡議員 議長。

松浦議長 20番、亀岡等君。

亀岡議員 20番です。としますとですね、今言われましたところまではわかりましたよ。それを政策決定といいますか、例えば行政がですね、一緒になって実現しようと、まとまった計画と言いますか。そこを決定していくことに大きな役割を持つことになりますか。このまちづくり委員会。そういう



ことですか。

松浦議長 答弁を求めます。市長、児玉更太郎君。

児玉市長 亀岡議員さんのご指摘はおそらく議会と将来振興会と、どういう位置付けになるかということをお問われておるんじゃないかと、このように思います。合併52人の委員さんで建設計画を立てる段階でですね、地域審議会というのが国にあるわけですね。制度というのが。この住民の意見を聞くシステムとして、地域審議会をつくるか、つくらんかという論議をやったわけですが、この地域審議会は市長がそれぞれ任命すると、こういうことになっておるわけですが。そうすると、やり方によっては、この審議会というのはですね、本当に下から上がった住民の声を反映せんような第二議会になる心配があるんだと、こういうようないろいろ論議をいたしまして、そういうものではないけないと。やっぱり住民と行政の協働のまちづくりということになると、互いに住民のサイドも汗を流す、行政も汗を流すという、そういうような関係でないといけないと、こういうことで、この32の振興会の代表、もちろん振興会の会長さんはそれぞれの地域の一番信望のある人が会長さんになられます。その中からまた出ていただくと。代表に出ていただいて、それでまちづくり委員会を構成するというのでありますので、市長の意向とか、市の意向は人選にはまったく関係がないと、こういうことあります。そういうことでやっぱり本当の住民の自治の組織の代表であろうと、このように思います。したがって、そこでいろいろ話しをする中で、そいじゃあこの地域はまだこれがないから、これをほいじゃあやろうかという、いろいろ要望が出てくると思います。先般も美土里町へ行きましたら、小学校の跡地をどうするかという問題で、それぞれ振興会からかなり具体的な提案や、かなり費用のかかる提案も出て参りました。

そういうことで、そういうときには私はできればそれぞれの振興会の顧問役でですね、やっぱり議員さんがおっていただくという方が一番望ましいんじゃないかと思えますし、うまくいくんじゃないかというように思います。したがって、それぞれの振興会の意見は聞きますが、1つのものをつくっていこうというときには、もちろんこういう問題がありますという協議の段階で、それぞれの地域の議員さんのご意見を賜りたいと、いうように考えておりますので、振興会が先行してですね、議員さんを飛び越えて事業ができるというようなことは、我々も考えておりませんので、よろしく願います。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

亀岡議員 議長。

松浦議長 20番、亀岡等君。

亀岡議員 議会がですね、議会が出番がどうかというのはもちろん合併推進の段階でですね、市長のおっしゃる議論はありました。それはよく承知をしておりますが、どうもですね、どこでそのまちづくり委員会がどういう役割を果たすのかというのがですね、今ひとつはっきりしないですね。どうも私

の理解がまずいのかどうか分かりませんが、ですからこの間横田へもおいでいただいて、私たちも同席しました。

それです、当局の方におかれては、大変な中身のある計画だと。しかし財政的にはどうなのかのというような、不安を持っておいでだというのは私たちも承知して帰りましたが、じゃあ、そのことに対してですね、まちづくり委員会はそこに対してどのような立場であるいはそこをどのように判断し、まちづくり委員会としてどう出て行くのか、そこらがどうもわからんです。今ひとつ。

ですから、我々は最終的にはこの行政が施策、市政が関わる施策として推進していく場合は、最高意志決定機関としてですね、そこへタッチしますが、その市が議会へ出してくる案になるように、どこかでまちづくり委員会がそこへタッチしてくるんか、そこらのところが今ひとつどうもわからないのですよね。その役割の中身。聞こえはいいんですよ、このまちづくり委員会は市民の進める地域づくり。そのことに関係して審議をしていくというのは、言葉ではわかりますが、どうもですね、納得ができないと、ようわかりにくいということなんです。以上です。

松浦議長 答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 この問題はおそらく今からの問題の大きな課題になると思います。ご指摘のことはですね。したがって、まだやってみにゃあわからんこととございます。どういう方向にこのまちづくり委員会がいくかということなんです。しかし、まちづくり委員会というのはそれぞれの地域の課題をですね、やっぱり行政と話しをしながら本当にどの地域におってもいい暮らしのできるような、そういうものでこの振興会そのものは、事業をやる振興会ではないと思います。そりゃあ、要求、話し合いの中にあっては、ここにこういう施設が足らんから、そいじゃあそういうものをやろうかと、こういうことはあろうと思いますが、本来の意味はコミュニティの団体ということとございます。

まちづくり委員会でいろいろその議員さんももう22人に限られておりますんで、なかなかそういう末端の意見をストレートに言うてもらうということも難しいところもございましょうし、32の振興会の意見をまとめて、それぞれここにはこういう課題が、ここにはこういう課題があると、そういうものをひとつ行政へつないでいこうと、こういうような主旨と、本来の主旨というのは、その地域でですね、どがあにい活動するかと。いい地域をつくっていくための活動そのものが、この団体の振興会の活動だろうと思います。そういうことで、この振興会がものをつくるための圧力団体になったりですね、要望団体になってきますと、ちょっと本来の振興会から外れてくるというように私は思いますので、そういうときにはやはり議員さんにもいろいろご相談をしながら、やっていく必要があると、このように思います。

高宮町で20年あまり振興会活動をやった中で、議員さんと振興会とい

う関係をどうするかというのはですね、いろいろ論議があったわけですが、やはり議員さんの活動分野はこういうもんだと。したがって、私はできれば議員さんは顧問役で入ってもらえればですね、いろいろな会議でその振興会の中でどういう課題があるかというのも、議員さんもお分かりになると思いますので、そこらは今後の、生まれたばかりでございますので、今後うまく育っていくように、議員さんの方もお力添えをいただきたいと、このように思います。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

青原議員 議長。

松浦議長 11番、青原敏治君。

青原議員 はい、11番、青原です。これは確かちょっと聞いた覚えがあるんですが、今ちょっと思い出せないんで、自治振興部長に聞くんですが、今の3条ですね、組織、委員36名以内で組織するという事になって、地域振興連合会組織の代表する者になっとりますよね。あれは6人しかおってないんですが、どういうふうな人選をされとるんか、ちょっとお伺いできれば。

また、学識経験者というのはどういう人たちが入られるのか、お聞きできればお願いいたします。

松浦議長 答弁を許します。

自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 はい。3条の関係でございますが、地域振興連合組織を代表する者ということで、これは会長ということでなしに、代表して現在の段階では5名、それぞれお願いすればと。一応、当初は30名で発足をしていけばというふうな考え方を持っております。

学識経験者につきましては、いわゆる通常の学識経験ということではなしに、本来の意味で大学の先生であるとかですね、そういうふうな専門的なやはり指導をしていただける、そういった方を機会があればいただければということで、設置をしたものであります。以上であります。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

小野議員 議長。

松浦議長 5番、小野剛世君。

小野議員 この所掌事務についてお尋ねをいたしますけれども、市長の方からいろいろとお答えがございました。地域審議会のことに関わってのこともお聞きしておりますけれども、1番、2番、3番と書いてございますんで、大きく2番目に書いてございますけれども、具体的にはどういうことをイメージしてここにこういう文言が載っているのか。パッと見ただけではわかるようで、わからない部分があります。したがって、もう少し詳しくこの中身をお知らせいただきたいということと、それから3番目の新市の建設計画の執行状況の把握ということに関することとありますけれども、これは把握してどのようにしたらいいのかということ、この辺についてちょっとご説明をいただきたいと思うんであります。

松 浦 議 長 答弁を求めます。

自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 第2条の関係でございますけれども、まず第1項の地域振興組織及び連合組織間の連絡・連携及び調整に関するということでございますけれども、これは例えば先ほど申し上げましたように、まず地域振興組織、さらには支所単位、または吉田を含めそうではありますが、旧6町で組織します連合組織、これのやはり活性化を図っていくと。そのためには当然それぞれの地域で先進的にやられてること、またはこういうことで悩んでいるというふうなことも含めてですね、ざっくばらんにやはり議論ができる、あるいは意見交換ができる、そういったことをまずはすべきだろうということであります。

それと2番目の市民参画と協働のまちづくりの推進に関するということでございますけれども、先ほど市長の方からございましたように、いわゆるそれぞれの地域の中での課題、これをいわゆる全市的な課題として一定の施策なり、事業なり、やっぱりこう、組み立てていくべきなんだろうというふうなかたちのものが私は出てくるだろうというふうに思います。そういったものにつきましては、やはりこの第2項の中で処理がされるんだろうというふうに思います。当然そういったものは、議会の方へご相談申し上げたり、また条例等においてはおかけをして、議決をいただいて、執行というかたちになるわけでございますが、いわゆる原案を策定する段階において市民参画を保証していくというかたちのものであると思います。

次に第3号の新市建設計画の執行状況の把握に関するということでございますが、先ほど市長の説明にありましたように、地域審議会を設けないということもございまして、ただ、マスタープランとしての建設計画は非常に重たいものがございまして、したがって、その執行状況等につきましては、それぞれの地域での代表の方にもやはり把握をしていた必要があるだろうということで、第3号を入れたものであります。

次に、2項の委員会はその他必要と認めるについて審議し、市長に対して意見を述べるができるということでございますけれども、例えば今の2項、もしくは2号、3号等に関しまして、これはやはりこのようなかたちで市長にはお願いをしたいと、こういう強い要望、意見等々が委員会の中でトータルまとめられましたときには、いわゆる市長に対して意見を述べていくという機能も持っているものであります。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑が出尽くしたようなので、これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第16号、安芸高田市まちづくり委員会設置条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第34 議案第17号 安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び
管理条例の一部を改正する条例

松浦議長 日程第34、議案第17号、安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第17号、安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、地方自治法第244条の2第8項の規定による、利用料金制度の導入及び閉鎖された施設を整理するために、安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する必要性が生じたことから、条例を改正するものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

田丸自治振興部長 議長。

松浦議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 それでは、議案第17号、安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例について、要点のご説明を申し上げます。

土師ダム周辺環境整備施設につきましては、既に指定管理者制度により、八千代町開発公社を指定管理者といたしまして、運営をお願いしとるところでございますけども、利用料金制度になっておりませんでした。この度、利用料金制度に移行し、指定管理者が創意工夫に基づいた経営努力がより発揮しやすい環境に整えていくものでございます。また既に事業を廃止もしくは撤退した施設がございますので、これらの施設につきましては、条例から削除させていただくものでございます。

お手元の方に、新旧の比較表をお届けしておりますので、それによりましてご説明申し上げたいと思います。まず第11条の関係であります。行政が直接やる場合には使用料という表現をしておりますけども、指定管理者制度、そういった業者等をお願いする場合には利用料金という表現になります。第1条におきましては、別表第3に定める額の範囲内において指定管理者が予め市長の承認を受け、云々かんぬんということで利用料金

を定めるといふかたちになっております。つまり、言ってしまうれば利用の多いものについては料金を上げることになっておりますし、利用の少ないものについては料金を下げて利用を促すと、こういった臨機応変な対応ができるということでございます。2項につきましては利用料金はどのように定めるべきかという原則を示しておるものでございます。さらに3項目で利用料金は指定管理者の収入として収受されるということでございますので、今まではこの使用料として市の方へ全額入っておりましたけれども、今度からはそれは公社の収入として入って、その分、差し引いた額を管理委託料として支払っていくと、こういうかたちになるわけでありまして、第12条につきましては利用料金の減免の制度であります。さらに13条につきましては利用料金の還付の規定でございます。

次のページでございますが、別表の第1でございますが、先ほど申し上げましたように、使用されてない施設、または封鎖された施設がございますので、その整理。また一部、多分欄が違ふところに施設名が書いてあったりということがありましたので、それを整理させてもらったものであります。

土師ダム記念公園で、右側の改正案に記念公園とありますが、ここにいわゆるスポーツランド施設の項にありましたものを、そこの方に移させていただきます。それから土師ダムスポーツランド施設、右側の方であります。網掛けをしておりますが、テニスコート、ダム下、それからスキー場の下とありますけれども、これは合わせてテニスコートとさせていただきます。それから人工スキー場、エスキーテニスコート、草原ポプスレー、ローラースケートにつきましては現在施設を封鎖しておりますので、これについては削除させていただきます。

次に八千代レイクリゾート施設でございますが、野球場、ダム下、これは既に閉鎖されておりますので削除させていただきます。野球場、これは上土師でございますのは、現在も使っておりますので、それを残させていただきます。さらにバーベキュー広場につきましても閉鎖しておりますので、削除させていただきます。それから現行の右下の山村都市交流施設、食堂でございますが、これは八千代サークルターミナルに隣接しておりますのでそこに入れさせていただきます。これが施設関係の整理をしたところでございます。

失礼しました。差し替えということで、資料の左肩に掲げてあります。それを見ていただきたいと思っております。

次のページであります。別表第2、第7条関係でございますけれども、開館の時間でございますが、山村都市交流施設8時30分から午後5時までを、午前9時から午後9時までというふうに改めてあります。

次に別表第3であります。これが使用料、それから利用料金への移行の表でございます。使用料から利用料金への移行につきましては、概ね1.5倍程度を利用料金と設定させていただきます。その範囲内でいわゆる管理者が市長と協議して定めることができるという中身にさせていただきます。

いております。ただ、当分の間は現行の使用料で動いていくということになるかと思えます。以上で説明を終了いたします。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 開園時間について質問いたします。スポーツ施設、土師ダムスポーツランド施設、また記念公園、リゾート施設等はですね、これについては野外でもありまして、冬と夏の時間が日照時間ですね、これが違うと思われるんですね。そのためにですね、例えば5時までという規制をしますと、夕方の明るいですね、夏時間等にですね、やはり夕方遅くても利用できる可能性があると思われるんですけど、その辺りはどのようにお考えですか。
例えば、サマータイムの導入とかですね、その辺りはお考えになられないでしょうか。

松浦議長 答弁を許します。
自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 確かに議員ご指摘のとおり、とりわけ夏等におきましてはですね、6時まで等々の使用というのは今から考えていくべきだろうというふうにも思われます。現在の状況におきましては、この間の経過ということもございまして、当面これでいかせていただきたい。ただ、この八千代の開発公社の運営等につきましては、職員も含めまして抜本的にですね、運営を、やり方を含めて変えていこうと、そういうかたちで取り組みをしておりますので、その中で具体的にどのようにしていくかということを協議をさせていただけばというふうに思います。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい。人工スキー場とかですね、エスキーテニスのコートとか、草原ボブスレーがあった場所等ですね、空き地利用。またですね、今の時間帯についてもですね、あまり3セクでやられるのであれば、こういう既成概念にとらわれないようなですね、企業的な観点からの経営ができるようなですね、柔軟なる対応の条例整備にさせていただければというふうに考えられますが、どのようにお考えでしょうか。

松浦議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 議員ご指摘のとおりだというふうに思います。先ほど申し上げましたように、現在公社の方でも新年度から組織も一変し、いわゆる収益の拡大へ向けた取り組みをですね、真剣に取り組んでいくと、こういったことで動いておりますので、そういった動きをもう少し見てやっていただきたいというふうに思います。

松浦議長 他に質疑はありませんか。
〔質疑なし〕

松浦議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。
お諮りいたします。

これより、議案第17号、安芸高田市土師ダム周辺環境整備施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

松浦議長 皆さんにお諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合によって延長したいと思います。
これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、本日の会議時間を延長いたします。
この際、17時5分まで、10分間休憩いたします。

~~~~~

午後4時55分 休憩

午後5時05分 再開

~~~~~

日程第35 議案第18号 安芸高田市税条例の一部を改正する条例

松浦議長 それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第35、議案第18号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第18号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例でございます。本案は、不動産登記法の改正に伴い、安芸高田市税条例の一部を改正するものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

廣政市民部長 議長。

松浦議長 市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 議案第18号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の要点のご説明を申し上げます。

本案は、国の法律第123号になります不動産登記法、明治32年法律第24号の全部を改正することに伴いまして、関連する税条例の一部を、

条文の変更を行なうものであります。54条関係は、固定資産税関係でございます。固定資産税は固定資産、土地、家屋、償却資産に対しそれを所有者に課すると明記しておりますが、条文中に土地、登記簿、また家屋登記簿とそれぞれ明記してあります。文言を登記簿に一元化するものでございます。

次に72条につきましては、同じく固定資産税に関するもので、申請または申告しなかったことによる固定資産税の不足額及び延滞金の徴収を明記しておりますが、同様に、国の法改正によりまして適用条文の変更を行なうものであります。したがって、現行の市税徴収事務の変更はございません。なお、この条例につきましては、平成17年3月7日から施行するものでございます。以上、要点の説明を終わります。

松浦議長 要点説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第18号、安芸高田市税条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第36 議案第19号 美土里町後継者定住促進条例を廃止する条例

松浦議長 日程第36、議案第19号、美土里町後継者定住促進条例を廃止する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第19号、美土里町後継者定住促進条例を廃止する条例でございます。

本案は、旧美土里町において若者の定住を促進し、後継者の確保を図るとともに、地域振興を図るための奨励措置を講じることを目的として、平成4年に制定された条例について、特定地域を対象とする独自の制度として条例の暫定施行をしておりましたが、その必要がなくなりましたので、

今回廃止するものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

立川美土里支所長 議長。

松浦議長 美土里支所長、立川堯彦君。

立川美土里支所長 はい。議案第19号、美土里町後継者定住促進条例を廃止する条例の要点説明を行います。

本案は、ただ今市長の提案理由の説明にありましたように、平成4年に旧美土里町において若者の定住を促進し、後継者の確保を図って地域社会の活性化を資することを目的として制定された奨励金制度の条例を廃止するもので、こうした奨励措置を講じていたのは、旧6町の中で美土里町だけであり、合併と同時に行われた暫定告示によって施行していましたが、合併したことにより、美土里地域だけを対象とする独自の制度として存続させることは、困難な状況であることや、合併協においての議論の中でも全国的にも、さらには近隣の市町村の例からも、こうした給付型の制度については、合併を期に廃止をされているということをお聞きし、今回廃止をお願いするものでございます。

合併後における新たな奨励措置は講じておりません。なお、この条例は、交付の日から施行をするものです。以上、要点の説明とします。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 10番、熊高です。これについては総務委員会の方ですね、いろいろ検討した経緯もありまして、多くの委員の皆さんから美土里町だけの施策であったということで、あるにしても、いい施策であれば何らかのかたちで生かす方がいいんじゃないかというような意見もたくさんでございました。そういった観点から、それぞれの各町の条例は若者定住に関しては、かなりかたちを変えて出てきたのもあると思いますね。そういった観点からこの美土里町の条例を今後どういうふうなかたちで反映していく部分があるのか、ないのか、その辺を1点お伺いしたいと思います。

松浦議長 自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 定住施策全般に関わる問題でございまして、私の方からご説明を申し上げたいというふうに思います。

まず、美土里支所長の方からもございましたように、この手の給付型の定住の制度というのは、実は全国的にも減少しているというように思いますが、広島県においても急激になくなっております。とりわけ合併を期にした町村におきましては、その低下が著しいものがあります。例えば、北広島町でございまして、旧大朝町を含めてこういった制度があった

ようでございますが、いわゆる経過措置を除いて既に制度そのものは廃止をしておるといふうなかたちになっております。三次市も三和町等は相当手厚いそういった制度を持っておりましたけども、これも合併に伴いましてすべて廃止をされております。また、庄原市におきましてこの3月末に新たに合併ということでございますけども、その情報を見てもと総領町でも行われておりました事業、多分、利子補給等であると思いますが、そこらは経過措置を残しますけども、他の制度については全て廃止するというふうな状況になっております。これは給付型のいわゆる事業というのは、確かに一過性と言いますか、その時は非常にパッと盛り上がるわけですけども、だんだんそういった効果が薄くなるというふうなことがあります。

美土里町の資料を見させていただきましても、平成4年、5年というのは少しいろんな紹介等もありになったんだろうと思いますが、転入等、少し増えておりますが、それ以降は急激に減りましてほとんど効果を現わさないという状況が一部見受けられます。さらに、状況によりましては美土里町の制度の場合は1千万とか2千万とか、そういうふうな単位になってくるということもございまして、全体に広げるといふことであれば、極めて多額の財源を必要になるということ等がございまして。

本市におきます定住の施策につきましては、市長、この間ずっと申していただいておりますように、いわゆる総合的な施策の中で、やはり定住策を考えていくということであろうというふうに思います。道路交通網の問題にしる、さらに例えば水耕ネギの施設を昨年ですか、新たに設置をしましたけども、そこには若い後継者がまちから帰ってきて、そこで技術を習得して、そして自分でそこでひとつの水耕栽培をしていくという、強い意識の中でそういうことをしておるといふふうにも聞いておりますし、さらに農畜産物の加工処理施設については、いわゆる新たな雇用ということも創出されるわけでございます。また、一方では子育ての支援でありますとか、先ほどからありましたような安全・安心な地域をつくっていきますとか、そういう総合力の中でやはり定住策をまずは考えていくということが必要なんだろうというふうに思います。ただ、極めて人口が減少していく地域につきましては、これはまた特別な手当が必要なんだろうと。そのことがいわゆる若者の定住向けのお好み住宅と、このようないわゆる施策であったりするんだろうというふうに思います。そういった意味でいわゆる特定の人口が非常に減少した地域においても全ての一律にということではございませんけども、一応、本市の考え方としてはそのような方向ですべきであろうというふうに考えているところでございます。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい。10番、熊高です。田丸部長の方でご答弁いただいたんで、かなり理解はできましたし、支給型というんですかね、そういった施策の見直しという、当然今の時代ですからそういうこともあろうと思いますん

で、これまでの成果もあるやに聞いておりますが、逆にその成果も無くなったというような中身も私は聞いております。そういった観点から新しい総合施策の中でということでありまして、例えばこの後出てくる25の議案、高宮町の条例廃止をしますけども、これは安芸高田市高宮町というかたちで条例を市内に、安芸高田市という名前を付けて新しくなっておりますよね。例えばそういったかたちで先ほども言われておりましたように、必要であればその地域に合ったようなですね、条例をつくっていくとか、総合的にやっていくとか、そういうことも積極的にやっていただくということを前提にですね、この条例を廃止するというような方向に、是非ともしていただきたいというふうな思いであります。

松浦議長 他に質疑はありますか。

入本議員 議長。

松浦議長 14番、入本和男君。

入本議員 今、部長の説明ではですね、他町の他市の案を出されたんですが、今、安芸高田市としてですね、人口減に歯止めをかけないといけない時点で、その魅力があるとかないとか、支給型がいいとか悪いとか、これに対する代替えもまったくなしに、少子化問題、若者定住と、先ほどの住環境整備の中で施策の中で、そういう住宅についても若者定住をうたっておりながらですね、そういう総花的な感じで高規格とか企業とか、そういうやはり美土里町一人の住民にとってみてもですね、何らかのかたちをかえてですね、その支給型にしても、それを支給型にしなくても3%の利子補給の補填とかですね、やっぱり若者が住むためには、何らかのかたちに内容を見たら1年間子どもが産まれたら8万円の支給とかいうのがあったわけでございますけど、やはり子どもの少子化についても、あと若者定住にしてもですね、やはりこれは安芸高田市も将来の人口増の問題等を見ましてもですね、増える予定はしてないと。減る予定をしとると。これは施策で既に高宮で実証済の川根という実際のそのコースがありながら、こういう具体的な例をもっと若者に手厚い、手厚いと言うたら語弊ですけども、こういう施策もしてありますよと。残してありますよと。これが安芸高田市が今から協働のまちづくりに励もうとする1つの案ではないかと思うんですよね。やはりこれだけのものを金額が動くということは、そりゃあ全体の市としてもそりゃあ大変なことかもわかりませんが、何らかのかたちでですね、具体策の例で安芸高田市としては少子化、若者定住について、こういう案をつくりましたと。美土里のこういう案に対して案をつくりましたと、こういう意気込みがあって、私は廃止されるんなら賛成したんですが、やはりもう少し若者とか少子化とか、そういう問題をですね、現在でも非常に学校統合問題も出てきておりますし、そういうところも加味したらですね、これは逆に全市に広げていかなければならない施策の1つだと私は思うわけなんですけど、その点についてどういうふうに考えておられるか、お伺いします。

松浦議長 答弁を許します。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 具体的な問題がもしあれば、また担当部長からお話しをしていきたいと思いますが、やはり若者定住をどういう施策で定着させるかという課題は、今ご指摘のとおりで、まさしく急を要する問題であろうと思います。しかし、ちょっと言葉に語弊があって申し訳ないと思いますが、金で若者に来てくれという、そういう施策というのは私は正論じゃないと思います。例えばよその例で言いますと、ふるさとへ帰れば自動車1台提供するとかです。いろいろ今までいろいろな施策をやってきた、全国的にやってきたわけですが、やはりやったが、この金で釣るといのはなかなか定着せんというのが実態であります。したがって、本当に若い者が住めるような魅力のある地域をつくるというのが、我々としては一番大きな課題であります。それにはやはり通勤圏内の時間距離を短縮して、いろいろそういう道路網等の整備も必要ですし、企業誘致ということも必要ですし、やっぱり魅力ある田舎をつくっていくと、こういうことも必要なわけで、やっぱり統合的なそういう施策で我々は努力をしていくと。私個人的には一番効果のあるのは住宅であろうと思います。若者向けのちょっと安い住宅があればですね、若者は帰ってくるということでありまして、それから美土里町の亀岡議員さんのところでやっておられるように、本当に田舎が好きな人を呼び込むということ。それなら来たいという人もおるわけでございます。そういう人を狙いながら、住宅のちょっと安い、若者向けの住宅とかですね。

私は住宅の担当課に言っとるんですが、今後の市営住宅のあり方をもう一遍再検討してくれと、こういうことでございます。一般の人が入る市営住宅というのは、これは民間に任せると。市がやらにゃあいけんのは、若者定住のために住宅を集中的にやらにゃあいけん。こういうことで、そういうものをやれば、もう若い人は帰ってくる可能性があるというように思いますし、それからかなり広く募集すれば、田舎が好きだからこっちへ来たいと。住宅があれば来たいという者が、やはり広島県内、都市に特に都市部にはそういう人たちが充分おるとい見通しがありますので、そこらの努力をですね、今後していきたいと思っておりますので、やはり視点を変えた若者定住施策というのをやっていかんやあいけんのじゃないかというように思います。

入本議員 議長。

松浦議長 14番、入本和男君。

入本議員 今、市長がまさに言われるように視点を変えた若者定住施策が提案されて、この案が廃案になるなら、私らは何にも言わないということでございます。よって私はこの案を継続しなさいと言っとるわけじゃないんです。これに変わるものの若者定住、今、具体的に言われた市営住宅を将来10戸ずつ若者に向けたものを建てますと。そういう条例を案を持っておりまますとかいう具体的な案があればですね、別に私はこれにこだわるとるわけじゃないんです。これを維持せいとよるとるわけじゃないんです。やはり、

今から安芸高田市を担っていく上には、手段というものがいろいろなくては、これだけの広い地域を守っていけないというのが現状だろうと思うわけでありまして。だからこれは今の家賃とか住宅とかどうのこうの言いますけど、保育料とかにも関わってきてですね、保育料が安かったら住宅は少々高うても来るとかという問題も起きるわけでございます。やっぱり若い人はそういうところに、教育費とか保育料とか、そういう就学前の教育費に対してもかなりあるわけですね。だからそういう施策が見えてないから、今問いただしとるわけで、やはりこういうものを安易にですね、若者を施策としたものをですね、これがありながら利用がないということは、いかにつまらない地域をつくるとか、我々が。逆にいえばどんどん利用がないような地域だとおかしかったわけなんですよ、これだけ優遇されても。支給というものがあるのに。だけど、財政面からこういうものに替えさせてもらいますと。若者に対してはこういうかたちでビジョンを持って、17年度にはこういう実施計画を出しますという提案があつての廃案ならいいんですが、その今のような当初からのような、全体像の中で若者に魅力のあるようなというかたちでは、これは納得ができないと。やはり今、市長が言われた市営住宅を、今から若者向けに計画して担当課にこれを積極的にやらせるとこういう回答をいただければ、これは私らも納得するわけですから、そこらのあたりをちょっと明確に、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

松浦議長 答弁を許します。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 ただ今申し上げましたように、今後は市営住宅というのは若者向けの住宅を重点的にやっていくというのは、本年度担当課へ指示をして、研究してみたい。ただ、今やりかけの住宅がまだあるわけですよ。この分だけはやっぱりやらにゃあいけんということで、これはちょっとこれも言葉が悪いかと思いますが、わかりやすく言うために、せっかく大金をかけて市営住宅をつくったが、まちの方から第一線を退かれた人が入って来られたんでは、何のための大金をつぎ込んだか分からんという問題がある。これは人口を増やすということからいえば、これもいいんですが、やっぱり市はそこまで手が回らんということで、今緊急なのは若者定住の住宅ということであります。ご指摘のように、川根地域でそういう施策をやってみてですね、やはり本当に田舎が好きだから、ここへ住みたいという人も町には若い人がおるわけですよ。やっぱりそういう人を狙って若者定住を図るといふ施策は私は当たってくるというような気がするわけなんで、そこらを本年度中にですね、具体的に計画を練り直していくというようにしていきたいと思つた。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

亀岡議員 議長。

松浦議長 20番、亀岡等君。

亀岡議員 川根地域におけるですね、お話しがありましたような住宅施策、これは

昨年の9月議会でしたか、改めて制度をあれは更新していくのか、何かあったと思うんですよね。ちょっと違っておればまた訂正いただきたいと思うんですが、今ですね、この合併を期に全ての施策・政策がですね、一元化・平準化、そういう方向でですね、方向付けをされていくということですので、川根地域における住宅施策もやはりですね、全市的にですね、これを普及していくということになっていくよう、今市長が1つの政策でね、やっていきたいと思われることを今、そういうことじゃないかと思うんですよね。大いにその点をですね、全市に普及するというかたちで実現ができますようにですね、大いにそういう面で取り組んでいただきたいと、このように思うわけです。特別この案の是か非ではございません。期待をいたしまして、私の考えを申し述べたわけですが、こういったことについていかがでしょう。

松浦議長 答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児玉市長 今まで全体的に安芸高田市とすれば、かなりの市営住宅を計画をしておるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、重点的に若者を定着させるという、そういう施策の中で公営住宅の制度をですね、考えていく必要があると、このように考えております。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 冒頭申し上げましたように、総務委員会でいろいろ議論があった中で委員長としての責任もありますので、もう少し詰めをさせていただきたいと思いますが、立川支所長さんにお伺いするんですが、美土里町としてのそういう若者定住としてのニーズですね、そういったものをどんなふうに把握されているのか。今、高宮町川根の例がいろいろ挙げて話しをされておりましたが、そういったものが即美土里町に合うかというのはまだ分かりませんし、これは美土里町に限らずそれぞれ支所長さん5人いらっしゃいますけども、やっぱりそういった支所単位の地域のニーズですね。しっかり把握をした上で、やっぱり市の企画部との協議をして、やはりこの地域にはこういったようなものが必要なんだと、そういった協議を積極的に支所から挙げていくような、そういった私は今後支所としての役割が大事になってくる。これは地域間競争にも逆になると思うんです。いい意味での競争意識をつくっていくということも含めてですね、この後出てくる安芸高田市高宮町住宅条例というようなかたちですから、それには高宮町にしかできん中身の条例なんです。これを即美土里町という文言に高宮町の文を替えればできるのはできるんですけども、そういったものがあるのかどうか、そこらをしっかり中身を検討していただいて、今後企画の方、あるいは市長の方といろいろ協議をしながら、そういった方向での条例制定も含めてですね、積極的にやっていくんだというような市長の答弁だったと思うんですが、改めてそういった意欲を聞かせていただいて、

私も3回目ですからこれより言いませんけれども、ひとつよろしくお願  
いしたいと思います。

松浦議長 美土里支所長、立川堯彦君。

立川美土里支所長 はい。10番議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思いま  
す。この住宅の建設についてのニーズにつきましては、年間といいますが、  
あまり多く件数はありませんけども、そういったものを建設して欲しいと  
いう要望はでてきておるところでございます。あとはこれまでの施策とす  
ればですね、吉田町にも隣の千代田町にも工業団地というのがあって、通  
勤圏内にありますので、交通網の道路網の整備をしてですね、そういうと  
こへ勤めていただくのが可能であるという意識で自宅から通勤をしてい  
ただければというような思いで来た経緯もございます。そうしたなかにあ  
って、過去美土里町は旧4つの村が一緒になった地域でございますけども、  
それぞれの3地区においては住宅の建設をやってきております。そうした  
中であって生桑地区にないのがありますので、これについては、この後、  
既に予算提案をさせていただいておりますけども、住宅の建設の中に17  
年度として取り組みをしていくものもありますので、財政の許す限り、皆  
さん方の、また要望に応えていきたいという思いがしとるところございま  
す。以上、お答えになったかどうかわかりませんが、答弁とします。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第19号、美土里町後継者定住促進条例を廃止する条例  
の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第37 議案第20号 安芸高田市堆肥センター設置及び

管理条例の一部を改正する条例

松浦議長 日程第37、議案第20号、安芸高田市堆肥センター設置及び管理条例
の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 はい、議長。議案第20号、安芸高田市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、平成16年度に安芸高田市高宮堆肥センターが完成いたし、平成17年4月から稼動することに伴い、設置及び管理条例に同施設の名称及び位置を追加いたしますとともに、休館日及び利用時間及び利用料金について、安芸高田市美土里町の堆肥センターの内容にあわせて統一するものでございます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

清水産業振興部長 議長。

松浦議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 議案第20号につきまして、要点のご説明をいたします。

先ほど市長の方からご説明が申しあげましたように、16年度で高宮堆肥センターが完了いたします。これによりまして現在設置をされております美土里町堆肥センター並びに甲田町堆肥センターに付け加えて、高宮堆肥センターを条例に追加するものでございます。

第1表の関係でございますが、これは施設の名称及び位置を定めたものでございます。新たに高宮堆肥センターを加えるものでございます。美土里町、甲田町、高宮の3つの堆肥センターとして設置をするものでございます。

それから、次に第2表の関係でございますが、これは施設の利用時間等を定めたもので、新たに同じように高宮堆肥センターを加えるとともに、休館日・利用時間等を、美土里堆肥センターを同様にするものでございます。なお、甲田堆肥センターにつきましては、現行休館日は無休。利用時間は終日となっていたものも、これも3施設とも、美土里堆肥センターの休館日・利用時間に統一をするものでございます。

次に第3の関係でございます。これはセンターの利用料金を定めたもので、新たに同じように高宮堆肥センターを加えるとともに、美土里・甲田・高宮とともに利用料金を1立米あたり500円と定めるものでございます。

なお、これまでは美土里堆肥センターにつきましては、1立米500円、甲田堆肥センターにおきましては無料となっていたものを、美土里堆肥センターの1立米500円に、3施設とも統一をするものでございます。以上でございます。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 今言われましたように、甲田町の堆肥センターにおいてはですね、無休ということでやられております。今現在ですね、農業従事者というのは兼

業農家っていうのが非常に増えてるわけですよ。その中でやはり土曜・日曜日にですね、こういう堆肥を受け入れに行くような体制があると、利便性にも使用者、消費者ですね、そちらの利便性にもよろしいですし、またサービスの一環としてですね、そういうことを考えていくべきじゃないかと思えます。どうも、この安芸高田市という行政の中での概念でやられてますから、利用時間についても時間がやはり5時ぐらいまでとか設定されてますし、それであれば、平日例えば終業が済んで取りにいけばいいじゃないかと言われてもそれでは間に合わない状況があったりします。やはりですね、もっと住民のサービス向上ということをですね、これから考えていくということが、新市の建設計画の中でもいろんなところでうたわれております。そういうところを考える上でですね、やはりその辺も、やはり休館日・利用時間等をですね、もう少し柔軟性を持たせるべきじゃないかなというふうに思うんですけど、いかかでしょうか。

松浦議長 答弁を許します。

産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 1番議員さんの仰せのとおりだと思います。特に中山間地域であります本市の場合は、兼業農家がかなりのウェイトを占めておられていただいております。そういった中で土曜・日曜での農作業というのが非常に頻度としては多くなってくると思われます。

条例の中におきましては、休館日及び利用時間ということで、第4条に定めておりますが、休館日・利用時間は別表2のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、予め市長の承認を得て休館日・利用時間等を変更することができるということでございますので、既に甲田・美土里におきましては、それぞれ指定管理制度で運営をいただいております。実態といたしますれば、土曜・日曜もですね、堆肥の散布なり供給を実施をしておるという状況でございますので、そういった特に営農等についての利便性については、そういった意味では充分に対応していきたいというふうに思っております。

松浦議長 他に質疑はございませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい。10番、熊高ですが、設置管理条例は特に問題ないと思うんですが、これまで、旧高宮町時代にいろいろ建設当時からいろいろ情報をいただいた中で、今回市内3つの堆肥センターが新しく動くということの中で、3つの施設の連携ですよ。こういったものをどんなふうにするのか。あるいは良質な堆肥をつくって、いわゆる作物の品質を向上させていく、あるいは今いろいろ叫ばれておる安全な作物をつくるための堆肥としての価値も出てこようと思うんですね。そういった観点からすると、生産者であるこの施設と消費者である農家ですよ、特に耕種農家あたりとの連携というのが非常に大事だろうというふうに聞いております。耕種農家からもそういった生産施設の流れというのも充分伝わってこんというよう

な、いろいろ意見も聞いております。部長の方にもそういう情報が入っておりますが、どんなふうに応えていかれるのか、そこら辺が今後一番大きな問題じゃないかなというように思います。

特に3施設それぞれのトラックとか、マニアスプレッダーとか、いろいろ機械設備があるように聞いておりますが、そこらがもう同じようなのを買って、また同じような使い方しかできないのじゃないか。例えば具体的に言えば、2トン車あたりでやっと思ったものを4トン車にしてちょっと大きいマニアスプレッダーを積んで、1人が2人でそれを積んで歩いて肥料を振っていくんだというようなこともできるような、具体的な提案も聞いておるんですね。部長も聞いておられると思うんですが、そこらの取り組みをやっぱり今後一番大事になってくるんじゃないかなという思いがしますんで、その辺の取り組みについてお伺いしたいと思います。

松浦議長 答弁を求めます。

産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 まず、3つの施設の管理運営の計画でございます。美土里・甲田・高宮の3施設の運営をこれからしていくということになるわけですが、非常にこの施設の運営につきましてはですね、これまで旧町でそれぞれ非常に苦勞をしていただきながら、施設の管理運営をしていただいていたようでございます。なかなか、堆肥の需要と供給によって施設の管理運営をするというような状況が、非常に難しい施設の内容となっておりますが、いずれにしてもできるだけ供給と需要の中で施設の管理運営をしていきたいというふうに思います。一番、管理の中で経費がかかっておりますのが、人件費の関係が一番ウェイトを占めております。そういった中で、これまで16年度を駆けまして、美土里・甲田の経費の見直しをですね、これまで図ってきておりますし、そういった中でもかなりの運営組織の方も非常にご苦勞していただいて、経費の節減に協力をしていただいております。そういった中で将来的にこの3つを効率よく経営をしていくということが、非常に課題点になってきておりますので、これにつきましては、現在1つの方法としましては民間企業への管理委託というようなことも視野に入れながらですね、経費のかからない管理運営方法を今後も検討していきたいというふうに思います。

当面はこの3施設につきまして、運営についての連絡協議会のようなかたちのものは当然組織をしていきたいというふうに思いますし、持ち込み料等の統一化もお願いしてきましたし、堆肥そのものの販売単価についても17年度以降につきましては統一をしていきたいというふうにも思っております。これらについても各現在運営していただいております団体との協議もしてきておりますし、そういったかたちで3つの施設がですね、良質の堆肥が生産できるように管理運営の方も今後十分に検討していきたいというふうにも思っております。

それから、使用者の農家の、特に耕種農家の方になるうかと思っておりますが、そういった農家の方から利用者側としてこういった堆肥をつくってもら

いたい、こういった時に堆肥を供給してもらいたいというような要望がいただいておりますが、これらにつきましてもできるだけそういった要望に応えられるような堆肥の生産システムをつくっていくためにも、堆肥の生産あるいは供給のひとつの組織をですね、立ち上げさせていただいて、つくる方と使う方の意見をですね、意見をいただく場を是非設けていきたいというふうにも思っております。

これまで、耕種農家の方、特にJAのそれぞれの米の部会でありますとか、野菜の部会あるいは果樹の部会ともですね、連携を取りながら、当然、運営について取り組みをしていくというようなことになろうかと思いません。

いろいろとこれまでご意見はいただいておりますが、それに要望に応えさせていただいた部分もございますし、なかなかそのご要望にお応えできなかったりということもございますが、予算の範囲内でできるだけ効率的な施設なり、機械の整備をですね、今回させていただいたというふうに思っております。

今後におきましては、施政方針の中にもありますように、循環型農業のシステムを構築していくということに重点を置いて、生産者と利用者の連携を密にしながらですね、堆肥の生産に努めて参りたいというふうに考えております。

松浦議長 他に質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第20号、安芸高田市堆肥センター設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第38 議案第21号 安芸高田市ふれあい農園設置及び

管理条例の一部を改正する条例

松浦議長 日程第38、議案第21号、安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第21号、安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、向原ふれあい農園の位置について、地番に誤りがありましたので位置の地番を訂正するものでございます。

また、使用料について減免規定などの見直しを行い、それぞれ実態に合わせて変更するものでございます。よろしく願いいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

清水産業振興部長 議長。

松浦議長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 議案第21号、安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、要点のご説明をいたします。

まず最初に、別表第1の関係でございます。これは施設の名称及び位置を定めたものでございます。この中で向原ふるさと農園の位置を示す所在地番に誤りがありましたので、一部を訂正するものでございます。訂正地番は、最初に挙げております3815に変えるものですが、現行が3616番地でございます。これを3815番地に改めるものでございます。

次に別表第2の関係でございますが、年間使用料を定めたものでございます。本表中ただし書きにおいて減額措置として、向原並びに尾原ふれあい農園におきましては、安芸高田市向原農林大学学生への減額措置、高田原ふれあい農園におきましては、年度中途からの使用による減額措置としてそれぞれ定めておりました条項をこのたび削除するものでございます。以上でございます。

松浦議長 これで要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第21号、安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 9 議案第 2 2 号 安芸高田市農業委員会の農地部会を構成する

委員の定数条例を廃止する条例

松 浦 議 長 日程第 3 9、議案第 2 2 号、安芸高田市農業委員会の農地部会を構成する委員の定数条例を廃止する条例についての件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松 浦 議 長 市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第 2 2 号、安芸高田市農業委員会の農地部会を構成する委員の定数条例を廃止する条例でございます。

本案は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律が平成 1 6 年 5 月 2 6 日に交付、平成 1 6 年 1 1 月 1 日から施行され、選挙による委員の定数が 2 1 人以上である農業委員会においては、農地部会の設置が義務から任意へと弾力化されました。

本市におきましても、昨年 1 1 月 1 0 日に開催されました農業委員会第 3 回総会において、農地部会を構成する委員の定数条例を廃止することを決議され、全委員による農地等の権利移動・転用許可等の審議、農地の効率的な利用を図ることとされましたことから、本条例を廃止するものでございます。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

清水産業振興部長 議長。

松 浦 議 長 産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 議案第 2 2 号、安芸高田市農業委員会の農地部会を構成する委員の定数条例を廃止する条例について、要点のご説明を申し上げます。

農業委員会に関する法律の一部改正によりまして、これまで農地部会を設置をして業務にあたってきております。現在の部会員が 1 9 名でございます。これによりまして、農地法にかかる業務等を行ってきておりましたが、この度の法の改正により、任意設置となりました。本条例を廃止し、全委員、3 7 名でございますが、により、農地法等にかかる業務を行うことにより、よりサービスの向上を図るのもでございます。以上でございます。

松 浦 議 長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第22号、安芸高田市農業委員会の農地部会を構成する委員の定数条例を廃止する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第40 議案第23号 安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る

生活環境調査結果の縦覧等の手続きに関する条例

松浦議長 日程第40、議案第23号、安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第23号、安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査結果の縦覧等の手続きに関する条例でございます。

本案は、安芸高田市が設置いたします一般廃棄物処理施設に関して、生活環境調査結果の縦覧等の手続きに関する条例で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定によりまして定められているものでございます。

市が自ら設置いたします施設の新設・変更の際、利害関係者に対し、意見書を提出する機会を付与する目的で制定するものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第23号、安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の要点について、ご説明申し上げます。

ただ今市長の方から提案理由がございましたように、通常市が自ら設置をいたします一般廃棄物処理施設に係り、これらを設置あるいは変更する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3、第2項の規定に基づいて、届出を県知事に提出する必要がございます。その際、市が実施をした周辺地域の生活環境に及ぼす影響について調査をし、その書類を公衆の縦覧に供し、意見書の提出する機会を付与することとなっております。今回の条例で、この第2条に掲げておりますが、対象となるのは一般廃棄物の処理施設の内、ごみ処理施設の焼却施設と一般廃棄物処理最終処分場、

埋め立て地ということになっておりまして、したがって、現在安芸高田市内にございます一般廃棄物処理施設としましては、し尿処理施設の清流園、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントなどがございますが、これらは対象とはなっておりません。ただ、今年度建設をしておりますコミュニティ・プラント。これは吉田口で実施をしておりますが、この事業の実施にあたって届出を行った際、県の方がこの条例を整備をしておくよという指導がございました。よって、議案の上程をさせていただいたものでございます。

条例の内容でございますが、第1条にこの目的としまして、今申し上げたような内容を書いております。2条では対象となる施設の種別を掲げております。3条では縦覧に供する告示の事項、縦覧場所、期間を示しております。4条では意見書の提出事項について明記しております。5条では施設の規模が大きく、環境の影響の程度が著しいものは、広島県で別に環境影響評価に関する条例の手続きが必要となりますので、そのとがうたっております。6条では他の町との関わりがあれば協議が必要であるということをお定めております。7条で規則の委任をしております。附則ではこの条例は、公布の日から施行するということしております。

全般的に申し上げますと、今回のコミュニティ・プラントについては、この意見書に対して特段出させていただくということがないということでございますが、そういう場合があったときの対応を明確にするためにこの条例を制定させていただくものでございます。以上でございます。

松浦議長 これにて要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい、議長。この条例のですね、第1条のところでは、5行目ぐらいからですね、環境についての調査の結果及びと書いてあるんですけど、こちらの第3条についてはですね、第3条8項実施した生活環境調査の項目までしか書いてないんですよ。結果の公表は、これはされないのでしょうか。

それともう1件。またこれをですね、縦覧をする際にですね、どのような告知ですよ。縦覧の期間の告知等は行われるのか、行われないのか、その2点についてお願いします。

松浦議長 答弁を求めます。

建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 第3条でございますが、生活環境以降、調査の項目についてはそれぞれ指定をされておりますが、ちょっと今の状況で調査をしておりますので、まことに申し訳ございませんが、後ほど資料をお渡しさせていただければというように思います。

縦覧につきましては、それぞれ縦覧する場合はインターネット等でも縦

覧をするというふうに、公衆の縦覧に供するというごさいますので、告知ができるような状態を取りたいというふうに思っております。

明 木 議 員 議長。

松 浦 議 長 1 番、明木一悦君。

明 木 議 員 最初の質問だったんですけど、これは項目じゃなくて、この条例自体がですね、生活環境調査結果の縦覧となつとるわけですけど、この項目の中に結果がないということなんですよ。その結果を縦覧する条例なのになぜ結果を縦覧するようになってないのか、それを尋ねたわけなんですけど、もう一度その辺、答弁をお願いします。

松 浦 議 長 答弁を求めます。建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 第3条(8)の実施した生活環境の調査の項目、これは調査結果ということでごさいます。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松 浦 議 長 お諮りいたします。

これより、議案第23号、安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第41 議案第24号 安芸高田市下水道事業受益者負担金及び

分担金徴収条例の一部を改正する条例

松 浦 議 長 日程第41、議案第24号、安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児 玉 市 長 議長。

松 浦 議 長 市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 議案第24号、安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例でごさいます。

安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正するもので、下水道の排水区域以外からの下水管の接続について、その受益者にこの条例を適用するために、徴収条例の一部改正をするものでござ

います。

松 浦 議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松 浦 議 長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第24号、安芸高田市下水道事業受益者負担金及び分担金徴収条例の一部を改正する条例について、要点のご説明を申し上げます。

受益者分担金、負担金及び分担金については、下水道事業の工事が終わり、下水道処理区域の受益者に対して適宜徴収しておりますが、特に公共下水や特定環境保全公共下水道事業におきましては、国に対して1度に計画区域全部の事業の認可区域と認めてもらえないので、一定の区域を定めて、少しずつ工事を実施しております。この工事実施の際、区域内と区域外の境において、公共樹や、管路工事を線引きどおりに工事が実施できない場合が、吉田など住宅密集地で生じております。例えば、工事の現場状況により、区域外も一緒に工事した方が安価になる場合や、工事がズレると多大な迷惑がかかる場合などから、当初計画から現況が変更した場合などを想定しております。そうした場合の区域外での工事を実施し、受益者から負担金を徴収することは、下水道法上、市の条例で別に定めておく必要がございました。これまでは旧町ごと、内規等で実施をしておりましたが、県からの指導もございまして、今回区域外流入の取り扱いの条項を加えるものでございます。

議案説明資料の方へ対比表を付けておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。中ほどで先ほどご説明しました土師ダムの関係の次に対照を付けております。左欄が新で右欄が旧となっております。9条の次へ第10条といたしまして、区域外流入の取り扱い。配水区域外からの接続についても配水区域内の受益者と同様に、この条例を適応するというので、その文言を追加をさせていただいております。以上でございます。

松 浦 議 長 これにて要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松 浦 議 長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松 浦 議 長 お諮りいたします。

これより、議案第23号、安芸高田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第42 議案第25号 高宮町若者定住化推進に関する条例を廃止する条例

松浦議長 日程第42、議案第25号、高宮町若者定住化推進に関する条例を廃止する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 はい、議長。議案第25号、高宮町若者定住化推進に関する条例を廃止する条例でございます。

平成16年9月の第3回定例会で、安芸高田市の条例として制定していただきましたことから、暫定施行をいたしておりました旧高宮町条例を廃止するものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第25号、高宮町若者定住化推進に関する条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

ただ今市長の方から提案理由がございましたように、この条例は安芸高田市条例として昨年9月の定例会において、安芸高田市高宮若者定住化推進に関する条例ということで、新たに制定をさせていただいたもので、内容はそのものを引き継いでおります。この時点で本来なら暫定条例を廃止をさせていただくべきでございましたが、その時に手続きをしておりませんでしたので、そのまま暫定条例が残ってございました。そういうことで、今回廃止をさせていただくということでございます。附則としまして、この条例は平成16年10月1日からということで、市の条例が制定された日に同日をもって廃止をさせていただくということで、提案をさせていただきます。以上でございます。

松浦議長 これにて要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい、議長。今回暫定ということですね、これが残ってたから廃止ということになりましたけど、まだ他にも残ってるものがあるのか、暫定条例としてですね。それがいいのか、ないのか。また、全て安芸高田市にもう変更されたのか、その辺りお願いします。

松浦議長 答弁を求めます。

建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。現在暫定条例として廃止をすべき条例であるというふうに、私の方で確認をしておりますのは、この後の議案第26号、27号ということでございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第25号、高宮町若者定住化推進に関する条例を廃止する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第43 議案第26号 高宮町若者定住住宅設置及び

#### 管理条例を廃止する条例

松浦議長 日程第43、議案第26号、高宮町若者定住住宅設置及び管理条例を廃止する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第26号、高宮町若者定住住宅設置及び管理条例を廃止する条例でございます。

平成16年9月の第3回定例会で、安芸高田市の条例として制定していただきましたことから、暫定施行をいたしておりました旧高宮町条例を廃止するものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第26号の条例の提案理由の説明を申し上げます。本条例も前条例と同様の主旨により、安芸高田市高宮町若者定住住宅設置及び管理条例ということで、昨年10月1日に施行させていただきましたので、その日をもって条例を廃止させていただきたいとするものでございます。以上でご

ざいます。

松浦議長 これにて要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。  
〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。  
〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第26号、高宮町若者定住住宅設置及び管理条例を廃止する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第44 議案第27号 高宮町若者用マンション「虹のマンション」設置
及び管理条例を廃止する条例

松浦議長 日程第44、議案第27号、高宮町若者用マンション「虹のマンション」設置及び管理条例を廃止する条例の件を議題といたします。
この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第27号、高宮町若者用マンション「虹のマンション」設置及び管理条例を廃止する条例でございます。

本案も、平成16年9月の第3回定例会で、安芸高田市の条例として制定していただきましたことから、暫定施行をいたしておりました旧高宮町条例を廃止するものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第27号の要点のご説明を申し上げます。本条例も、前条例、また前々条例と同様の主旨によりまして、安芸高田市高宮町若者用マンション「虹のマンション」設置及び管理条例として、昨年10月1日に施行させていただいておりますので、同日をもって廃止をお願いするものでございます。以上でございます。

松浦議長 これにて要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第27号、高宮町若者用マンション「虹のマンション」設置及び管理条例を廃止する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第45 議案第28号 安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例

松浦議長 日程第45、議案第28号、安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第28号、安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例でございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

村上消防長 議長。

松浦議長 消防長、村上紘君。

村上消防長 議長。それでは、議案第28号に関します、安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例についての要点のご説明を申し上げます。

本案は、平成15年に発生しました十勝沖地震に伴う浮き屋根を有する屋外タンク貯蔵所の火災事故を踏まえまして、浮き屋根式、特定屋外タンク貯蔵所の技術基準が改正をされました。この改正によりまして浮き屋根を要する屋外タンク貯蔵所の設置等の許可の申請に対する審査事務量が增加することから、申請に対する手数料を、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に併せまして、8段階に分けての改正でございます。

なお、参考までに、現在まで当安芸高田市管内におきましての、この浮き屋根式屋外タンクに該当する施設は現在のところはございませんので、

参考に付け加えさせていただきます。以上でございます。

松浦議長 これにて要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第28号、安芸高田市消防手数料条例の一部を改正する条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第46 議案第29号 安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例

松浦議長 日程第46、議案第29号、安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第29号、安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例でございます。不登校児童生徒が学校へ復帰できるようにするため、学校とは異なった環境の中で学習や生活をし、集団生活に適応できる素地を養うための施設の設置及び管理に関して条例を制定するものでございます。よろしく願いします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

教育次長 議長。

松浦議長 教育次長、杉山俊之君。

教育次長 それでは議案第29号、安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例につきまして、要点のご説明をさせていただきます。

設置でございますが、第1条で不登校児童に対して学校と異なった環境の中で学習や生活の指導をとおして、子どもの自立を促し、学校復帰促進援助するために、安芸高田市適応指導教室を設置するものでございます。

適応指導教室を設置するに至った理由でございますけど、本市は県費でスクールカウンセラー等の配置によりまして、心のケアや指導体制の確立、

強化等を図るなど、いろいろ取り組みを行なってきたわけでございます。その結果、不登校の未然防止が一定の成果が見られておりましたけど、依然として不登校の解消には至っておりませず、平成15年度におきましては、小学校が11名、中学校が28名、合計39名の不登校児童、生徒がおります。16年度におきましては、1月現在で小学校が7名、中学校が16名で合計23名の不登校の状況にあるわけでございます。

県下、広島県でも県内の状況といいますか、県の状況が、小学校が814名、中学校が2千798名という数字が県の状況でございます。全国では小学校が2万3千977名、中学校が10万65名で、約13万人もの不登校がいるわけでございます。このような状況において、文科省からでもありますね、いろいろ市町村の教育委員会は自ら不登校に対する認識を深めるとともに、それぞれの立場から積極的に施策を展開し、各学校における取り組みが効果が行えるよう、支援する必要があるとされておるわけでございます。

学校とは異なった環境の中で、学習や生活をして集団生活に適應できる素地を養い、学校に復歸できるように支援するために、17年度より、もとの吉田の丹比西小学校の木造校舎を活用して、適應指導教室を開設したいと考えているところでございます。

2ページの指導でございますが、職員体制としては所長、先ほど非常勤の関係がありましたが、所長と指導員等を置くようにしております。それから開設期間とか時間でございまして、学校と同様な開設期間、4月1日から翌年の3月31日まで。それと休みにつきましては、小中学校の就業時間と同じように休みを置くことにしております。また、入級、退級の場合の関係でございますが、一応保護者が学校長を通じてですね、一応、所長と相談して教育委員会へ申請をしていただき、許可を受けるようにしておるわけでございます。以上、不登校対策として、この制度を開設させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、附則として17年の4月1日から施行するものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

松浦議長 要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい、議長。第4条にありますけど、先ほどもこの予算の関係で非常勤職の報酬に関するですね、議案の中でもありましたけど、ここでも述べられておりますように、不登校児童・生徒及び保護者へのカウンセリング活動というのが非常に大切なことになってきます。是非ともですね、この部分についてはですね、やはりこの条例にも書いてあります。不登校生ってというのは、やはりですね、家庭環境等もいろいろとそれに影響してく

ることがありますし、保護者へのカウンセリングというのが非常に重要なこととなってきます。それにつきましてはですね、やはり、ただ教員の免許があるからそれができるかということ、それは非常に難しいところがあると思います。カウンセリングというですね、特殊な業種、これはやはりこういうところへとっては非常に重要な位置を占めておられると思われまして、先ほど言われましたけど、時給だけじゃなく、そういう問題だけじゃなく、是非ともですね、ここへカウンセラーを設けていただくようなことを考えていただきたいと思いますけど、教育長はどのようにお考えでしょうか。もう一度、再度お伺いします。

松浦議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 はい。ただ今カウンセラーの資格を持っておる職員を雇用して、適応指導教室の中身を充実するように努めたらどうかというご意見でございました。私もそのことについては同感でございますけれども、ただ、この教諭の免許だけを持っておればということは頭の中へは置いてはおりません。子どもの目線に立って話しができるだけできる人、そして、かつ、これまでのある程度の経験がある人で、不登校の子ども、あるいは不登校に至る寸前の子どもについて、ケアができたような人、そういう人をできるだけ人選をさせていただいて、この指導にあたらせていただきたいと、このように考えております。言われるように、カウンセラーの資格を持っておられるのは最高でございますけれども、現実の問題といたしまして安芸高田に来ておる中学校のカウンセラーの資格を持っておる人も、1校に週1ずつしか勤務できないわけです。広島県内にそれだけの人材がないということでございまして、先ほども申し上げましたように、最高のやりかたではございますけれども、できる範囲内でやらせていただいで、そして成果を見るということに努めて参りたいと、このように思っております。以上でございます。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 議長。今、答弁でありましたけど、ただ単にですね、子どもだけのカウンセリングじゃなしに、保護者のカウンセリングが必要とされてることが特にありますんで、そここのところをできる担当者を置いていただくように、配慮いただくようお願いして、答弁はいいです。よろしく申し上げます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

金行議員 議長。

松浦議長 12番、金行哲昭君。

金行議員 12番、金行です。2点ほどお聞きします。この通学は自立をするために自分で行かすのか、それともスクールバスを走らすのか、親御さんが連れて行くのが1件と、これは立派なことで、よその事例としてこういうのがあって、その結果がどのように出とるんか、もし分かればそれも2点ほどお聞きします。

松浦議長 答弁を求めます。教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 丹比西小学校につきましては、バス便もあるわけですが、そう多くはございません。しかしながら開設時間を9時からということにしておりますので、通常の子どもたちが学校が始まるのが8時半でございますから、それと重なる時間帯にはできるだけしたくない。どっちか言うたら見られたくないという子どももおるだろうということも想定いたしまして、9時から午後の3時というようにしております。バス便もですね、どのような便があるかというようなことは調査をしております、できるだけそのバス便を使って通級してもらいたいと思っておりますが、今のところはですね、全市内を対象にしておるわけでございますけども、それで全てのところからですね、通うバス便を巡回バスを出すというところまでは、今のところは考えておりません。これまでもいろんなところで不登校の子どもたちが適応指導教室へ通っておりますけども、県内いろんなところがありますけども、ほとんどがですね、小学校の子どもさんの場合は親御さんが連れて行かれたりするようなことが多々ございます。また、その方が親の方も安心をしておられるし、その間にコミュニケーションも図れるというようなこともございます。中学校ぐらいになりますとですね、3年生ぐらいになりますと、学校へ行きたくないけれども、そこだけは行くという子どもがおりますが、それはある程度バスへ乗って社会生活が、学校へは行かないけれども、バスへ乗っては行くということが出来るだろうという子どもがおります。様々でございますが、十分なことはできないかもわかりませんけども、バス便が確保できるということについては、事前に調査をさせてもらっております。

さて、県内の施設の状況でございますが、県に1つありまして、11市8町、合計で24施設がございます。場所によりましてはですね、先生とその子どもがちょうど合うといいますが、そういうような場合には40%ぐらいの普及率になつとるところもございます。そういうところを目指しながら、そのノウハウも知りながら、できるだけ子どもが早く学校復帰、要するに社会生活ができるように、努力して参りたいと思っております。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 10番、熊高です。こういう施設ができるということは非常にいいことだと思いますが、先ほど次長のお話の中でスクールカウンセラーの制度がなくなるんだというふうな話だったと思うんですが、違うんですかね。そうであれば、これまでカウンセラーの先生の子どもたちにとっての拠り所というのは非常に大きい部分があったんですね。保健室におられる養護教員の先生と連携をして、非常に高宮あたりでも効果があった。私は当時PTAの会長をしておった時代にいろいろ話を聞きましたけども、そういったことがなくなるということになれば、不登校になったらこの学校に行けばいいけども、そういう子どもをできるだけ少なくするのが本当はい

いんだというように思うんですね。だからそこらの現場の状況というのを今後どんなふうにするのか、その辺について少しお聞きしたいということと、先ほどの条例の中で、家庭児童相談員ですかね、これの方も後ほどというような教育長の話しがあったと思うんですが、ここらとの関係はどんなふうになっていくのか、中身についてお伺いしたいと思います。

松浦議長 答弁を求めます。

教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 中学校のカウンセラーがなくなるということは、もしそのように答えとったら訂正させてもらいます。カウンセラーは制度はあります。ありますが、週に1日しか来てもらえないんです。もう1つですね、カウンセラー、資格は持っておりますが、若いんですよ。来る人がですね。だから先ほども質問がありましたが、家庭的な問題でこれないという子どももおりまして、充分とは言えないんですけども、しかし、学校の先生もそのカウンセラーに学ぶこともできるんです。そういう意味から言いましたら、ただ単に教えるだけじゃなしに指導できる先生と。という意味からでも私は役立っております、このように思っております。

それから、家庭児童相談員のことでございますが、これは福祉関係の制度でございまして、新たにそういう制度ができるということでございますが、当然ですね、児童虐待とも関係することもあるだろうと思っておりますから、関係機関との連携はもちろん、学校との連携、それもしていきたいと思っておりますし、それから、もう1つは学校においてのカウンセラーとも指導員は連携を図って行って、中身をより充実したものに進めていきたい、このように思っております。できるだけ成果が出るようにですね、私も初めてつくるもんですから、つくったけども、効果がなかったと市民から言われることがないように、努力をして参りますので、ご支援のほど、よろしく申し上げます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。

これより、議案第29号、安芸高田市適応指導教室設置及び管理条例の件を、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

松浦議長 お諮りいたします。この際、暫時休憩をさせていただきます。55分ま

で。

~~~~~  
午後6時40分 休憩  
午後6時55分 再開  
~~~~~

日程第47 議案第30号 平成16年度安芸高田市一般会計
補正予算(第5号)

松浦議長 それでは休憩前に引き続き、再開いたします。
日程第47、議案第30号、平成16年度安芸高田市一般会計補正予算
第5号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第30号、議案名が平成16年度安芸高田市一般会計補正予算第5
号でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4億6千7
68万円を減額し、歳入歳出それぞれ263億4千384万5千円とする
ものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございますが、地方自治法第213条第1項
の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として6事業。総額2
億3千799万9千円の繰越明許費の追加をいたすものでございます。ま
た、債務負担行為の補正につきましては、人的委託業務費用として、3億
452万4千円の債務負担を追加するものでございます。

地方債の補正につきましては、その借入限度額を69億8千200万円
と定めるものでございます。以上、よろしく願いいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

新川総務部長 議長。

松浦議長 総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 それでは議案第30号、安芸高田市一般会計補正予算第5号でござい
ますが、要点のご説明をいたします。

まず、10ページの歳入、また11ページの歳出の方をお開き願いたい
と思っております。各款それぞれ、今回の補正につきましては、各事務事
業の確定等に伴いまして、事業費の調整、また計数の整理が主たるもので
ございますので、どうかよろしく願いいたします。

歳入部におきましても減額しておるといところが非常に減額ばかり
ですね、そういう状況の今回の補正等でございます。

12ページをお開き願いたいと思っております。12ページのまず1款
の市税でございますが、市税の中では7千978万6千円の増額でござい
ます。主たる事業の増額につきましては、個人市民税、また法人、また固

定資産税、また消費市町村たばこ税、入湯税等が主たるものでございます。

続きまして10款の地方交付税でございますが、この交付税につきましては、昨年の8月の決定が出された徴収率によりまして、減額されました2千26万2千円が復活することによりまして、普通交付税の方は増額になるわけでございます。特別交付税につきましては決定は3月中旬ではありますけれども、ご承知いただいておりますように、本年におきましては大規模な台風災害、そうしたところにこの特別交付税は手当をされる見込みでありますから、安芸高田市の場合には2億1千600万円の特別交付税の減額をみさせていただいとるところでございます。

分担金負担金等につきましては、それぞれの事業に伴います減額が主たるものでございます。

続きまして14ページでございますが、主たる550万5千円の増額でございますが、保育所保護者負担金の増が主なものでございます。

13款の使用料、手数料でございます。まず、使用料の3千37万6千円の減額でございますが、これは総務使用料の土師ダム周辺施設使用料1千883万4千円の減額、また衛生施設使用料といたしまして、美土里町の歯科等の診療報酬の減額等が主なるものでございます。

続きまして15ページの2項の手数料でございますが、721万7千円の減額ですが、それぞれし尿手数料の減額が主なるものでございます。

14款の国庫支出金ですが、続きまして16ページの方をお開き願いたいと思います。これは2千673万7千円の減額でございますが、それぞれの措置、事業手当、災害復旧に伴います事業の額の確定によるものでございます。2項の国庫補助金でございますが、2億7千600万7千円の増額でございますが、これは一番主たるものにつきましては、総務費の国庫補助金につきまして、合併後3年までは交付されます、国の合併補助金の前倒しの事業で交付を受けるものでございます。

続きまして17ページの15款の県支出金でございますが、747万9千円の増額でございますが、知的障害福祉費の負担、また生活保護費の負担金の増が主たるものでございます。

18ページをお願いいたします。18ページ、また19ページでございますが、県の補助金でございますが、1億1千395万9千円の減額でございますが、事務事業の市の確定によるものが主たる減額のものでございます。それと、国の市町村合併補助金の交付金が4千650万円減額、また農林水産業費の7千394万7千円の減が主たるものでございます。

続きまして20ページをお願いいたします。3項の委託金でございます。730万7千円の減額でございますが、統計調査費の確定によります県の委託金が主たる減額でございます。

16款の財産収入でございますが、172万5千円の減額によりますものは基金利子の減によるものでございます。

続きまして21ページの18款の繰入金でございます。3項の基金繰入金は22ページをお願いしたいと思っております。226万2千円の減額

につきましては、福祉基金、また高田地区工業団地下水処理場に伴います基金の減額、基金から繰入金を減額するものでございます。

続きまして22ページの同様の款の20の諸収入でございますが、100万円の増額でございますが、市税納付延滞金等の増額が主たるものでございます。3項の貸付金1千552万円の増額でございます。この増額の原因につきましては、住宅資金の貸付金の滞納分の繰上償還、またそれに伴います収入の増が主なものでございます。

23ページの5項の雑入でございます。2千544万6千円の減額につきましては、農林水産課の関係で雑入、残土処分投棄代2千137万4千円の減額が主たるものでございます。また、商工観光費の雑入につきましては、289万3千円の増額につきましては、県の大通院谷川の砂防事業に伴います物件移動補償額が主たるものでございます。

次に24ページをお願いいたします。市債でございます。市債につきましては、4億3千170万円の減額をさせていただきます。それぞれの事業量の確定に伴います起債額の調整を行なうものでございます。

続きまして、歳出の方に移らさせていただきたいと思っております。26ページをお開き下さい。それぞれ各節におきましては、減額となっておりますが、この事業につきましては、今回も歳出におきます事務事業費の確定によるものでございます。まず、1款の議会費でございますが、249万9千円の減額でございますが議事録作成委託費の減が主たるものでございます。

続きまして、2款の総務費関係でございますが、2千729万4千円の減額で19節負担金補助及び交付金の職員の派遣負担金の減額が主でございます。

続きまして27ページでございます。27ページの文書広報費につきましては、これは財源の振り替えをさせていただいたところでございます。3目の財政管理190万6千円でございますが、これは15年度旧町の市勢要覧の印刷製本が主たる大きな原因でございます。

続きの財政財産管理費につきましても、庁舎周辺等の増、また17節の公有財産購入費につきましては、28ページでございますが、県の合併交付金を財源といたしまして、第1分庁舎の建物、また第3分庁舎の建物の用地計上を3千600万円計上させていただいたところでございます。基金の管理でございますが、1億4千460万8千円の増額でございます。これは財政調整基金に1億1千643万3千円、また美土里町神楽門前湯治村育成基金に897万円、高宮湯の森基金に1千993万円積み立てするものでございます。他の基金積立金の減につきましては、基金利子分の減額が主なるものでございます。

続きまして29ページをお願いいたします。ここの中の29ページの企画費等でございますけども、これは445万2千円の減額でございますが、負担金補助交付金、生活路線バス負担金が多少増額をいたしておるものでございます。

続きまして30ページをお願いしたいと思っております。30ページにつきましては、行政情報処理ということでございますが、4千258万7千円の増額でございます。このことにつきましては、13節の委託料につきまして、国の合併補助金の毎年交付を受けまして、電算開発委託費の5年間の債務負担行為を本年度で終了いたすものでございます。一括そうした交付金を使ってですね、後に債務を残さないという方法の中で、電算に伴います債務負担を考えたいと思っております。12目の自治振興費でございますが、931万9千円の増額でございます。主たるものにつきましては13の委託料の1千170万4千円でございますが、これはサイクリングターミナル、土師ダム周辺の管理費の増額が主なるものでございます。

次に31ページでございますが、総務費の徴税費の項目でございますが、事務事業等の調整費目を掲げさせていただいたところでございます。

32ページの第3項の戸籍住民基本台帳におきましても、94万8千円の減額でございますが、これは戸籍住民基本台帳におきます、各費目の端数整理をさせていただいたところでございます。次に33ページの選挙費でございます。選挙費におきましては2千456万8千円の減額でございますが、それぞれの選挙に要した事業費を確定をさせていただき、今回精算をさせていただいたところでございます。

続きまして34ページでございます。5項の指定統計調査費の関係でございますが、このことにつきましても675万3千円減額でございます。指定統計調査事業費によります額の確定によりまして、調整をさせていただいております。

続きまして35ページでございます。3款の民生費の社会福祉費の関係でございますが、まず、社会福祉総務費の関係で1千82万2千円の減額でございますが、これは国民健康保険特別会計の繰出金が主たるもので974万5千円が主な減額なものでございます。2目の身体障害者福祉費につきましては、5千88万7千円でございますが、減額でございますが、身体障害者、障害児、また施設への支援費の確定により扶助費の減が主なものでございます。

続きまして36ページをお願いいたします。3目の知的障害者福祉費の864万6千円の増額でございますが、これにつきましては対象者の確定に伴います、施設入所支援の扶助費の増額が主なるものでございます。4目の老人福祉費につきましては547万円、それぞれそこに掲げております介護保険特別会計繰出金452万2千円、また老人保護措置費274万6千円が増額が主なるものでございます。年金等につきましては、事務調整をさせていただいたところでございます。6目の社会医療費につきましても同様事務調整をさせていただいております。人権推進費等につきましても、事業費の確定によりました、施設関係等の減額が確定になっておりますので、そういう状況でございます。隣保館につきましても同様の事業費の減額でございます。

続きまして38ページをお願いいたします。2目の保育所の運営費の2

15万5千円の増額でございますが、これは市立保育園の措置委託費、また市立保育園に伴います延長保育の負担金の増額が主なるものでございます。

次に、39ページでございます。児童手当の扶養手当の関係でございます。113万8千円、これは児童手当に伴います給付事業の調整ができたものでございます。

次に児童扶養手当の関係でございますが、341万1千円の減額につきましては支給対象者の確定によります減額措置でございます。5目の児童福祉医療公費負担事業につきましては、1千137万4千円の増額でございますが、児童福祉医療費の扶助費の増、また国県の前年度に伴います補助金の精算返納金の確定によるというものでございます。

続きまして40ページをお願いいたします。生活保護費の総務費の関係でございますが、生活保護関連の事務事業費の調整をそこでさせていただいたものでございます。続きまして4款の衛生費でございます。4款の衛生費ですが、まず1目の保健衛生総務費の関係でございますが、144万7千円の減額でございます。また2目の精神保健費の164万7千円。41ページの母子保健事業173万3千円。4目の老人保健費710万8千円の減額。5目の予防費357万9千円、保健センター費24万円の減額につきましては、それぞれ事務事業の確定によるものでございます。7目の環境衛生につきましては、1億3千789万8千円の減額措置でございます。

42ページに参りまして、このことにつきましては、簡易水道事業、また浄化槽の整備事業、コミュニティ・プラント整備事業の各特別会計の事業の確定に伴います繰出金の減額でございます。また、小型合併浄化槽の整備助成金が減額が主なものでございます。8目の診療所費でございますが、1千147万4千円の増額につきましては、診療委託料の増額が主なものでございます。火葬場につきましては、財源等の組み替えをさせていただいたところでございます。

次、43ページをお願いいたします。清掃費の関係でございますが、2目のし尿処理費の関係で1千747万円の減額でございます。清流園の処理委託に伴います減が主なものでございます。

続きまして5款の労働費でございます。この緊急雇用創出事業の112万5千円の減額につきましては、この委託事業費の額の確定によるものでございます。

続きまして44ページをお願いいたします。44ページの6款の農林水産業費、1項の農業費でございますが、農業委員会につきましても農業委員会経費の計数の整理をさせていただいております。2目の農業総務費におきましても732万1千円の減額でございますが、農業集落排水事業の特別会計の繰出金が主たる減額の原因でございます。3目の農業振興費でございますが、453万1千円の増額につきましては、中山間地域におきます直接支払事業の調査委託費の500万の増額になり、また川根の柚子

加工周辺の工事260万円が大きな増額の理由でございます。4目の畜産振興費の964万9千円の減額でございますが、畜産の事務事業の確定に伴いまして、その調整をさせていただいたところでございます。

次に45ページでございます。5目の地域営農費でございますが、351万8千円の増額は、19の負担金補助及び交付金で農業用機械助成金の増額が主なものでございます。続きまして6目の農村整備費でございますが、7千558万4千円の減額につきましては、農業関連事業費の確定が主なるものでございます。

続きまして46ページをお願いいたします。林業費でございます。林業費につきましても林業総務費につきましても、これは62万3千円の減額、また47ページに掲げております造林事業費847万9千円の減額、4目の林道整備事業費5千965万9千円の減額及び5目の治山事業1千829万2千円の減額はいずれにいたしましても林業事務事業費の確定によるものでございます。

続きまして48ページをお願いいたします。7款の商工費でございます。2目の商業振興費の291万8千円につきましても減額、また3目の観光費の35万8千円の減額につきましては、商工関係に関係いたします事務事業の計数の整理をさせていただいたところでございます。

続きまして8款の土木費でございます。土木管理費の土木総務費でございますが、825万9千円の減額、また次に49ページに参りますけども、道路橋梁費の関係の1目の道路橋梁費825万9千円、また49ページの道路橋梁費、道路橋梁総務費の118万7千円等につきましては、土木事業費の計数の整理によるものでございます。

49ページの2目の道路維持費の2千169万3千円の増額でございますが、道路維持の事業量の確定によりますものと、除雪委託費の経費にかかったものが増額の主な原因でございます。

続きまして50ページをお願いいたします。3目の道路新設改良でございます3千163万円の減額でございますが、道路改良事業の確定によりますものと、17節の公有財産購入についての増額につきましては、パークアンドライド、向原のJR向原駅前の駐車場の用地購入費ということで、計上させていただいたところでございます。

続きまして51ページをお願いいたします。河川費の関係でございますが、河川総務費の375万円の減額、4目の宅防費の296万6千円につきましても事務事業の確定によるものでございます。4項の都市計画費でございます。都市計画の総務費の関係につきましては174万9千円の減額につきましては、都市計画事業、事務事業の確定によるものでございます。続きまして2目の公共下水道費であります。1千748万8千円の減額につきましては、公共下水道事業及び特定環境保全の公共下水道事業確定による繰出金の調整でございます。

52ページをお願いいたします。まず3目の小規模排水事業の390万円の減額につきましては、事務事業の確定によるものでございます。次に

5 項の住宅費でございます。住宅管理費の 9 万 7 千 1 千円の減額、また住宅建設費の 1 千 6 万 2 千 9 千 3 千円の減額は、それぞれ住宅管理、また住宅建設事業費の確定により、計数を整理したものでございます。

続きまして 5 3 ページをお願いいたします。9 款の消防費でございます。常備消防費におきましては 5 万 4 千 0 百 1 千円の減額、また 2 目の非常備消防費につきましては、1 万 4 千 2 百 4 万 7 千円の減額。

5 4 ページにいきまして、3 目の消防施設費の関係でございますが、5 万 5 千 9 百 8 千円の減額につきましては、消防関係事務事業費の額の確定によりますものでございます。

続きまして 1 0 款の教育費でございます。まず 1 項の教育総務費、1 目の教育委員会費 7 万 8 千 4 千円の減額、また事務局費の 1 万 4 千 0 百 1 万 9 千円の減額は、教育関係の事務事業の確定、また計数の整理によるものでございます。

5 5 ページをお願いいたします。2 項の小学校費、1 目の学校管理費でございますが、1 万 5 千 6 百 0 万 9 千円の減額におきましては、各小学校の事務事業費経費の確定によりまして 5 6 ページをお願いいたします。5 6 ページにつきましては、それぞれの学校の事務事業をさせていただいておりますが、来原小学校の 1 万 0 千 8 千円の増額につきましては、修繕費の増額を計上させていただいたところでございます。

続きまして 3 項の中学校費でございますが、2 千 7 万 7 千円の減額、また 5 7 ページの幼稚園費の 1 万 0 千 5 千円の減額につきましては、各中学校、また幼稚園におきます事務事業経費の確定によるものでございます。

5 8 ページをお願いいたします。5 項の社会教育費の項目でございます。1 目の社会教育総務費 6 万 0 千 8 千 8 千円の減額、また 2 目の 1 万 7 千 4 万 8 千円、公民館費、また 5 9 ページの 4 目の人権教育費 8 万 7 千 1 千円、同じく 5 目の文化財保護費 1 万 2 千 9 万 9 千円の減額は、いずれにいたしましても事務事業の確定によります計数の整理をしたものでございます。6 目の文化施設につきましては 1 万 9 千 5 万 2 千円の増額でございますが、6 0 ページをお願いいたします。1 1 節の需用費 1 万 1 千 4 万 1 千円の増額につきましては、田園パラッツオ、ミュージズ、またそういう施設の修繕を増額するものでございます。また 1 8 節の備品等につきましては、1 万 5 千 0 万円の増額は、老朽化しております文化創造センターの照明操作盤の購入を計上したものでございます。6 項の保健体育費、1 目の保健体育総務費でございます。1 万 5 千 9 万 9 千円、事務事業によりまして減額するものでございます。

6 1 ページに参りまして、増額するものにつきましては保健体育の中で備品購入費 1 万 1 千 8 千円につきましては、グランドゴルフ用品の備品の購入を計上するものでございます。次に 2 目の学校給食費でございます。8 万 5 千 7 千円の減額でございますが、増加費用につきましては 1 1 節の需用費の 1 万 5 千 8 万 6 千円につきましては給食調理に伴います施設の修繕が増額するものでございます。3 目の体育施設 2 万 4 千 5 万 2 千円の減額でございます。このことにつきましても各施設の修繕、プール用の消耗品等の増額

するものでございます。15節の工事請負費100万円は深瀬プール周辺の舗装工事を増額するものでございます。

62ページをお願いいたします。11款の災害復旧費の予算でございます。1項の農林水産施設災害復旧費590万円の減額、また2項の土木施設災害復旧費1千836万7千円の減額につきましては、災害復旧事業の確定によるものでございます。

63ページでございます。63ページの公債費でございますが、1項の公債費の元金の1千5万8千円の増額につきましては、住宅資金貸付金の借受者から繰上償還に伴いまして郵政公社への繰上償還及びN T T消防施設無利子貸付金の繰上償還費を計上するものでございます。2目の147万1千円は利子を増額するものでございます。

以上で、平成16年度の第5号の一般会計の補正予算の要点の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

松浦議長 担当部長からの要点説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡田議員 議長、18番。

松浦議長 18番、岡田正信君。

岡田議員 28ページのね、公有財産、今分庁舎の予算の補正じゃと。3千600万円出ましたね。そうすると、ややこしいな。予算特別委員会へさっきの分庁舎買い付けというのが出ましたよね。こりゃあ、特別委員会で結論出すということですから、この補正そのものがいくとこがないようになる。800万円違やあするが。

松浦議長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。補足の説明をさせていただきます。議決要件であります2千万以上の購入価格の議決要件につきましては、1件という状況でございます。こういう状況の中で農村整備課の方の今の庁舎につきましては、当初につきましては2千800万の計画がありましたが、2千778万という数字の中と、現在教育委員会で入居させていただいております800万、予算的には2千800万円と、今の教育委員会の県の施設のものをですね、一式購入させていただくということで、3千600万円の、これは別契約ということでございますので、議決要件の範囲と、それに入っていないということで、2件の契約案件ということでさせていただいて、先ほどの分につきましては、2千万以上の契約議決ということでございますので、その数字を提示させていただいた。その際につきましては、今の教育委員会が入っております県有施設の方を購入させていただくという状況でございます。

岡田議員 議長。

松浦議長 18番、岡田正信君。

岡田議員 そりゃあそれでわかるんですよ。ただ、議決事項が予算審査特別委員会

で結論を出すということになりますから、この2千7百なんぼの庁舎の予算がここへ入っていると。そこでそこはどんなかと。これはできんじゃないかと。この補正そのものが。

松浦議長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。いろいろ議会の方の中で、議案の審議の過程という状況の中にもあろうかと思えます。当然、本定例議会の方に本議案とさせていただいて契約議決と予算議決と出させていただいておりますけども、予算の執行ということになりませば、当然、契約条項に係ります案件につきましてはですね、その議決をいただかないと、執行できないということでご理解をお願いしたいと思っております。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 暫時休憩をお願いします。

松浦議長 暫時休憩といたします。

~~~~~

午後7時32分 休憩

午後7時50分 再開

~~~~~

松浦議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

田中議員 議長。

松浦議長 3番、田中常洋君。

田中議員 今、総務部長よりこの一般会計の補正予算の説明を受けたんですが、この説明の方法なんですが、いわゆる林業費とか民生費とか学校教育費とか、そうしたところも全部総務部長一人で説明していただくというところの質問なんですが、やはり全部を総務部長が把握するということは、大変苦痛だと思えますよ。大変なことだと思えます。それで、説明の仕方も今のような説明になると思えます。ですから、ここの中でも大きな減額が、どこですか、林業費でも5千万あまりの5千900万ですか、ありますが、これもサラッと数字を説明されるだけで終わるといようなことになる。これはどの路線がどういう理由で執行できなかったかというような説明がなされないか。それは総務部長でなしに、各担当の部長さんが各支所から集約を受けたものを総務部の方へ出されて、それを財政の方とでこの予算書をこしらえたと思えます。ですからその集約をされた本庁の部長さん等が順次説明していただくと、より親切な分かりやすい説明になるんじゃないかと思えます。今日のところはそりゃあもう、していただいたんですから、分からないところをお尋ねすればいいわけですから、それは今日のところはなんなんですが、今後そういうところもちょっと考えていただき、教育委員会のところは教育委員会の方で説明を受ければ

んじゃないかと思うんです。

それで、質問のついでで1つお尋ねするんですが、基金のところですね、高田工業団地云々という基金があって、その減額が大きなんがあったと思うんですが、そしてその歳出の充当は基金管理になりますよね。基金の方の。そこになると思うんですが、減債基金の下の方ですかね、高田地区工業団地下水処理場の基金と、この基金についての中身の内容についてをお尋ねしたいことと、そしてもう1件は、教育委員会で19ページですか、教育費の県の補助金でわがまちの教育支援事業費の補助金を受けるように計画しとられたんが、120万ほど減額になっておりますが、これは歳出の方だったらどこへ充当されてどういう事業をされるんだったのか、ちょっとこういう事業、私初めて耳にしたんでお尋ねいたします。

松浦議長 答弁を許します。総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 高田地区工業団地下水処理場基金利子という項目を設けておりますけれども、これは旧吉田町の県営工業団地を建設をしていただきました。そういう状況の中で、ちょうど工業団地の進入路の中央部分になるかと思っておりますけれども、県の方でその団地の全部を下水処理場を整備させていただいてですね、その基金が当初は1千500万ばかり県の方から交付されて、旧町の方で管理をさせていただいた状況でございます。この状況につきましては、今後下水処理場関係の配管がですね、完備されればそれと接続すればある程度解決するんであろうと思うわけでございますが、まだそういう状況等にはなっておりません。現県有工業団地の団地の中にですね、誘致しておる企業の負担を持ちながらですね、この運営をいたしておる状況でございます。現在、1千884万5千円の基金の末を持っておりますけど、その今日の状況におきましては利子等は非常に減額という状況になっておりますので、減額につきましては1万円を減額させていただいて、将来的にはそういう処理場をですね、ある程度下水処理完備になればこういうものは自ずと整理はできてくるんじゃないかと思っております。以上でございます。

松浦議長 引き続き答弁を求めます。

教育次長、杉山俊之君。

教育次長 19ページの8の教育費県補助金120万6千円、わがまちの教育支援事業補助金の関係はですね、55ページの10款教育費の2目の事務局費の中に関連がありまして、国県支出金、の120万6千円で落としております。この事業は、15年度で県の事業が終了いたしましたので、16年度へ誤って継続したことで計上しておりましたが、この3月で全額補助を落とさせていただいた経過でございます。これは基礎学力の補助金、研修費等の補助金でございます、15年度までは向原、吉田の小学校でそういう事業をやっておったわけでございます。以上です。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

金行議員 議長。

松浦議長 12番、金行哲昭君。

金 行 議 員 はい、12番。1点お聞きします。まず総体的にこの分は16年度は合併してすごく難しい予算の中に、精査して減額ということで今お聞きしたんですが、総体的にこの16年度やられまして、どういうんですか、もとの予算に順当に進んでいるという感じでおられるか。減額があるのは初めは仕方がない部分があるかもしれませんが、精査して順当に目標いうんですか、達成しておられるか、感想を市長なり総務部長なりお聞きしたいんですが。目的いうか、目標に進んでおられるか、今の予算までのもう1ヵ月の予算執行しかないが、そこらの感じをお聞きします。

松 浦 議 長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 こういう基本的に本予算に16年度の予算につきましては、4億6千768万という大きな数字の減額していく状況にはなっておりますけども、非常に財政のどういいますか、財源確保といえますか、本当に今回のまだ財調基金の方にですね、3億数千万は基金を積み立てられるという我々財政の方は予想を持っておりました。現在、今の特別交付税を2億1千万のその穴埋めを今回補填しとかないとですね、特別交付税が3月に交付されるときに2億の財源の確保いうたら、大変な状況になるうかと思えます。それがなかったらですね、3億円は財調基金の方に組み替えられるような考え方を持っておったんですが、まさしくも2億という数字は思ってもいなかった数字でございます。大体よくいっても1億2千万ぐらいかなという。旧町今まで災害復旧等を行われてですね、やはり2千万ないぐらいはですね、特別交付税が落ち込んでおったのは現状でございます。今回の新潟中越地震においては大規模な災害ということでございますので、そちらの方に優先的に送りをされたように思っております。

それと、今回の16年度の予算につきましては、6月のスタートという状況の中で非常に工事がですね、発注につきましては7月以降の発注になっとるものがございます。多少繰越事業等も構えをしておりますけども、基本的には今回の財源、特別会計等の財源の繰り出し等につきましても減額という措置も取らせていただいておりますけども、やはり来年度に対する財政負担等も考えますに、できるだけ事業費を繰り越す。当然3月末までは完了しないわけですから、ある程度前期部分は17年度に構えます16年度の予算でできるだけ早く工事をするという考え方の中で整理をさせていただいたところでございます。どちらにしましても16年度におきますある程度の事業の見直し等もですね、実施をさせていただいて、繰越明許もできるものはできる、ある程度事業を調整して減額できるものは減額して、17年度の今回の新たな予算の方に組み入れられるような財源の仕組みを、今考えさせていただくとところでございます。以上でございます。

松 浦 議 長 他に質疑はありませんか。

青 原 議 員 議長。

松 浦 議 長 11番、青原敏治君。

青 原 議 員 11番、青原です。7ページの債務負担行為補正のことで、私が聞き漏

らしたんかどうか、ようわからんのですが、人的委託業務費用ということで3億452万4千円という大きな額が掲げてありますので、できれば詳細にわたって説明をいただければありがたいなというように思います。よろしくをお願いします。

松浦議長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。今回の行財政改革のその先行する一端のひとつの事業といたしまして、非常勤職員、また臨時職員、またそういう職員の賃金カット、そういう状況の中でもですね、総合的な観点の中からのこの事業の行革の一環のなかで、この事業も取り組みをさせていただいたところでございます。本来であれば、4月の17年度の予算の中です、スタートすればいいというわけなんです、当然この16年度中にですね、3月一杯までにですね、整理をしておかないと、4月1日に事業を動かすことができません。そういう状況の中で今回全体の17年度に予算計上いたしておりますものをですね、あわせて今年度16年度から17年度にこの人的支援に伴います事業の債務負担行為を計画させていただいたところでございます。当然、いろんな角度で人選とか、その業者との対応、そういうことも、事務作業を進めるためにですね、こういう措置を取らせていただいたというのが実情でございます。よろしくをお願いします。

今村議員 議長。

松浦議長 16番、今村義照君。

今村議員 はい。2点ほどお伺いをいたします。22ページの貸付金元利収入の件でございますが、そこに住宅新築資金貸付金の元利収入が2千万計上されております。これは何件でですね、なのか、その中身についてお知らせを願いたいのと、先ほどちょっと出かかっておりましたが、47ページの林業費の関係で、林道整備事業費の件でございます。当初の予算からですね、大幅に減額されてるようですが、この特に新設改良費の減額が多いわけでございますが、あまりにもこの当初の予算と比べてですね、大きすぎるので、その中身についてお知らせを願いたいのと、できなかつた理由があればそこら辺も含めてご説明願いたいと。

松浦議長 答弁を求めます。

市民部長、廣政克行君。

廣政市民部長 議長。22ページの住宅資金の貸付金、滞納繰越金の元利収入でございますが、2件の納付でございます。全体としては233件でございます。

松浦議長 引き続き、答弁を求めます。

産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 47ページの林道整備事業費の中で、説明欄で林道新設改良費補正限の5千964万8千円となっております。節の中で工事請負費が減の5千500万となっております。当初計画では3路線の林道の整備を予定しております。これは旧町からの引き継ぎの中で、継続して2路線については引き続き16年度に引き続いて、それから新規路線として1路線を計上し

ていたものがございます。いずれも県補助事業でございます。

ご存知のように、県費の補助事業が非常に近年縮小されてきております。これまでも町単位ですと大体県の割り当てが1路線、補助ベースでいきますと1千万か1千500万、事業費で2千万か3千万の割り当てがいただいていたわけですが、16年度安芸高田市の場合は継続をしておりまして2路線についてのみの補助を割り当てをいただいて、執行して参りましたが、それがいまして、1路線の新規分については、事業費5千万でございましたが、これを全部今回補正減をさせていただいたものでございます。

松浦議長 他に質疑はございませんか。

杉原議員 議長。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

杉原議員 30ページの目の12、自治振興費の13番委託料1千170万4千円の内訳の内容ですね、内容を説明いただきたいと思います。

松浦議長 答弁を許します。

自治振興部長、田丸孝二君。

田丸自治振興部長 款2の総務費の款1総務管理費の12、自治振興費の委託料1千170万4千円の増額でございますけども、これはサイクリングターミナル及び土師ダム周辺の公園等の管理の委託費用がございまして、これに伴うものでございます。サイクリングターミナルにつきましては、当初8千376万円を予定しておりましたけども、936万2千円の補正をお願いするというかたちになっております。また、周辺管理につきましては、2千528万円の当初の予算でございましたけども、265万3千円。合わせて1千201万5千円。これを今回補正をするものでございます。これにつきましては、施設が老朽化してだんだんやはり入込客が少なくなっている状況と同時に、実は秋に台風等が襲来をして団体客等が大幅に減少するというふうな状況がございまして、このような大幅な減額になったということでございます。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はございませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい。10番、熊高です。先ほど青原議員が問われた人的委託業務、これは総務委員会でも聞かせていただいたんですが、かなり業者も決まって説明会にも2回目も歩いていただいたということで、かなり受ける方の皆さんも、かなり理解が深まったということを聞いておりますが、まだ我々の方も具体的に業者がどこで、どの部分をどこの業者にやるんだというふうなところまでは聞いておりません。ですからこの3億400万あまりの大体の内訳ですよね。今回初めての事業でもありますんで、議会の方にも周知徹底という意味で、もう少し内容の詳細な部分ですよね。説明をいただきたいというふうに思います。

それから、もう1点、これは教育委員会の分室になるのか、甲田分室になるのか、補正予算という関係も多少あるんですが、中身は聞いてみると

分からんのですが、最近この12日ですか、ミュージカ何かで文化的な事業で映画を上映されるということですが、「北の零年」ですかね。これの上映をされるということで、入場料は無料なんだというふうに現在チラシが配ってありますけども、これの事業主体と、これが「北の零年」じゃけえゼロ円になったんじゃないと思いますが、そこらの経緯をですね。というのがだいぶ前に他のそういう活動とですね、整合性という面から言えば、やはりこの時期しっかりとした対応をしておらないと、各町に分かれておった時にはそれぞれ、あそこの町はええよねということで済んだんですが、安芸高田市一本化された中で無料のところがあ、この間吉田では文化講演会700円取ったとかというようなこともありましたけども、そこらの流れというのはどんなふうに整理されとるかなということ、もしかその文化講演会かなんかの人材がなくなって、その映画にしたとかいう流れも聞いたんですが、そしたら予算が余ったんじゃないかなという気がするんですが、小さい数字かもわからんですが、大きな全体の市民に対するそういった感覚から言えば、どうなんかなというところで、1点お聞きしたいというふうに思います。とりあえずそれでお願いします。

松浦議長 答弁を許します。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 はい。この人的支援といいたいまいしょうか、当然、この業務委託という中で、そういう業務の委託という考え方でありましてなってますけど、あくまでもそれぞれの職員さんの派遣を願うというかたちのルールを取らせていただいております。一般会計で3億452万4千円の計画につきましては、今の保育所関係につきましてはやはり今まである程度全国的にも経験豊富であります、東京に本社を持ちます株式会社大新東という業者がございます。そういうところに今回お願いをさせていただいたところでございます。大新東の保育所につきましてはそういう状況の中で1億2千400万ばかりの事業をそこに計画をさせていただいております。あとの差につきましては各施設関係、旧吉田町からいろいろ施設の管理についてはですね、ノウハウ等を持っておりました関係上、安芸高田市の地域振興事業団にその他の施設、体育施設とかですね、給食センターの施設、そういうところについてはそういう業務の支援をするということで、派遣的なかたちを取らせていただいております。その3億と1億2千ですから、約1億7千万ばかりを市の地域事業団に委託をさせていただいておるという状況でございます。全体的には3億452万2千円の、これは当然、業務の委託の関係によるわけですから、社会保険料の2分の1は、当然、雇用主の負担ということになりますので、現状の計画ではそれも含んだかたちの中で総括をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

松浦議長 答弁を許します。

教育次長、杉山俊之君。

杉山教育次長 ミュージックでやります映画鑑賞会の件でございますが、一応当初は文化講

演会ということで甲田教育分室の方で計画をしておりましたけど、今までいろんな6つの教育分室でいろいろ同じような行事を持っておるということで、今回映画の方へ切り替えたというふうに聞いております。それで、文化講演会で講師を呼ぶと、約100万円あまりの講師料が要るわけですが、今回映画の鑑賞ということでちょっと金額は定かに覚えておりませんが、100万円以下で借り入れられるということと、今「北の零年」が封切りで人気を博しておるので、安芸高田市の市民の人にもですね、映画館でなくミュージアムの方へ鑑賞に来て欲しいと。それで、無料にするか取るという関係でございますが、いろいろやり方がありましてですね、いろんな各教育分室でやっておられるんが、直営の場合もありますし、実行委員会で有料でやる場合がありますが、今回は直営でやるということで、予算の方を利用させていただいて映画の鑑賞会を開催するというふうに聞かせていただいております。以上です。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 総務部長の方に、できれば大新東とか、そういう会社も中身が全然わかりませんし、具体的ないろいろ見積を取って決めたという経緯もあるようですから、そこらももう少し資料でも出していただいいてですね、しっかりとしたわかりやすいものを出していただくというかたちがいいかなというふうな思いがします。

今のミュージアムの関係ですけども、予算の大小に関わらず、その講師の分が100万円かからなかったから、直営でタダにしたということですが、そういう予算の使い方をしていいのかどうか、かなり疑問が残ると思うんですよね。1万円でも、そりゃあ千円でも必要な予算として組んだものを、たまたま講師がおらんから余ったということで無料にしたというふうな感覚でしか聞き取れんのですね。それこそ市民にそういった使い方をどうなるとんかと言われて、果たして返答ができるんかどうか。こちらについてのお考えを再度お伺いしたいと思いますし、もう1件、これはさっき言っておりますが、27ページの財産管理費の庁舎管理費が1千400万くらい減額になってますね、これの中身をお伺いしたいと思います。

松浦議長 まず総務部長、新川文雄君、答弁を求めます。

ちょっと、答弁が時間がかかるようですので、こちら、教育長の方に。教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 はい。3月12日に予定しております「北の零年」であります。ご指摘をいただきますとおり、町村によりまして今までのようなケースがございまして、統一が取れてないということが、私はあると思います。これまでににつきましては、次年度につきましては統一したやり方を取っていきたいと思っておりますし、併せて考えておりますのは、同じようなことがそれぞれ行われるとということもありますので、年間を通してですね、どこかでやっておるといようにしないと経費の無駄遣いと言われても申し訳ないと思っておりますので、次年度につきましては、こちらの方で

チェックをいたしまして、同じようなことがないように努力させてもらいます。以上でございます。

松浦議長 続きまして、総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 財産管理費の関係でございますが、一番大きなウェイトでございます工事請負費の減額というところが、一番大きな減額で1千45万円が主たる事業の減額でございます。このことにつきましては、現在庁舎周辺等ですね、駐車場の確保をあたらせていただいております。そういう関係でいろいろ交渉過程の中でですね、2つのパターンがありまして、農地のままで借りて市の方で造成工事をする場合と、相手方の貸せる方の方で工事をしていただいております。それで、今回は工事の完成を見、というかたちの中で実施をするという計画があった関係で、市の方でそうした工事関係ですね、予算を立てて持たせていただいておりますが、そのことが不要になった関係で、これにつきましては1千45万円の減額が大きな要因だと思っております。

業務に係りません関連性につきましては、現在限度額につきましては3億400万ばかりの数字を掲げさせてもらっておりますが、現状の4月1日からですね、発足いたす、派遣の詰めというのはまだ現在進行中でありまして。日々の相手方との交渉過程の中で、それとか、また職員の人事の貼り付けによってですね、また変わるという可能性もあります。そういう状況の中で、考え方の整理はですね、今後特別委員会の中でですね、ご説明をさせていただきたいと思っております。現在で、今債務負担行為を取らせていただいておりますのは、こういう今の現状の事務を取らせていただくという過程の中で、今3億の数字を取らせていただいておりますから、当然今の考え方を整理しとるものについては、特別委員会の中で明らかに説明をさせていただきたいと思っております。

松浦議長 他に質疑はございませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい、議長。7ページですね、先ほどの同僚議員の質問に関連するんですけど、先ほど言われました大新東が受けたと言われてましたけど、この資料によるとエヌ・アイ・サービス株式会社大新東グループとなってるんですけど、大新東との絡みはどうなってるのかと。どういうグループ会社であるかということですね。大新東、大新東とばかり説明を受けておったんですか、実際に受けた会社名が違ったというのがあるんですけど、その説明をしていただきたいのと、それからその中に入っている資料ですね、保育園というのはちょっとこの中に入らないですね。学校はあるんですけど、保育園の実績がどれくらいあるのか、はっきりちょっとこれだけじゃ分からないんで、どれくらいの実績を本当にお持ちなのか、どれだけお持ちなのか知りたいのがあります。

それから、今回のですね、この中には児童クラブ等ですね、臨時職員

さんも入る方もおられるかと思うんですけど、今回児童クラブの料金について、改正されまして、3千円というのが、一律3千円というのが決まりました。それで4月1日より適用されるんですけど、その3千円というのは、委託されてるんであればですね、委託会社にこの3千円が入るわけだと思うんですけど、その根拠ですね、その辺りはなぜ3千円になったのかということをお教えいただきたい。

それからですね、先ほどのやはり同僚議員の関連なんですけど、林道整備、これについてですね、5千万まったくなくなったというのは新規のところを中止したという話しなんですけど、これは完全中止なのか。また、どこの路線を言われてるのか、それをお願いいたします。

松浦議長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 今回のこうした業者の選考につきましては、先ほどありましたような大新東というようなことの状況で、取り扱っている項目ごとにこの派遣の要領によってですね、エヌ・アイ・サービスがある程度取り扱っているものもありますし、そういう状況の中で今暫定のもので今整理をさせていただいておるのは事実でございます。ただ、他市の場合等もですね、この企業というのは4社ぐらいの企業のいろんな角度でヒヤリングをさせていただきましたところで、いろいろこうした先進の事例でもこの業務の派遣というのを先進に実施されておるといふのを、我々も認知をさせていただくととととでございます。

先ほどの3千円ですね、単価とこの派遣というのは別な角度でありまして、当然、この児童放課後保育というのは行政の方で実施するわけでありまして、それはもう別な保護者負担に影響するとかですね、そういうことはございません。当然、その職員の派遣にしましても、それは行政の方できしゃつとしたルールの中で派遣をして、放課後保育をするわけでありまして、その3千円の負担をその会社の方に流用するというような状態にはなっておりませんので、ご理解をお願いしたいと思っております。

松浦議長 続いて産業振興部長、清水盤君。

清水産業振興部長 林道の具体的な路線名等のご質問でございますけど、3路線の内、事業中止ということではございませんので、今年度の実施を見合わすということでございます。路線は吉田から向原へ越える路線名は入江戸島線という路線名になっております。これが15年度の事業で投資効果等の調査を行っております、これらの県との調整が16年度で行う予定でございますが、予算的な計上の段階で市と県とのそういった連携がちょっとマズイというようなこともございまして、当初予算にいれております5千万を計上しておったわけですが、補助金の内示といたしましては、割り当てをいただいた額といたしましては本年度が1千874万円の補助金でございます。大体事業費で3千600万円あまりの事業割り当てで、今年度事業を実施したものでございます。これを継続で実施してございました2路線へ充当させていただいたということでございます。入江戸島線につきまして

は、引き続き計画の調査設計等についても17年度にも引き続き実施をしていきたいというふうに考えております。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい。すいません。できれば4社の中から選択されたと言われるんですけど、どのあたりにこれをされたのか、もし公表できればお願いしたいと思います。また、3千円ということですね、この文章を配られて、保護者の方に説明されたということを知りましたが、保護者の方に説明をされたのは3千円が児童福祉手当が出るんだから、それから払ってもらえればいいんだからということで、説明をされたように聞いてますけど、そのあたりですね、なぜそれがちょっと補正とは関係ないと言われるばそれでまた別のところで質問したいと思いますが、なぜそれが3千円になったのかということで、答弁をいただきたいのと、教育委員会の方に1つお願いがあるんですけど、先ほどの関連なんですけどね、やはりいくらそれだけの予算があるから無料で映画を上映するというんじゃなくてですね、やっぱり企業的な観念に立ってですね、300円ないし500円でも取っていただければですね、それでまた新しい事業が興せるというね、そういう感覚を持っていただければ非常にありがたいと思います。よろしくお願いします。

松浦議長 まず、答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 先ほど熊高議員さんにご説明をさせていただきましたように、本特別委員会の方でもですね、この内容的にしましては充分ご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ、大新東というのはそういった総括をする総合的な今の会社のところでありますので、我々は絶えず大新東ということで説明させていただいております。その中の分類を分けて園内サービスとか給食サービスとか、いろんな角度で事業実施をさせていただいておりますので、そういう今後においては部門の中で簡潔な契約締結ができてくるんだろうと思っております。以上でございます。

松浦議長 教育長、佐藤勝君。

佐藤教育長 はい。先ほどのご意見でございますが、先ほども答弁させていただきましたように、大変重く受け止めておひまして、次年度に活かしていきたいと、このように思っております。以上です。

松浦議長 答弁を求めます。

福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい、失礼いたします。児童クラブの保護者負担の3千円の件でございますけども、ちょっと手元に各クラブの方がいくらもらってるかというのがちょっと手元へ持っておりませんが、基本的には旧町時代ですね、放課後児童クラブについては月額いくらというかたちで保護者から負担をいただいております。そうした中で年間1千500円いうのと、月

額2千500円徴収されているところがございます。ということから、じゃあいくらが妥当かなということで、保護者の方も就労するために児童クラブっていうのは預けられるわけですよ。いうかたちの中で受益者負担というところも少しは考えていただきたいということで、年間1千500円だったのが月に3千円になったと、上がったというかたちにはなるんですけども、そこらは旧町時代のことがございまして、それで合併協の方でも協議をされた中で、やはりそれだけの受益者負担ですよ、ということは考えなくてはいけないということで、3千円にさせてもらったという経過がございます。ただ、各町今までのいくらだったというのを、私今手元に持っておりませんのでまた提出させていただきたいと思います。お願いいたします。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

亀岡議員 議長、20番。

松浦議長 20番、亀岡等君。

亀岡議員 本来、夜行性でありますのでいよいよこれから元気を出していきたいと観念をしまして申し上げたいと思います。とは言いましても市民の貴重な税金といいますか、予算の主権者であります立場から、いろいろ質問は真剣にですね、取り組んでいかにゃあいけんと思いましてお尋ねするわけですが、この先ほど来ございました人的委託業務費用。

実は合併が進められてきます経緯の中で、当時は6町であります。町民の皆さんにサービスは厚く、負担は軽くというようなことが盛んに言われてきたわけでありましたが、そうした中でそれぞれの市民の立場で今日情勢下、いろいろ様々な事情が起きてくるわけがございますが、今回この臨採の人あるいは非常勤勤務の人、それぞれですね、突如として起きてきた出来事というような感がですね、強いと思うんですね。合併問題をいろいろ当事者として進めてきてですね、当事者としての我々におきましても、予想なり、想像以上に厳しい局面であるというふうに認識をするわけですが、そのようなことでですね、当事者にとりましては何としても詳しいですね、先行きについても、また当面の事柄についても、詳しいことが知りたいということは随分あったんですよ。通り一遍の説明でどうもなかなかわかりませんと、どうなるんか。というようなことですよ。それは先ほど来、答弁される中でこれからもそういった点の理解は十分得るように進めていくんだというようなことが言われておりますし、そうでなくてはならんと思います。ただ、私が思いますのにはですね、民間委託なり、ここでどういうふうに理解をすればいいかわかりませんが、安芸高田市地域振興事業団を通しての派遣というようになってくる、それらにつきましてですね、実際はなかなか現場にとっても当事者にとっても、厳しい局面が予想されるんですよ。ある分野においてはこれまでの人員がですね、3割も4割も削減されるというような中で、働く時間は増えるし、賃金は下がるというような状態がありますよね。それが先般新聞にも出ておりましたが、総務部長さんがおっしゃっておられるには、これまでの雇用の仕方には、法

に照らして違法的なですね、面もあると。その是正をするんだというふうなお話しでした。それはいろいろあるとしましても、当面、今ですね、早く言えば、年度の変わり目にですね、駆け込み的にですね、対処対応されたというのが実情だと思うんですね。それで、そうした派遣会社等との関係がどのようにこのことについては進めていかれるんか、対応していられるんか、よくわからんのでお尋ねするわけですが、それを今回手がけた市としてはですね、考え方として17年度は試行期間であるというふうなですね、考え方を持つべきで、持ってやっていくべきではないかというふうに思うんです。ここで決めたことがバッチリそのスタイルで進んでいくのか、それとも1年間やってみて改善すべきことが必要なことが起きてきたら、それはそのようにやっていくのか、そこらについての考え方をですね、私としましては今申し上げましたように、試行期間であるという考え方に立ってやっていただくのがいいんじゃないかと、このように思うんですが、そこらの点についてはいかがでしょうか。

松浦議長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 この取り組みのことにつきましては、2月21日の市議会の全員協議会の中でも皆さんのところの方に資料を提示させていただき、基本の考え方につきましてはご説明をさせていただいたところでございます。その夜から6日間にわたりまして、各夕方5時からですね、各関係支所等におきましての説明会をさせていただいたところでございます。ここまで来る過程の中はですね、合併を昨年3月1日にさせていただき、いろんな角度の中の16年度についてはですね、問題点多くあることがあったのは確かな問題点であると思っております。予算編成につきましても今まで実施したことをすぐやめるかといえばやめられませんが、そうはいいまして合併し、財源的なことにつきましてはですね、苦慮するということが現状だと思っております。そういう状況の中で総務においては行財政改革の事務をこの16年度にですね、進めてきたのが現状であります。その末端の12月末まで整理をしたことがですね、行革の大綱を作成するというところで行政内においては本部会議、また対策本部、また幹事会、いろんな角度で今日まで詰めてきたかたちがあるかと思っております。ただ、非常にいろいろご心配をいただいておりますのはですね、職員の方の不安的なかたちもあるかと思っておりますけども、今回は先行的な項目の中をですね、5つほど絞ったかたちの中で進めさせていただいております。ただ、臨時職員と非常勤の職員だけではないわけですね。まず1点については、先ほど来から条例化しておりました今回の合併の基本でありますまちづくり委員会の設置条例、その次につきましてはやはり公営企業法人の派遣等も考えております。また、事務権限移譲にかかる体制の整備、県土木等、また今回県の方から権限移譲されますけども、そういう体制をですね、どのように市としてスタートするかということが、4月1日のスタートであるかと思っております。

次に、やはり一番大きな問題がですね、定員管理の問題と、給与の適正化というところが一番大きな問題であろうかと思っております。そういうことで、給与制度の見直し、また、3月末日をもって退職勧奨、こういうことも実施をさせていただいております。それと同時に非常勤の特別職員と臨時職員の対応をどのように考えるか。4項目については公共施設の委託業務、行政が全部管理するんじゃないで、委託業務にしたかどうかということも問題点として最終的には第3セクターの経営状況の実態、そういうのも見直し、そういうことと補助金団体の見直し。行革の大綱をですね、提言を受けるまでに17年度に予算反映しようじゃないかということが市長の特命事項で先行出てきたわけでございます。そういう状況の中である程度今回につきましてはですね、今まで我々が経験したことの無いことをやるわけですから、当然我々に対しても不安的要素があると思います。ただ、そうはいいまして今までやっていた業務をですね、4月1日から停止するというにはなりませんので、業者とその各施設派遣する施設、それを直にやったらですね、非常に混雑するんじゃないかと思っております。総務部の中に給与の方の担当の中に1人専任を置かせていただいて、それでコーディネーターが取れる体制をですね、17年度についてはスタートをさせていただきたい。いろんな角度でやはり我々は今まで1人の職員をですね、何年も雇用できる基本的にはボーナスまで出た団体もあるわけですね。それは当然違法的なことですから、だからそういうことを市になったわけですから、やはり雇用関係の明確化、そういうところもある程度、ちょっと試行錯誤という状態もあるかと思いますが、やはりある程度民間の知恵もですね、我々行政も取り入れる必要があるんじゃないかなということ根底に置かせていただきたいと思います。

いろんな角度で議員の方の皆さんからご心配をいただきますようにですね、当然はいじゃあ、これを取り組んだから、それを全部そいじゃあ100%の減額になったよというようなことにはならないと思っております。当然この17年度試行錯誤の中で実施を取り組ませていただいてですね、当然あるべき成果と課題というものを生み出して、次の年度でまた行革をかけていくという状況をとらせていただかないとですね、なかなか難しい問題もあるんじゃないかというように思っております。我々も初めてこうした取り組みをするわけですから、いろんな雇用体系のですね、法律の中で、ある程度行政も取り組んでいかれるものについてはですね、またそういうことも取り組んでいかなければなりませんし、まず一歩としてそうしたこういう状況をですね、取り組ませていただきたいと思いますというように思っております。当然、ご指摘いただきますように、充分17年度については実施に向けては精査をし、その移行をスムーズにさせていただきたいという考え方を持っております。よろしく申し上げます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい。今の答弁の中でありました、今回のこの人的委託業務費用がですね、実際には経費削減につながってないと言われましたけど、実際にですね、臨時職員の方はですね、非常に困るとるわけです。なぜかという、今度から時給が900円になります。それに対しては減額があるわけですよ、皆さん。今までの生活に対してですね、日にでもやはり2千円ぐらい変わるようなね、ことが出てきてるわけです。本当に市民のそういう人の立場に立って考えるのであれば、もう少しですね、臨時職員を有利にですね、そういう移行ができるようなですね、考え方をなぜされなかったのか、もう少し市民の身に立ってですね、行政の方も考えていただきたいと思えます。

松浦議長 答弁を求めます。

総務部長、新川文雄君。

新川総務部長 当然、先ほどから言っておりますように、16年度につきましてはですね、合併前で単価が高くなってるんですね。そういう状態。それはですね、どういうことかと言いますと、臨時職員さんにボーナスが出るとるんですね。だからそういうことは決してできないことなんです。だからそれを16年度で暫定としてそれを取り組んだために、臨職さんなりあるいは非常勤職員さんにはいろいろなかたちの中で今回ご迷惑をかけますけども、現状のある程度の類似団体ですね、日額単価の方に調整をさせていただいたということでございますので、これが今回のこうした合併に伴います今までの旧6町のやっていたことを、この1年かけて調整をさせていただいたということでございますので、決して市民の皆さんのですね、収入額を減額ということではございませんので、その点をご理解願いたいと思えます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 最後の1回ですので、貴重なんで確認をするんですが、岡田議員さんが冒頭言われた、今の公有財産購入の件ですよ、これは議論としてはうやむやになったんですけども、第1分庁舎ですか、第2ですかね、あっちは。第3が教育委員会ですわね。第1が産業振興部よね、あっちの方は後委員会付託になっとるんですが、この予算が通ったら、第3庁舎だけは先に買うつもりなんじゃないでしょうか。あるいは全体の流れを見て、最終的に判断はしていくということなんじゃないか。

もう1つは、何かの席で言いましたけども、建設部がおる第2庁舎ですかね、あれは。分庁舎、あれも含めてといういろんな話しもあるわけですよ。結局私が言いたいのは、あんまり深く議論すれば現在の特別委員会で検討しとる第2庁舎の建設に関わってくるんで、深くは言えませんが、そこらの全体の見通しというのが我々に示されるんですね、結局。その中で判断をせいということですから、その市長のお考えをしっかりと聞かないと、この予算自体の判断ができないというふうに私は考えるんで、最後の質問として市長に確認をさせていただきたいと思えます。

松 浦 議 長 答弁を求めます。

市長、児玉更太郎君。

児 玉 市 長 ご存知いただきますように、今3ヵ所に分散しているという事実はあるわけございまして、そういう意味で文化ホール、第2庁舎は是非とも早くやらせてもらいたいということでご理解をいただきながら、今設計の段取りをしておると。こういうところであります。併せて現在の農林が入っておるところについても、私は2千700万なら私は買い物であろうと。しかも下は土地はもと普及所に吉田町が提供した市有地であると、こういうことなんで、そいじゃあそれを何に利用するか、無駄じゃあないかという論も、その言い方によってはあるかもわかりませんが、私はこれは有効に使える施設であると、このように思っておりますので、いろいろご意見はあるかと思いますが、是非ともこの普及所の後の農林がおりましたところの買収についてはですね、ご理解を賜りたいというように思うわけございまして。先ほど来、お話しがありますように、条例が通らにゃあ予算の執行はできんということは我々も充分承知をしております。しかし、是非ともこのことについてはご理解を賜っていい方向に結論を出していただきたいというように思うわけございまして。

松 浦 議 長 それじゃあ、暫時休憩します。

~~~~~  
午後8時53分 休憩  
午後8時54分 再開  
~~~~~

松 浦 議 長 再開をいたします。

児 玉 市 長 現在の中電の施設につきましても、これは合併協議の中で、吉田町が先行取得した方がいいんじゃないかという意見もあったわけございまして、なかなか中電との交渉が金額面で折り合わなんだということもあるわけございまして。なぜそれは必要なかと言いますのは、今、隣に資料館があるわけです。資料館の倉庫がもう満杯になっておると、こういうことで、もしそれが安く手に入れば、やはり資料館の倉庫を別に建設するよりか、かえっていいんじゃないかと、こういう話しもあったわけございまして、今の状況ではちょっとなんぼ交渉してもですね、こっちの思うようなところにはどうも行きそうにないと思いますんで、これはやはりちょっと時間がかかるような気がいたしますが、あそこは絶対市が買わにゃあいけんというものでないわけございまして。したがって、もう1つの教育委員会のあとについてはですね、これは約2反、あそこはあるわけございまして。土地は。したがって、建物そのものはもうちょっとなかなか使えんんじゃないかと思いますが、特に吉田病院がですね、今非常に駐車場がなくて困っとる問題があります。先般も議長さん、副議長さんも含めて吉田病院との協議会もやったわけですが、あの席ではとてもそがあな問題は出せる状況ではなかったわけですが、前々から小さいこれぐらいの溝を挟んで吉田病院の駐車場と陸続きとなっておりますんで、吉田病院としてはもう喉か

ら手がでるくらい欲しいところではないかというように思います。そういう意味で、先般来、その安芸高田市の公的病院として、吉田病院の支援というようなことも出ておりますので、これは今、私個人の考え方ですが、もしかそれが取得できればですね、すぐにでも有効に利用できる2反の土地が確保できると思いますし、吉田病院もただじゃあもらえんという気持ちもあるようでございまして、これは損得なしで私は行けるんじゃないかと。ただ、県は吉田病院へ払い下げするわけにはいきませんので、やっぱり市へまず払い下げをするということが前提じゃないかというように思います。まだ、これは公式に皆さんに話しをしとることじゃあないんですが、そういうご質問がありましたので、私の、今、私的な考えとして申し上げたということでございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第30号、平成16年度安芸高田市一般会計補正予算（第5号）の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

松浦議長 ここで、暫時休憩といたします。9時10分まで。

~~~~~

午後9時00分 休憩

午後9時10分 再開

~~~~~

日程第48 議案第31号 平成16年度安芸高田市国民健康保険

特別会計補正予算（第3号）

松浦議長 揃っておられますので、休憩前に続き、再開いたします。

日程第48、議案第31号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算第3号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 はい、議長。議案第31号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千110万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ33億9千958万6千円とするものでございます。よろしくお願いいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 議長。

松浦議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 はい。それでは16年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算第3号についての要点の説明をいたします。

本補正予算は、平成15年度の療養給付費負担金の精算と、平成16年度保険基盤安定繰入金の確定によるものでございます。

それでは、6ページをお開き下さいませ。歳入の款3の国庫支出金でございますが、2目の療養給付費等負担金1千985万6千円、これは過年度分でございます。

それから款9繰入金の目1の一般会計からの繰入金974万5千円の減額でございます。これは先ほど言いました保険基盤安定繰入金の確定によるものでございます。

款11の諸収入、1目の一般被保険者延滞金として補正額75万円。それと雑入で24万6千円でございます。

8ページ、歳出に参ります。款2の保険給付費、1目の一般被保険者療養給付費でございますが、補正額はゼロでございます。先ほど言いました保険基盤安定繰入金の確定によりまして財源、その他の方を減額にいたしまして、一般財源の方との組み替えでございます。次の款2の保険給付費、1目の葬祭費でございますが、280万円補正額をお願いしております。

それから款9の諸支出金、3目の償還金といたしまして52万4千円、これは15年度精算いたしまして国県への返還金が生じておりますものを予算化しております。

款10の予備費といたしまして778万3千円。以上でございます。よろしくお願いいたします。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第31号、平成16年度安芸高田市国民健康保険特別会計補正予算第3号の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第49 議案第32号 平成16年度安芸高田市介護保険

特別会計補正予算(第2号)

松浦議長 日程第49、議案第32号、平成16年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算第2号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第32号でございます。平成16年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算第2号でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5千415万6千円を追加しまして、歳入歳出それぞれ30億2千852万7千円とするものでございます。よろしく願いいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

福田福祉保健部長 議長。

松浦議長 福祉保健部長、福田美恵子さん。

福田福祉保健部長 それでは16年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算第2号についての詳細について説明をいたします。

この度の補正につきましては平成16年12月までの実績に基づきまして、これからの給付見込みを出ささせていただいております。

それでは、6ページをお願いいたします。歳入といたしまして款1の保険料、1目の第1号被保険者保険料といたしまして368万3千円。

それから款4の国庫支出金といたしまして1目の介護給付費負担金1千134万円。款4の国庫支出金、1目の調整交付金といたしまして738万円、款5の支払基金交付金、1目介護給付費交付金といたしまして1千814万4千円の補正をお願いしております。

款6の県支出金として1目介護給付費負担金708万6千円。

款7の財産収入といたしまして利子及び配当金で2万円。

それから次に8ページの方の款9繰入金といたしまして、1目介護準備基金繰入金198万1千円をお願いいたしております。

それから款9同じく繰入金といたしまして、一般会計からの繰入金ということで、1目介護給付繰入金508万6千円、それから2目の事務費繰入金56万4千円でございます。

歳出といたしまして、次のページで、款1の総務費、一般管理費は、事務の方を精査いたしまして減額の6万5千円。それから款1総務費、項3

の介護認定審査会の方でございますが、こちらも精査いたしまして審査費の方が減額の49万9千円。それから認定調査費の方でございますが、これは補正額ゼロといたしまして、節款を移動させていただいております。委託料の方がですね、在宅認定調査費、サービスの方が増えて参っておりますので、在宅認定調査。それと、在宅新規の主治医の意見書の作成等に伴うものでございます。

それから10ページの方をお願いいたします。款2の保険給付費、1目の居宅介護サービス給付費といたしまして1千950万円お願いをいたしております。それから3節の施設介護サービス給付費といたしまして3千500万円、7目の居宅介護サービス給付費といたしまして250万円、計5千700万円でございますが、いずれも先ほど言いましたように、12月までの見込み、実績に基づきまして、サービスの見込みの増ということでございます。

次の、款2の保険給付費でございまして、4目の居宅支援住宅改修費の方が減額の200万円でございます。それから次ページの款2の保険給付費の1目審査支払手数料70万円、これも給付見込みの増に伴うものでございます。次の款2保険給付費の1目高額介護サービス費を100万円。

それから款4の基金積立金といたしまして、1目介護給付費準備基金積立金の2万円でございます。最後のページの款6の予備費といたしまして減額200万円計上させていただいております。よろしくをお願いいたします。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第32号、平成16年度安芸高田市介護保険特別会計補正予算第2号の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第50 議案第33号 平成16年度安芸高田市公共下水道事業

特別会計補正予算(第3号)

松浦議長 日程第50、議案第33号、平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算第3号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第33号、平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算第3号でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3千713万4千円を減額し、歳入歳出それぞれ5億325万4千円とするものでございます。

なお、地方債の補正につきましては、その借入限度額を7千540万円と定めるものでございます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第33号、平成16年度安芸高田市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について、要点のご説明を申し上げます。

これは吉田処理区の公共下水道の清算見込みに伴うものでございます。

議案の7ページをお願いします。歳入でございますが、それぞれ清算見込みにより、1款の分担金及び負担金、1項分担金では加入者分担金を154万9千円増額。

2款使用料及び手数料では、下水道使用料202万6千円の増額。

4款県支出金では、公共下水道事業県補助金として330万円の減額。

6款繰入金では、一般会計からの繰入金2千424万7千円減額し、8款諸収入では雑入の53万8千円の増額でございます。消費税還付金が339万2千円。加入促進奨励返還金を393万円の増額となっております。

9款市債では、公共下水道事業債1千370万円の減額をお願いするものでございます。

次に、歳出でございますが、9ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費の一般管理費では2万5千円の増額で、職員手当等の精査に伴うものでございます。

次に、2款施設費、1項施設管理費では902万3千円の減額で、それぞれ清算見込みに伴い、消耗品費等需用費で305万円の減額、役務費で施設の保険料30万円の減額、委託料では浄化センターの維持管理委託料の清算見込み及び下水道台帳作成業務料など567万3千円の減額をしております。

次に2項の施設建設費ですが、2千773万6千円の減額で、その主なものは、賃金・旅費をそれぞれ減額するとともに、需用費では49万1千円の増額、委託料では調査設計監理委託料1千万円の減額、工事請負費では管路工事など2千454万8千円の減額、また、補償補填及び賠償金では下水道工事に伴います水道管移設補償金681万2千円の増額。

3款公債費では、償還金利子及び割引料で40万円の減額をお願いする
ものでございます。

4ページには、第2表地方債の補正を掲げております。補正前の額から
370万円減額し、公共下水道事業の起債の限度額を7千540万円とさ
せていただきたいとするものでございます。以上でございます。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。
討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第33号、平成16年度安芸高田市公
共下水道事業特別会計補正予算第3号の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第51 議案第34号 平成16年度安芸高田市特定環境保全

##### 公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

松浦議長 日程第51、議案第34号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共  
下水道事業特別会計補正予算第3号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第34号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特  
別会計補正予算第3号でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千68万3千  
円を追加し、歳入歳出それぞれ9億3千865万9千円とするものでござ  
います。

なお、繰越明許費の補正でございますが、地方自治法第213条、第1  
項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業として、2地区の処  
理区整備事業、総額で2億9千910万円に繰越明許費を変更するもので  
ございます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。



松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案34第号の特別会計補正予算の要点のご説明をさせていただきます。これは吉田・八千代・甲田・向原の各処理区の事業の精算見込みに伴う補正でございます。

8ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款の分担金及び負担金で、現年度分で722万円の減額をお願いしております。

2款使用料及び手数料では、下水道使用料を現年、過年を合わせまして421万9千円の増額でございます。

4款県支出金では、特定環境保全公共下水道事業県補助金として22万5千円を増額をお願いしております。繰入金では一般会計からの繰入金675万9千円を増額をお願いしております。雑入では150万の減額をお願いしております。それから市債では、1千820万円の増額をお願いをするものでございます。

10ページをお願いいたします。1款総務費の一般管理費でございますが、消費税等の公課費で344万が主なものでございまして、544万円の減額をお願いするものでございます。

2款の施設費で施設管理費ではそれぞれ甲田・向原の処理区の施設の管理で甲田で汚泥の運搬料、また事務機器の使用料等の減額、業務委託料等の増加で合わせまして306万5千円の増額をお願いするものでございます。

11ページをお願いいたします。11ページの建設費でございますが、2千386万2千円の増額をお願いするもので、主なものは各処理区、吉田・八千代・甲田処理区の清算見込みにより、賃金旅費等の減額、また需用費では30万8千円を増額、役務費では通信運搬などで75万円の減額、委託料では許認可申請業務あるいは測量設計業務委託料で773万7千円の減額、使用料では事務機器などで53万8千円の増額をさせていただいております。工事費971万円は、これは八千代・甲田処理区の事業の中で清算見込みに伴い、増額をお願いしております。また、補償補填及び賠償金では、甲田処理区の事業推進に伴います水道施設の移転補償ということで、2千188万9千円の増額をお願いしております。

3款公債費では、利子分80万円の減額でございます。

4ページでございますが、4ページの第2表繰越明許費につきましては、八千代処理区の下水道の浄化センターの建設工事について、一部繰り越しをさせていただくということで、補正前の額に4千410万円追加して、八千代処理区につきましては1億5千300万円とさせていただきまして、トータルで2億9千910万円とさせていただきたいとするものでございます。

5ページでは地方債の補正を上げております。1千820万円を追加し、1億4千220万円とさせていただきたいとするものでございます。以上でございます。

松浦議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 はい、10番です。加入者分担金が700万あまり減った要因と、使用料は逆に増えておるんですね。その内容について。

それから、11ページの施設建設費の補償補填費2千100万あまり、この内容についてお伺いします。

松浦議長 答弁を求めます。建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 8ページの加入者分担金でございます。当初見込みが少し大きくみていたということで、減額をしておりますが、使用料につきましては、実績に基づきまして429万1千円が増額ということでご理解を願いたいと思います。

補償補填の11ページでございますが、これは甲田の下水道工事に伴いまして既設の水道管移設がかなりの部分重複しているということで、事業の調整を行いまして、補償補填の方へ充当させていただくということで、工事の推進を図るということで、ここへ上げさせていただいております。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第34号、平成16年度安芸高田市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第3号の件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第52 議案第35号 平成16年度安芸高田市農業集落排水事業

特別会計補正予算(第2号)

松浦議長 日程第52、議案第35号、平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第35号、平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ374万3千円を減額し、歳入歳出それぞれ9億6千366万9千円とするものでございます。

次に、地方債の補正につきましては、その借入限度額を、1億1千10万円と定めるものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第35号、平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について、要点のご説明を申し上げます。

これも市内の各処理区の清算見込みによるものでございます。

議案書の7ページをお願いします。分担金につきましても加入者の見込みが当初より減ったということで、263万5千円減額でございます。

2款の使用料及び手数料につきましては、使用料が清算見込みで203万3千円増額でございます。次に同じく使用料では、手数料で23万9千円、登録等の手数料が増額でございます。

8ページでございますが、一般会計繰入金としましては712万6千円の減額、諸収入では消費税等の還付金としまして24万6千円の増額、下水道債では350万の増額でございます。

次に、歳出でございますが、9ページをお願いします。1款の総務費、一般管理費で主なものは消費税減額237万8千円でございますが、あわせまして345万8千円の減額をお願いしております。次の2の施設費の施設管理費でございますが、904万3千円の減額で、主なものはそれぞれの施設の清算見込みに伴いまして、需用費で65万6千円の減額、役務費等で通信運搬費、検査手数料364万4千円の減額、委託料では施設の維持管理費で334万9千円の減額、使用料及び賃借料では事務機器などで6万5千円の減額、工事請負費では修繕費などで170万円の減額等を行っております。原材料では維持補修材料として37万1千円の増額でございます。

10ページをお願いいたします。施設建設費で995万8千円の増額でございますが、吉田処理区・向原処理区の事業清算見込みにより、それぞれ事業費の調整をさせていただいております。委託料の増額でございますが、調査設計業務の委託料でございます。使用料の199万8千円につきましては、吉田処理区で工事に伴います仮設用道路の借り上げを予定しておりましたが、不要となりましたので減額をさせていただきました。工事請負費でございますが、吉田・向原処理区の工事、管路工事などで492万円の増額をお願いしております。補償補填及び賠償金では、吉田処理区で水道管移設補償費で349万円の増額でございます。

3款の公債費では、利子といたしまして償還利子120万円の減額でございます。

第2表の地方債の補正でございますが、補正前の額に350万円を追加して1億1千10万円とさせていただきたいとするものでございます。4ページでございます。以上でございます。

松浦議長 以上で要点の説明を終わります。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。
討論はありませんか。
〔討論なし〕
討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第35号、平成16年度安芸高田市農業集落排水事業特別会計補正予算第2号の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第53 議案第36号 平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業

#### 特別会計補正予算(第3号)

松浦議長 日程第53、議案第36号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算第3号の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第36号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算第3号でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8千万5千円を減額し、歳入歳出それぞれ、2億6千800万7千円とするものでございます。

地方債の補正につきましては、その借入限度額を4千440万円と定めるものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第36号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予

算(第3号)について、要点のご説明を申し上げます。

議案の7ページをお願いいたします。歳入でございますが、当初見込みよりかなり加入者の見込みが落ちておりますので1千552万1千円の減額をさせていただいております。それから、使用料でございますが、80万6千円の減額でございます。3款国庫支出金につきましては、浄化槽整備事業国庫補助金2千664万円の減額でございます。

8ページをお願いいたします。6款の繰入金でございますが、一般会計からの繰入金1千472万9千円の減額でございます。

8款の諸収入は、消費税還付金として39万2千円の増額でございます。市債では、浄化槽整備特別事業債で2千270万円の減額でございます。

10ページをお願いいたします。歳出でございますが、総務費の1款総務費の一般管理費で事業の清算に伴いまして4万6千円の減額。

2款施設費の施設管理費ではそれぞれの施設の管理に伴いまして35万5千円の減額、施設建設では、7千960万4千円の減額で、主なものは工事請負費の7千672万7千円でございます。当初より大体240戸ぐらい見込んでおりましたが、163戸程度の見込みということでございます。

4ページをお願いいたします。地方債の補正でございますが、補正前の額から2千270万を減額して、補正後の額を4千440万とさせていただきたいとするものでございます。以上でございます。

松浦議長 以上で要点の説明を終わります。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

明木議員 議長。

松浦議長 1番、明木一悦君。

明木議員 はい。浄化槽整備について、当初の見込みから少し減ったということなんですけど、それはなぜ減ったというふうに考えられますでしょうか。

松浦議長 答弁を許します。  
建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 これは、あくまでも各地域あるいは個人から申し出等を受けて行うわけでございますが、事業を実施するのが平成16年度、少し遅れている関係もあったりしてというふうに理解をしております。

今村議員 議長。

松浦議長 16番、今村義照君。

今村議員 当初の申請が随分少なくなったというふうに思うわけですが、現状からすれば、地域的にですね、大きく差があるわけですね。そこら辺の原因についてはどのように把握されておりますか。

松浦議長 答弁を求めます。  
建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 お答えをいたします。この数、地域によって違うというのはこれまで旧町での取り組みの問題と、管路で整備をされた、面整備でされていたとこ

るとの差が出ているんじゃないかと思っております。平成17年度からは、実は今度は今まで、吉田・美土里・高宮・甲田ということでしたんですが、八千代の方も一部そういうことに対応ができるようなことを考えております。先ほど申し上げましたように、少し取り組みのバラつき、あるいは遅れがあったということで、こういう状況があると認識をしております。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

熊高議員 議長。

松浦議長 10番、熊高昌三君。

熊高議員 同様の質問なんですが、結局推進不足ということもあるんじゃないかと思うんですよね。前の議案からずっと加入者の分担金も減るとということ、加入者率が減るとということでしょう。将来的にはその使用料も減ってくるということですからね。加入率が悪くなるとというのは将来的には影響もしてくるし、せっかくの予算がしっかり使えてない。これは今の支所ごとの対応のこともあるんかもわからないんですけど、この事業推進というのをもう少し考えていく方がいいんじゃないでしょうか。

松浦議長 答弁を求めます。

建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 お答えします。議員ご指摘のとおり、これから面整備の区域と、また個別合併浄化槽の区域というのがある程度整理をしていく必要がありますし、いずれにしましても快適な住環境整備の一環としての下水道、浄化槽整備等の17年度、かなり積極的にやらせていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第36号、平成16年度安芸高田市浄化槽整備事業特別会計補正予算第3号の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第54 議案第37号 平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント
整備事業特別会計補正予算(第1号)

松浦議長 日程第54、議案第37号、平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算第1号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第37号、平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算第1号でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額には変更がございません。歳入を組み替えるものでございます。よろしく願いいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第37号、平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算(第1号)について要点のご説明を申し上げます。

これは、甲田町での事業を行なっているものでございます。

6ページをお願いいたします。補正予算の1の繰入金でございますが、補正予算で一般会計からの繰入金740万円を減額して、9款市債でそのものにつきまして、コミュニティ・プラント整備事業債で増額をさせていただいております。

歳入歳出についての増減は、財源内訳でございます。

7ページの歳出につきましては、財源内訳といたしまして補正額は上がっておりません。

次に3ページをお願いいたします。3ページの第2表地方債補正でございますが、歳入財源の変更に伴いまして740万円を追加をさせていただいて4千490万円とさせていただきたいとするものでございます。以上でございます。

松浦議長 以上をもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

金行議員 議長。

松浦議長 12番、金行哲昭君。

金行議員 はい、12番、金行です。この組み替えですが、この工事でちょっとお聞きしますが、何か、土砂が埋まってちょっと工事が遅れとるということを聞いたんですが、それはどのくらい遅れとるもんか、戻るとるもんか、そのあれへ間に合うんかお聞きします。

松浦議長 答弁を求めます。

建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 私も具体的にどの程度遅れとるんか聞いておりませんが、事業としては現在、そんなに遅れはないというふうに確認をしておりますので、予定どおり17年度には完成するというところで、随時事業をさせていただくというところでございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。
〔質疑なし〕
質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。
討論はありませんか。
〔討論なし〕
討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第37号、平成16年度安芸高田市コミュニティ・プラント整備事業特別会計補正予算第1号の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第55 議案第38号 平成16年度安芸高田市簡易水道事業

特別会計補正予算(第3号)

松浦議長 日程第55、議案第38号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算第3号の件を議題といたします。  
この際、議案の朗読を省略いたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議案第38号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算第3号でございます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億7千603万4千円を減額し、歳入歳出それぞれ17億8万円とするものでございます。

次に、繰越明許費の補正でございますが、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる事業といたしまして、1地区2億444万円を繰越明許費とするものでございます。

また、地方債の補正につきましては、その借入限度額を3億9千640万円と定めるものでございます。よろしくお願いいたします。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第38号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、要点のご説明を申し上げます。

議案の8ページをお願いいたします。歳入でございますが、1款分担金



及び負担金で分担金が278万7千円、これは当初見込みより少し落ちておるといふことで、減額をさせていただいております。使用料につきましては868万1千円、現年・過年合わせたものでございます。増額でございます。次の手数料でございますが、検査手数料で1万6千円の増額でございます。

9ページの国庫支出金の簡易水道事業国庫補助金では、事業の清算に伴いまして5千939万7千円の減額でございます。

6款繰入金でございますが、一般会計からの繰入金1億464万3千円の減額でございます。雑入では70万4千円の減額でございますが、これは建物共済保険料等の清算見込みに伴うものでございます。

10ページをお願いいたします。簡易水道事業債では起債の額を1億1千720万減額をお願いしておりますのでございます。

次に歳出でございます。11ページをお願いいたします。1款総務費の一般管理費では、それぞれ事業の清算見込みで155万3千円の減額で、主なものは役務費の通信運搬料、電話料123万6千円が主なものでございます。各処理区は備考欄の説明欄に書いたとおりでございます。それから、1の施設管理費では871万3千円の減額で、主なものとしたしましては委託料でございますが、各給水区の保守点検業務等の清算見込みに伴いまして600万5千円、工事請負費で修繕工事などの清算に伴いまして200万の減額でございます。

次に12ページをお願いいたします。備品購入費はメーター器などで100万5千円の減額でございます。2の施設建設でございますが、吉田給水区・八千代給水区・美土里給水区・高宮給水区・甲田給水区・向原給水区それぞれ減額をしておりますが、主なものとしたしましては吉田給水区は設計業務、工事請負費の清算見込み、また、八千代給水区では長迫配水池の建設を予定しておりましたが、用地等の確定が遅れたということで、減額させていただきまして、17年度で実施をさせていただくというものでございます。美土里給水区は水源調査でございまして、清算見込みで100万円減額。高宮給水区につきましては、川根地区でございますが、清算見込みで1千196万円の減額、甲田給水区は高地・長屋地区の清算見込みで1千693万1千円の減額でございます。向原給水区2千315万円につきましては、これは東京濾器の中からトリクロロエチレンが混入しているという状況下の中からで、当初市で整備をするようにしてございましたが、去る2月に東京濾器と話しをしました結果、施設等、経費にかかるものについては原因者である東京濾器の方で整備をするということで、これに関連しますものとして、すべて減額をさせていただいております。

13ページでございますが、公債費利子の方で660万の減額でございます。

それから戻っていただきまして4ページの繰越明許費でございますが、簡易水道の吉田給水区におきまして、施工区間が広範囲であるため、交通規制等の重複や住民生活の影響等を考慮して、工区の設定日数で少し時間

が変わったことで発注時期が遅れました。それと、通行規制の時間短縮などによりまして、事業が少し年度内に完成しないということがございまして、2億444万円の繰り越しをお願いするものでございます。主には道路の管は埋設をいたしますが、あと道路の舗装復旧等が主なものとなります。

第3表では地方債の補正でございますが、補正前の額から1億1千720万減額して合計を3億9千640万とさせていただきたいとするものでございます。以上でございます。

松浦議長 以上で要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

川角議員 議長。

松浦議長 6番、川角一郎君。

川角議員 6番です。今の説明でですね、12ページの方では非常に多くの減額がさなれておるわけですね。それで、住民としては1日でも早い給水を待っておるわけですね。それで、できればこの予算を組んだらですね、その年にですね、少しでも事業を進めるということがですね、非常に必要なんじゃないかというふうに思うわけなんです。それぞれ大きいものについては理由があろうかと思うんですが、吉田給水区あたりはそれほどの大きな原因じゃない、ただ、工事の遅れじゃないかというふうに思うんですが、そのようなことを望みですね、そのことについてのどのようなかたちでこうなったのか。さっきはちょっとあったと思うんですが、もう1度お願いしたいと思います。以上です。

松浦議長 答弁を求めます。

建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 ご指摘のように、1日でも早い給水ということで、鋭意努力をさせていただいておりますが、事業の量が非常に16年度膨大であったということも併せまして、鋭意担当課で努力はしております。吉田給水区につきましては、これは清算見込みということでございますので、そう大きく今後影響はないというふうに思っております。ただ、今後、簡易水道事業と、また甲田給水区等では、営農飲雑用水、これらにつきましては、予算の執行、17年度以降の状況も少し今から県の方へ充分要望していきたいと思っておりますが、いずれにいたしましても当初計画しておりますものにつきましては、17年度である程度対応できるものはしていきたいということで、少しでも早い給水を図りたいと考えております。以上でございます。

松浦議長 他に質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔討論なし〕

討論なしと認め、討論を終結いたします。

松浦議長 お諮りいたします。これより議案第38号、平成16年度安芸高田市簡易水道事業特別会計補正予算第3号の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第56 議案第39号 平成16年度安芸高田市水道事業会計

補正予算(第1号)

松浦議長 日程第56、議案第39号、平成16年度安芸高田市水道事業会計補正予算第1号の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

児玉市長 議長。

松浦議長 市長、児玉更太郎君。

児玉市長 議長。議案第39号、平成16年度安芸高田市水道事業会計補正予算第1号でございます。

本案は、予算第3条収益的収入及び支出の既決予定額2億9千605万3千円から、補正予定額885万6千円を減額し、予定総額をそれぞれ2億8千719万7千円とするものでございます。

次に、予算第4条に定める資本的収入及び資本的支出につきましては、収入の既決予定額2億5千166万7千円から、補正予定額2千835万円を減額し、予定総額を2億2千331万7千円とし、支出の既決予定額3億5千489万1千円に、補正予定額422万8千円を追加し、予定総額を3億5千911万9千円とするものでございます。

次に、予算第5条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の、職員給与費既決予定額5千375万3千円に補正予定額262万5千円を追加し、予定総額を5千637万8千円とするものでございます。よろしく申し上げます。

松浦議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、担当部長から要点の説明を求めます。

金岡建設部長 議長。

松浦議長 建設部長、金岡英雄君。

金岡建設部長 議案第39号、平成16年度安芸高田市水道事業会計補正予算(第1号)の要点について、ご説明申し上げます。

3ページをお願いいたします。3条予算でございます収益的収入及び支出についてでございますが、既決予定額2億9千605万3千円から補正予定額885万6千円を減額して予定総額を2億8千719万7千円とさせていただきますとするものでございます。

収入の主なものでございますが、事業収益で給水収益で、12月までの水道使用料等の使用実績に基づきまして、860万9千円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、支出の主なものでございますが、事業費の営業費用の原水及び浄水費は、1千454万円の減額で、主なものは動力費、修繕費で、修繕費では903万7千円、委託料で206万5千円の減額でございます。次に2目の配水及び給水費は、補正予定額592万6千円の減額で、主なものは修繕費、路面復旧費、委託料でございます。4の総係費でございますが、補正予定額442万円の減額で、主なものは通信運搬費、委託料、賃借料の減額でございます。2の事業外収益では、消費税で、298万3千円の減額をお願いをしております。4項の予備費でございますが、1千958万2千円の増額をお願いをしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。第4条予算建設改良関係に伴うものでございますが、資本的収入及び支出で、収入では資本的収入の既決予定額2億5千166万7千円から、補正予定額2千835万円を減額して、予定総額を2億2千331万7千円とさせていただきたいとするものでございます。主なものとしたしまして、1款の資本的収入の工事負担金の補正額で2千744万8千円の減額でございます。

次に支出でございますが、1款の資本的支出の既決予定額3億5千489万1千円に、補正予定額422万8千円を増額し、総額を3億5千911万9千円とするものでございます。建設改良費で422万8千円の増額で、これはの横山地区の拡張事業432万1千円でございます。

それから、次に6ページをお願いいたします。予算にかかります損益につきまして予定損益についてご説明を申し上げます。営業利益の予定額を6千155万4千754円、経常利益の予定額を2千185万6千386円としております。6の特別損失2万5千円を控除した当年度純利益を2千183万1千386円と予定しております。

続きまして予算にかかります貸借対照表でございます。7ページをお願いいたします。まず資産の部でございますが、1の固定資産の合計額24億4千129万7千615円、2の流動資産の合計額5千834万218円を予定してございまして、資産合計の予定額は24億9千963万7千833円でございます。

8ページをお願いいたします。負債の部でございますが、3の流動負債110万9千200円、資本の部4の資本金の合計額11億2千536万3千824円、5の剰余金の合計額を13億7千316万4千809円、負債資本の合計の予定額は24億9千963万7千833円でございます。あと、9ページ以降にそれぞれ説明資料を付けてしておりますのでご参照ください。以上でございます。

松浦議長 これをもって要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。

松浦議長 これより討論に入ります。
討論はありませんか。
〔討論なし〕

松浦議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
お諮りいたします。これより議案第39号、平成16年度安芸高田市水道事業会計補正予算第1号の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕
起立多数であります。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

松浦議長 ここで、本定例会の一般質問の運営について、昼休憩に議会運営委員会を開き、ご協議いただいておりますので、その結果について議会運営委員長、青原敏治君の報告を求めます。

青原委員長 議長。

松浦議長 青原敏治君

青原委員長 議会運営委員会からの報告をいたします。本日、昼休憩の時間に議会運営委員会を開き、一般質問の日程について協議し、次のとおり決定いたしましたのでご報告いたします。

一般質問の通告者は19名でございました。一般質問の初日は通告書受付番号の1番から9番までの質問を行い、2日目は10番から16番まで7人の質問、3日目は17番から19番までの3人の質問を行うことといたします。

なお、時間延長をいただいても、1日分を終了することといたしたいので、ご了承下さい。以上、報告を終わります。

松浦議長 お諮りいたします。

一般質問の日程については、ただ今委員長報告のとおりとすることにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、よってさよう決定しました。

松浦議長 お諮りいたします。

議事の都合により、明日3月8日は休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔異議なし〕

ご異議なしと認め、明日3月8日は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これにて散会いたします。ご苦労でございました。

~~~~~

午後10時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員